使用開始日　2024 年 11 月９日

愛称　しんきんラップ（安定型）

しんきん世界アロケーションファンド

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書
（請求目論見書）

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本文書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

１．この目論見書により行う「しんきん世界アロケーションファンド」（愛称：しんきんラップ（安定型））の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2024年11月８日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2024年11月９日に生じています。

２．本文書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（請求目論見書）です。

３．「しんきん世界アロケーションファンド」（愛称：しんきんラップ（安定型））の基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。

「愛称：しんきんラップ（安定型）」は、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、約束するものではありません。

発　行　者　名	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　花岡　隆司
本店の所在の場所	東京都中央区京橋３丁目８番１号
縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

しんきん世界アロケーションファンド

（ファンドの愛称を「しんきんラップ（安定型）」とします。）

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

① 追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

② 委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（４）【発行(売出)価格】

・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

・基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

・基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（５）【申込手数料】

①　申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に1.65％（税抜1.5％）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

②　収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

③　申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

※販売会社が定める申込手数料については販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（６）【申込単位】

①　販売会社が定める単位

②　取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

（７）【申込期間】

2024年11月９日から2025年５月９日まで

（申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申し込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ　　https://www.skam.co.jp

コールセンター　0120-781812（携帯電話からは03-5524-8181）

（受付時間：営業日の９：00から17：00まで）

（９）【払込期日】

・取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

・販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

（10）【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内に販売会社所定の方法でお申し込みください。

② 毎営業日の午後３時30分までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

③ ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

④ 当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

⑤ 振替受益権について

・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

⑥ 投資信託振替制度について

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、公社債、不動産投資信託および国内短期金融資産へ分散投資を行い、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②　ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

１）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式・債券・不動産投信・短期金融資産）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注１）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注２）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

＜商品分類の定義＞

○「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

○「内　外」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

＜属性区分の定義＞

○「その他資産（投資信託証券（株式・債券・不動産投信・短期金融資産））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式・債券・不動産投信・短期金融資産に投資する旨の記載があるもの

○「年１回」…目論見書等において、年１回決算する旨の記載があるもの

○「グローバル（日本を含む）」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

○「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（https://www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③　ファンドの特色

特色１　７つの資産を投資対象とした分散投資を行います。

◆長期運用に適した６つの異なる資産（国内株式・外国株式・国内債券・外国債券・国内不動産投資信託（国内リート）・外国不動産投資信託（外国リート））に加え、国内短期金融資産を投資対象とし、市場環境の変化に対応した分散投資を行います。

※常に全ての投資対象に投資を行うとは限りません。

◆配当金、利子および分配金収入が期待できる資産に投資して、安定した運用成果を目指します。

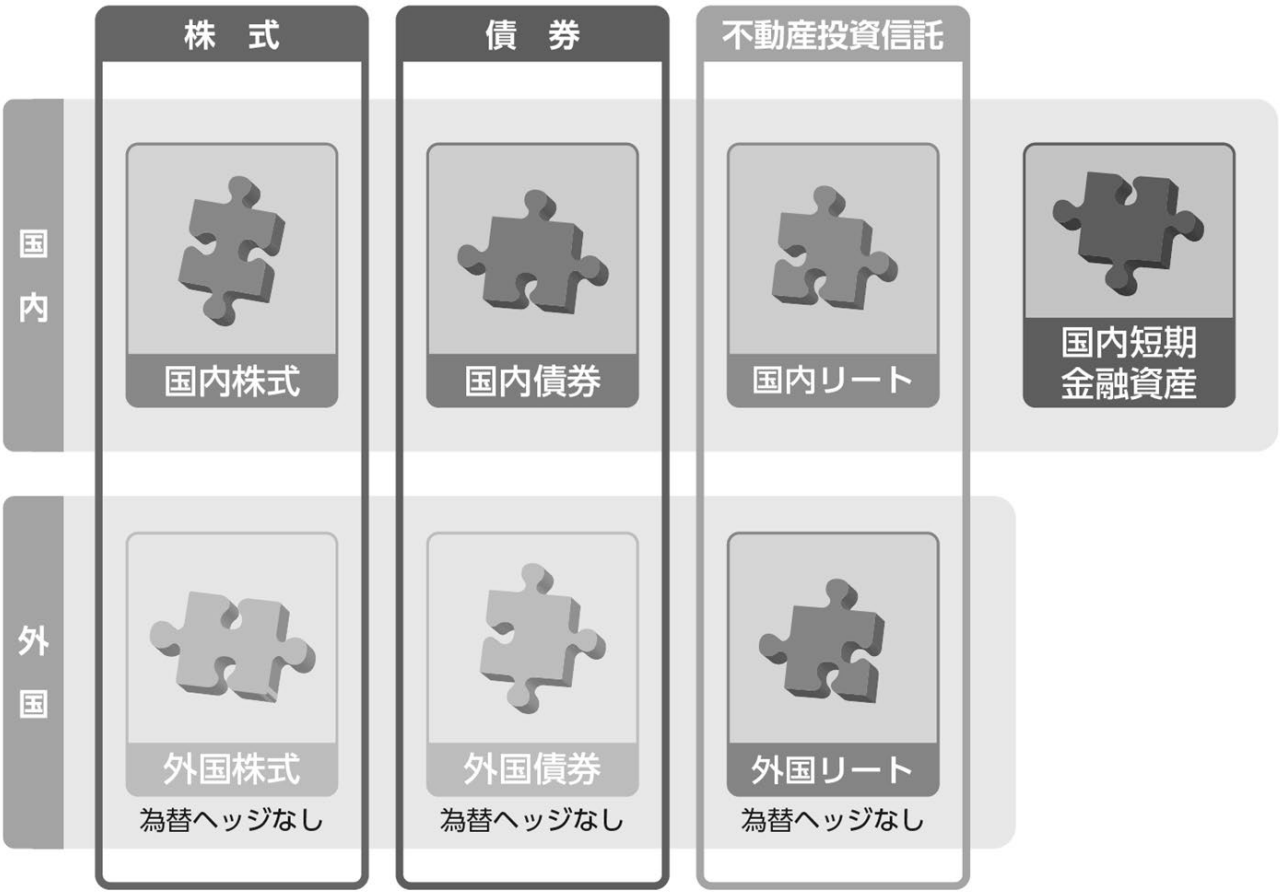

特色2 各資産のリスクを考慮した分散投資を行います。

◆投資する資産はそれぞれ異なるリスク（値動きの振れ幅）を持っています。

リスクとは、値動きの振れ幅のことで、
投資する資産によって、リスクの大きさは異なります。

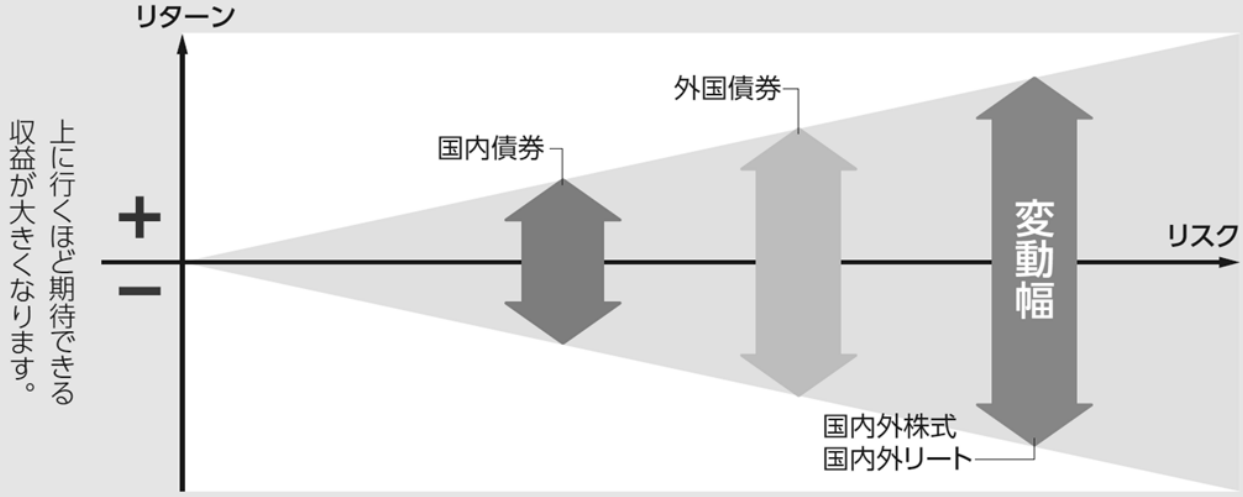

右に行くほど、値動きの振れ幅が大きくなります。

※上記の図は、一般的な考え方のイメージです。

◆異なる資産にリスクを考慮した分散投資を行うことによって、基準価額の変動を抑えつつ、収益の獲得を目指します。

分散投資の効果

各資産はさまざまな値動きをします。

値動きの異なる資産を組み合わせることで、
リスクの低減効果が期待できます。

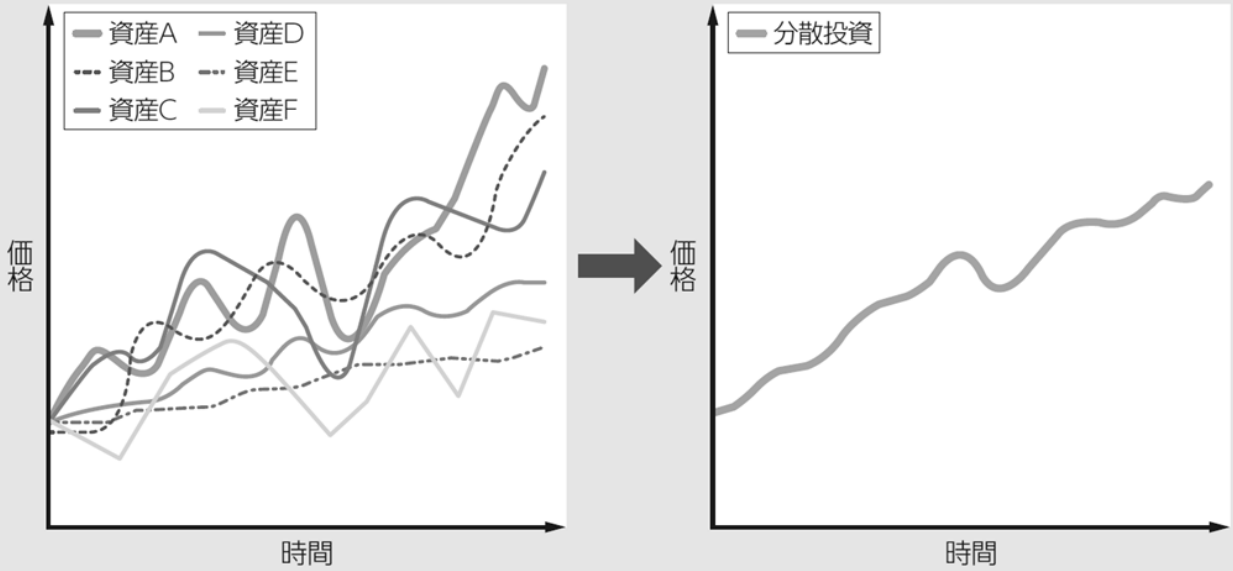

※上記の図は、一般的な考え方のイメージです。当ファンドの将来の運用成果等を示唆、約束するものではありません。
※各資産の配分比率によっては、リスクの大きな資産の影響を強く受けることがあります。

特色3 市場環境によっては、さらにリスクを抑えた資産別配分（アロケーション）に切り替えます。

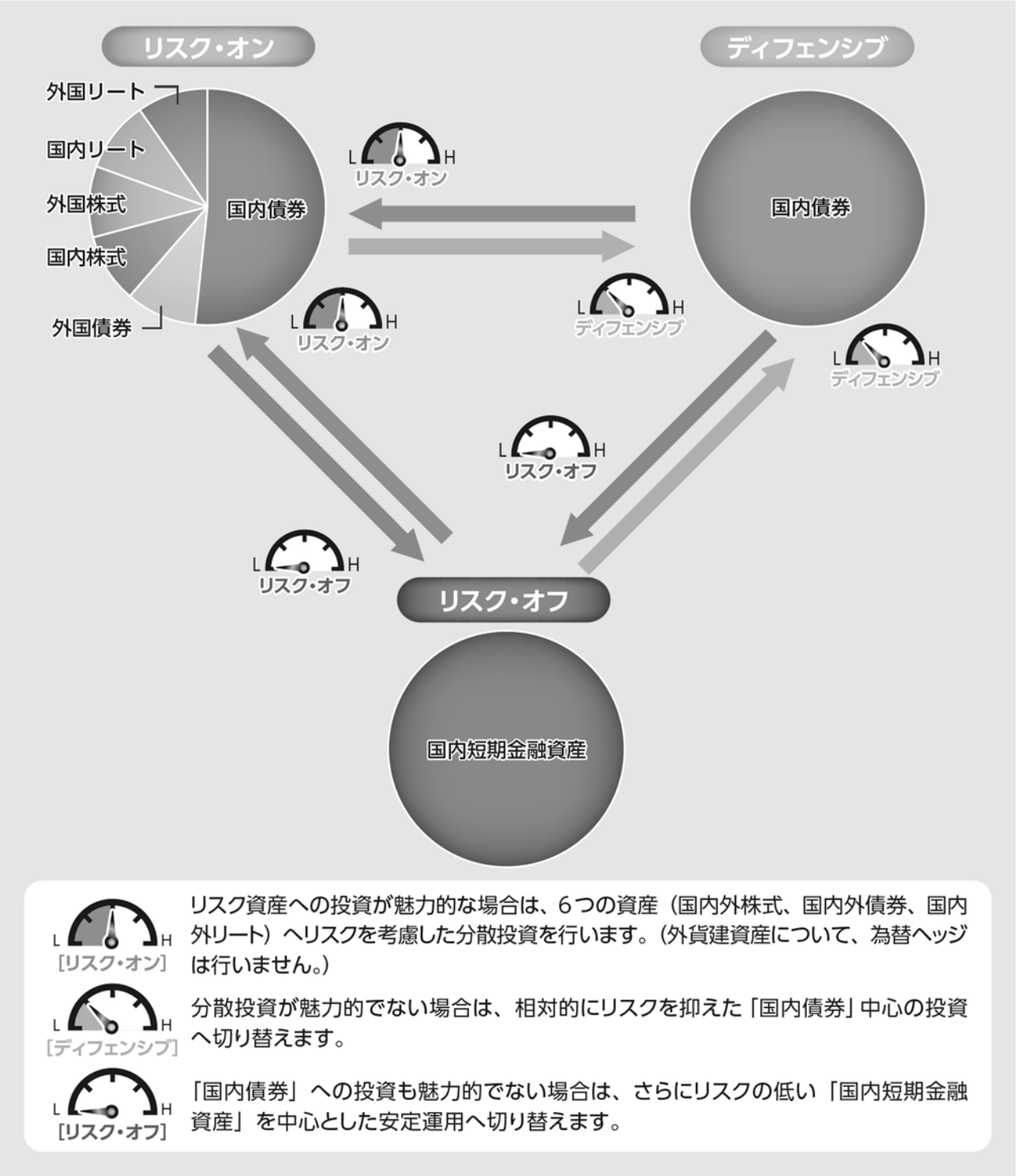

※上記の図は、当ファンドの運用のイメージを説明するためのものであり、実際の配分比率とは異なります。配分比率は、あらかじめ定めているものではありません。

※上記の「リスク・オン」、「ディフェンシブ」および「リスク・オフ」は、当ファンドの運用のイメージを説明するための表現であり、具体的な投資戦略・運用方針を意味するものではありません。

※実際の資産別配分比率の変更は委託会社が決定し、当ファンド内でマザーファンドを換金および買い付けることにより行います。マザーファンドについては、後掲「ファンドの仕組み」をご参照ください。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 投資戦略

投資戦略のイメージ

経済環境分析

投資先の金融市場に影響を与える世界経済の動向など、各資産の金融市場を取り巻く環境を分析・評価します。

↓

金融市場分析

経済環境分析の結果を踏まえて、投資先の金融市場の関連する各種指標（指数、インデックスなど）の動きを計量的に分析・評価します。

↓

資産別配分比率の決定

金融市場分析の結果を踏まえて、資産別配分比率を決定します。資産別配分比率の見直しは、月1回程度行います（将来変更される場合があります。）。
決定した資産別配分比率に近づけるため、各マザーファンドの組入比率を調整します。常に全てのマザーファンドに投資を行うとは限りません。

↓

「しんきん世界アロケーションファンド」
（愛称：しんきんラップ（安定型））

- リスク水準の高い資産の配分比率を下げ、リスク水準の低い資産の配分比率を上げること等によって、リスクを抑えた分散投資を目指します。
- 投資判断に使用する資産分散手法は、市場環境の変化に応じて、随時見直しを行います。
- 資産の一部を外貨建資産に投資する場合があります。原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 収益分配について

年１回の決算時（２月１４日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金のお支払いのイメージ

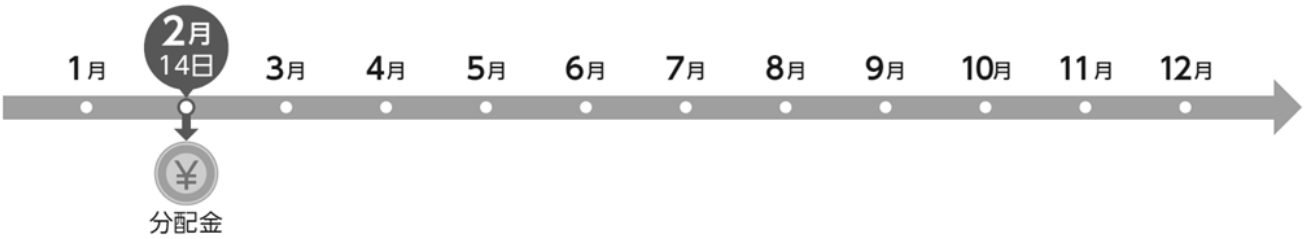

※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配方針

- ■ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ■ 分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
  また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
  ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ 投資する各資産について ※常に全ての資産に投資するとは限りません。

株式

国内株式、外国株式（為替ヘッジなし）

国内および外国の好配当株式を主要投資対象とします。

◎好配当株式のポイント

■ 予想配当利回り※が市場平均を上回ると判断できる銘柄に着目することから、安定的な配当金による収益（インカム・ゲイン）を期待することができます。

■ 企業業績や事業内容等を分析して投資を行い、中長期的な株価の上昇による収益（キャピタル・ゲイン）を狙います。

※「予想配当利回り」とは、株式の重要な投資尺度のひとつであり、「1株当たりの予想配当金」を「株価」で割って求められます。

株式投資の２大要素

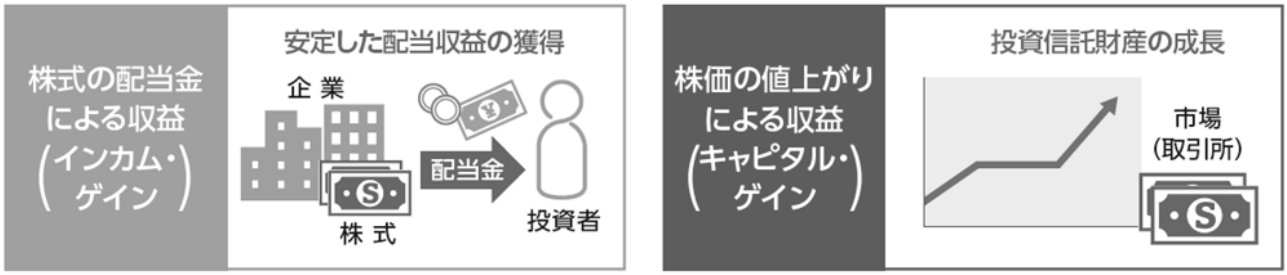

株式の投資対象国・地域

北米地域	欧州・中東地域				アジア・オセアニア地域
アメリカ	オーストリア	フランス	イタリア	スペイン	香港
カナダ	ベルギー	ドイツ	オランダ	スウェーデン	日本
	デンマーク	アイルランド	ノルウェー	スイス	シンガポール
	フィンランド	イスラエル	ポルトガル	イギリス	オーストラリア
					ニュージーランド

※ 2024年8月末現在の投資対象国・地域であり、実際の投資とは異なります。（組み入れていない場合もあります。）
※外国株式の主な投資対象国はMSCI-KOKUSAI（参考指標）の構成国です。

◆外国株式による運用は、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行います。

～シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドについて～

世界の投資対象市場を網羅するリサーチおよび資産運用能力を背景に、高品質な投資商品や金融サービスをお客様に提供する独立系グローバル資産運用会社「シュローダー・グループ」の英国法人です。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資プロセス

国内株式（しんきん好配当利回り株マザーファンド）

process 1 経済環境分析

経済動向など株式市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる銘柄を選定します。また、財務の健全性、業種分散などを踏まえ、全体のバランスを考慮し、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

外国株式（しんきん世界好配当利回り株マザーファンド）

process 1 経済環境分析

経済動向など投資先の株式市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

世界をいくつかの地域に分け、地域ごとの平均を上回る配当利回りが期待できる銘柄を選定します。また、配当の質、時価総額、企業業績などを踏まえ、全体のバランスを考慮して実際に投資する銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

● 「MSCI-KOKUSAI」について

MSCI-KOKUSAIインデックスはMSCIインデックスの一つです。MSCIインデックスは、MSCIインクが算出する世界的な株価指数の名称で、世界中の投資のプロが指標として活用しています。MSCIインデックスは市場の動向を表す指数として、また投資評価のベンチマークとして幅広く利用されています。ここに掲載される全ての「MSCI-KOKUSAI」の情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。この情報はMSCIの営業秘密であり、またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

■ 投資する各資産について ※常に全ての資産に投資するとは限りません。

債券

国内債券、外国債券（為替ヘッジなし）

国内の公社債および外国の高格付債券を主要投資対象とします。

◎債券のポイント

■ わが国を含む、世界各国の債券に投資することから、利子収入によるインカム・ゲインを期待することができます。

■ 高い信用力の債券に投資を行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な債券分散投資を追求します。

債券の投資対象国

日本

日本

※投資対象とする公社債は、組入れ時において信用格付業者等からBBB格相当以上の長期信用格付を取得しているものとします。

米国

アメリカ

※国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

ユーロ参加国

オーストリア　ベルギー　キプロス　エストニア　フィンランド　フランス　ドイツ　ギリシャ　アイルランド　イタリア

ラトビア　リトアニア　ルクセンブルク　マルタ　オランダ　ポルトガル　スロバキア　スロベニア　スペイン　クロアチア

※欧州経済通貨同盟（EMU）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。EMUとは、統一通貨「ユーロ」を導入する欧州連合（EU）加盟国による共通の経済政策・通貨対策の実施を目指す同盟です。

その他

オーストラリア　カナダ　デンマーク　ニュージーランド　ノルウェー　シンガポール　スウェーデン　スイス　イギリス

※日本、米国、EMU参加国を除く世界各国の国債、政府機関債、地方債および国際機関債を主要投資対象とします。投資対象とする公社債は、組入れ時において、信用格付業者等からAA格以上の信用格付を取得しているものとします。上記以外の国に投資することがあります。

※ 2024年８月末現在の投資対象国であり、今後、変更される場合があります。実際の投資とは異なります。（組み入れていない場合もあります。）

信用格付のイメージ

信用格付業者		S&P	Moody's	R&I
信用格付	高い	AAA	Aaa	AAA
		AA	Aa	AA
		A	A	A
		BBB	Baa	BBB
		BB	Ba	BB
		B	B	B
		CCC	Caa	CCC
		CC	Ca	CC
		C	C	C
	低い	D		

(注) S&P：スタンダード＆プアーズ
Moody's：ムーディーズ
R ＆ I：株式会社格付投資情報センター

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資プロセス

国内債券（しんきん国内債券マザーファンドⅡ）

process 1 経済環境分析

経済動向など債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、信用リスクなどを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

外国債券（しんきん欧州ソブリン債マザーファンド／しんきん米国ソブリン債マザーファンド／しんきん高格付外国債券マザーファンド）

process 1 経済環境分析

経済動向など投資先の債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

国別の金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、
国別の金利環境などを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

■ 投資する各資産について ※常に全ての資産に投資するとは限りません。

不動産投資信託（リート）

国内リート、外国リート（為替ヘッジなし）

国内および外国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

◎不動産投資信託（リート）のポイント

- ■ 間接的に不動産へ投資した効果が得られます。
- ■ リートは、不動産の賃貸料収入などから、投資者に分配を行う仕組みになっています。そのため、不動産からの収益を分配金として受取ることが可能です。
- ■ リートは、債券や株式と異なった値動きをする傾向があり、分散投資の対象として有効な資産の一つと言えます。
- ■ わが国を含む世界各国のリート市場に分散投資が可能です。

不動産投資信託とは

- ● 不動産投資信託とは、「不動産を証券化した金融商品」で、「Real Estate Investment Trust」の頭文字を取ってリート（REIT）と呼ばれます。
- ● リートは、「投資者から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資者へ分配金を支払う」という商品で、少額の資金で不動産に分散投資した効果を得ることができます。

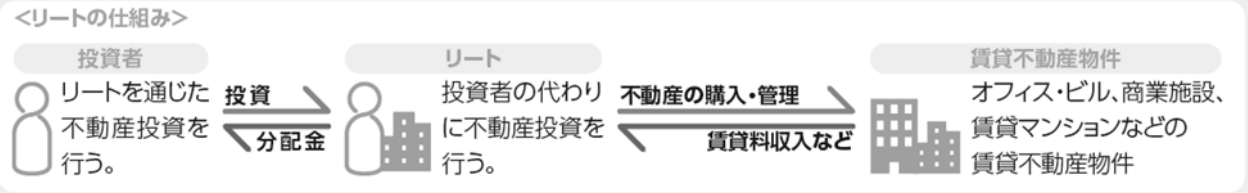

リートの投資対象国・地域

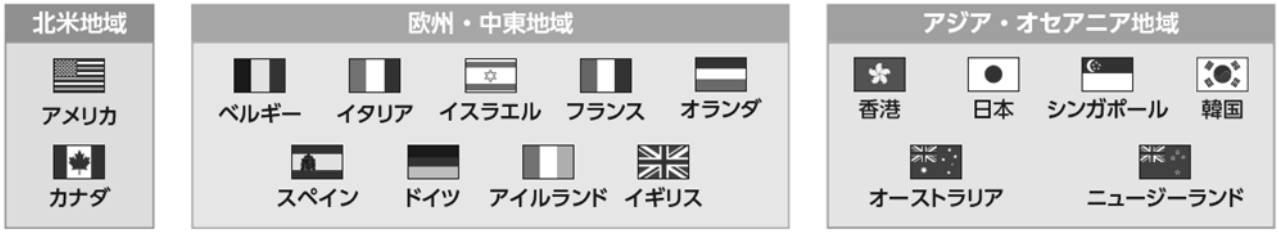

※ 2024年8月末現在の投資対象国・地域であり、実際の投資とは異なります。（組み入れていない場合もあります。）
※外国リートの投資対象国はS&P先進国REIT指数構成国です。指数構成国であっても、対象銘柄がない場合があります。

◆外国不動産投資信託による運用は、ブラックロック・ジャパン株式会社が行います。

～ブラックロック・ジャパンについて～

ブラックロック・ジャパン株式会社は、グローバルに資産運用ビジネスを展開するブラックロック・グループ（以下、「ブラックロック」といいます。）の一員です。ブラックロックは、世界約30か国に拠点を擁し、約1,712兆円（2024年6月末現在）を運用する世界有数の資産運用グループです。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資プロセス

国内リート（しんきんJリートマザーファンドⅡ）

process 1 経済環境分析

経済動向などJ-REIT市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

財務分析や流動性、価格の分析を踏まえ、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

外国リート（しんきんグローバルリートマザーファンド）

process 1 ポートフォリオ構築

日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、S&P先進国REIT指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

process 2 ポートフォリオのリスク分析

S&P先進国REIT指数の動きとマザーファンドの基準価額の値動きのかい離およびその要因等を管理・分析します。

●「S&P先進国REIT指数」について

「S&P先進国REIT指数」とは、Standard&Poor's Dow Jones Indices LLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託（REIT）および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。
当指数は、Standard&Poor's Dow Jones Indices LLCの商品であり、当ファンドに対して利用許諾が与えられています。Standard&Poor's®およびS&P®（以下「S&P」といいます。）は、Standard&Poor's Financial Services LLCの登録商標であり、S&Pは、当ファンドを推奨・支持・販売・促進等するものではありません。S&Pは、S&Pが公表する各指数またはそれに含まれるデータの正確性あるいは完全性を保証するものではなく、また、S&Pが公表する各指数またはそれに含まれるデータを利用した結果生じた事項に関して保証等の責任を負うものではありません。

■ 投資する各資産について ※常に全ての資産に投資するとは限りません。

国内短期金融資産

国内短期金融資産

わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

◎国内短期金融資産のポイント

■ 短期公社債の組み入れにあたっては、原則、残存期間１年以内のものとし、取得時においていずれかの信用格付業者等からA格相当以上の信用格付を得ている銘柄に限定することで、価格変動リスクや金利リスク、信用リスク、流動性リスクなどを抑えた投資成果が期待できます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産の一部を外貨建資産に投資する場合があります。

■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は円ベースで上昇します。

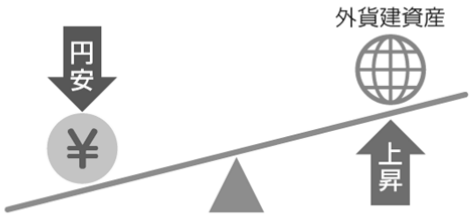

円高になると外貨建資産の価値は円ベースで下落します。

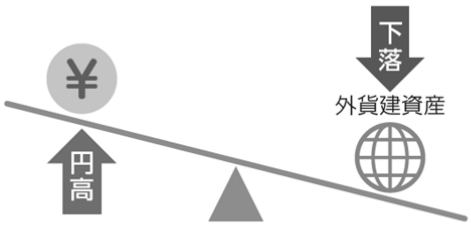

※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み

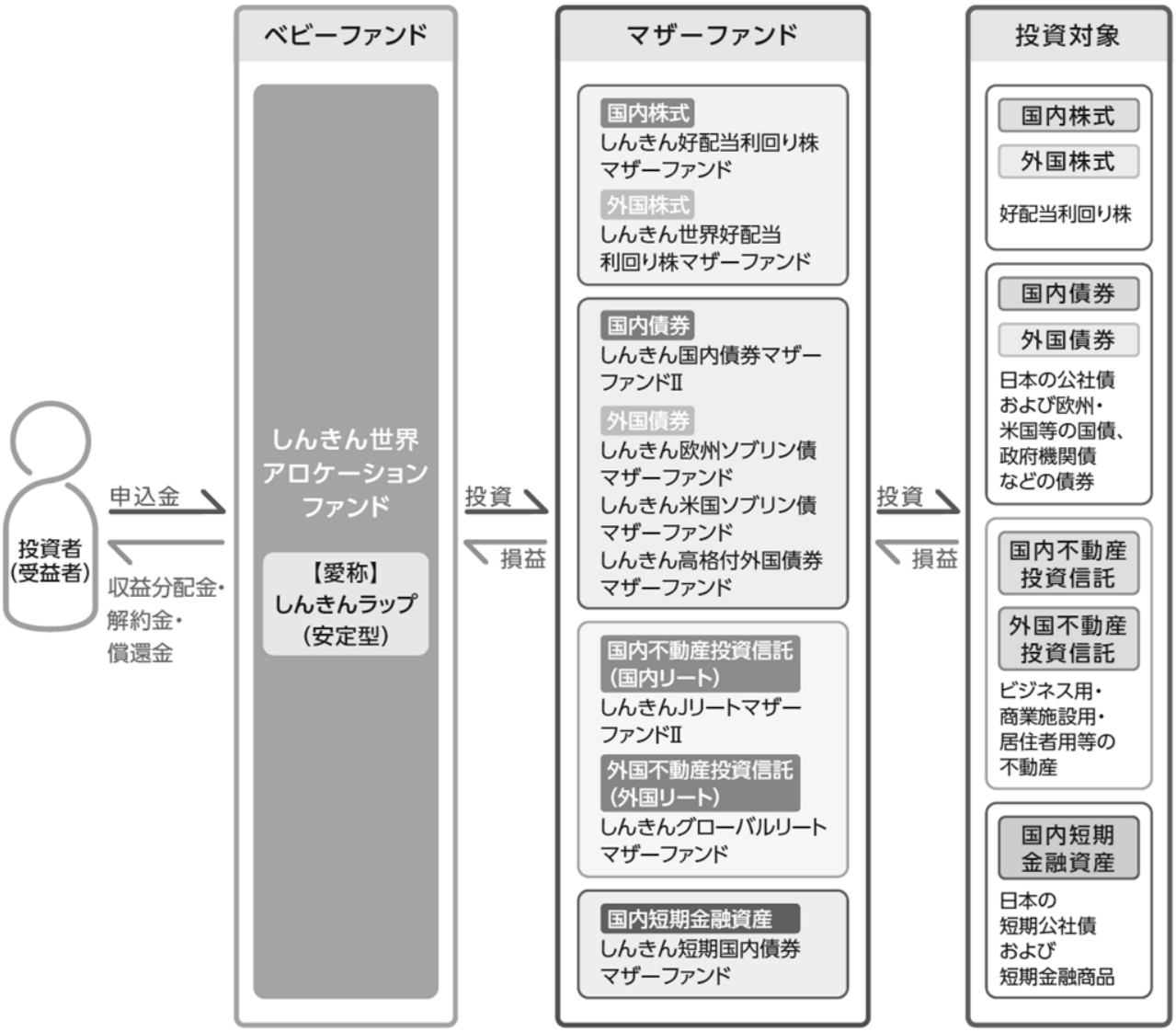

投資者の資金は、しんきん世界アロケーションファンド（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※上記のマザーファンドは、ベビーファンドが投資対象とするマザーファンドです。一部のマザーファンドの配分比率をゼロとする場合があります。

※「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の運用指図に関する権限は、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

※「しんきんグローバルリートマザーファンド」の運用指図に関する権限は、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

国内外の株式、債券および不動産投資信託ならびに国内短期金融資産への投資は、マザーファンドを通じて行います。（しんきん世界アロケーションファンドが株式に直接投資したり、外貨建資産に直接投資することはありません。）

④　信託金の限度額

・2,000億円を限度額として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2013年10月25日　信託契約締結、当初設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

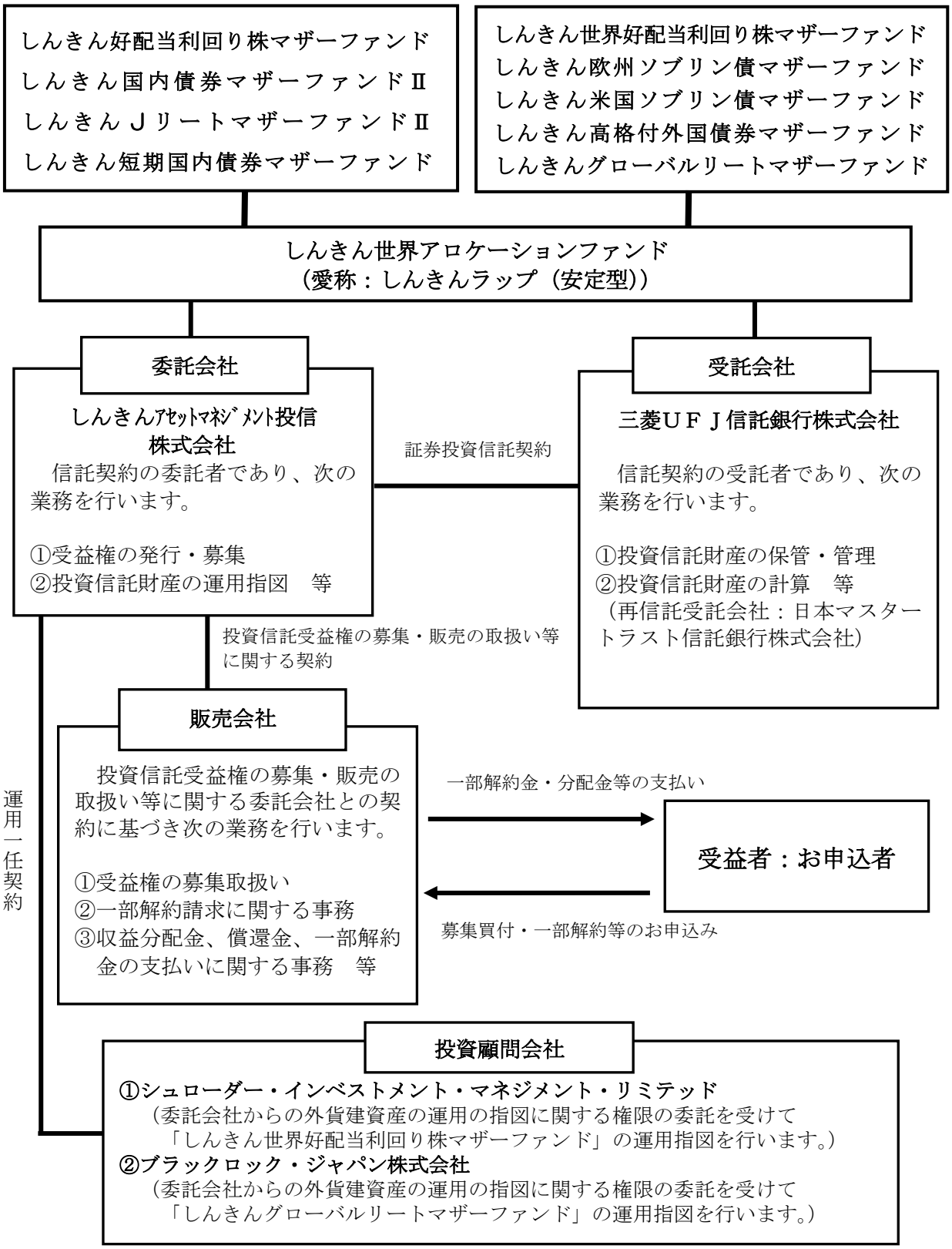

※上記のマザーファンドは、「しんきん世界アロケーションファンド」が投資対象とするマザーファンドです。一部のマザーファンドの配分比率をゼロとする場合があります。

＜委託会社の概況＞（本書提出日現在）

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目８番１号

③ 資本の額

200百万円

④ 会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年３月	投資顧問業の登録
1992年３月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年９月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年８月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目３番７号	4,000株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 投資対象

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券（国内株式）、しんきん世界好配当利回り株マザーファンド受益証券（外国株式）、しんきん国内債券マザーファンドⅡ受益証券（国内債券）、しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきん高格付外国債券マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきんＪリートマザーファンドⅡ受益証券（国内不動産投資信託）、しんきんグローバルリートマザーファンド受益証券（外国不動産投資信託）およびしんきん短期国内債券マザーファンド受益証券（国内短期金融資産）を主要投資対象とします。

※（　）内は投資対象資産を示します。

② 投資態度

１）各マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債、不動産投資信託および国内短期金融資産等へ実質的な投資を行います。

２）原則として、各マザーファンド受益証券への配分比率は、定性評価、定量評価等を勘案した資産分散手法により決定し、適宜見直しを行います。なお、一部のマザーファンド受益証券への配分比率をゼロとする場合があります。

３）実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

４）市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　投資の対象とする有価証券の範囲等

１）委託会社は、信託金を、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」、「しんきんグローバルリートマザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパー

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、ハ．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

２）委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

３）上記１）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として上記２）のイ．からニ．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。

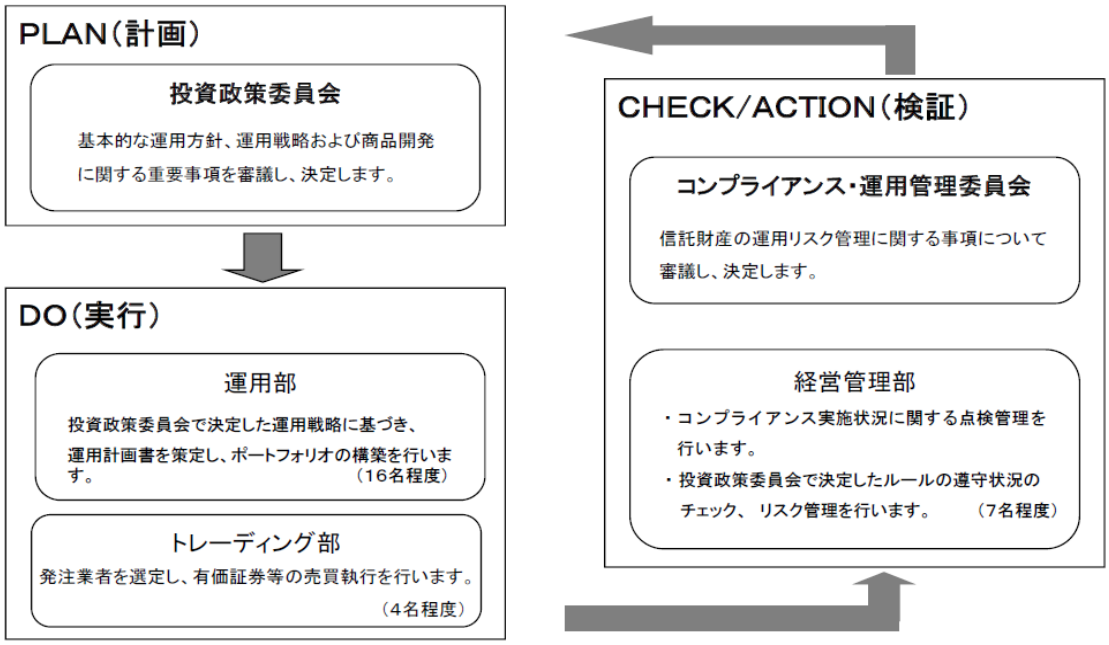

≪投資プロセス≫

① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の決算日（２月14日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

「しんきん世界アロケーションファンド」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

① 株式への直接投資は行いません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

④　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

1）　上記⑤の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ）一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。

ロ）一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

ハ）借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10％以内。

2）　上記⑤の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

3）　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（参考）親投資信託（マザーファンド）に関する情報

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の概要

（１）投資方針

①　投資対象

我が国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

②　投資態度

１）主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。

２）銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。

３）株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。

４）株式以外の資産の組入比率は、通常の場合50％以下とします。

５）投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引を行うことができます。

６）資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（２）投資対象

①　投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１）有価証券

２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）

３）金銭債権

４）約束手形

②　投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１）株券または新株引受権証書

２）国債証券

３）地方債証券

４）特別の法律により法人の発行する債券

５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８）協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法

第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９）特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10）コマーシャル・ペーパー

11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13）投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）

14）投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）

15）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

16）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとします。）

17）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１）、12）および16）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに16）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

③　投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④　同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し

得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦　外貨建資産への投資は行いません。

（４）その他

「しんきん世界アロケーションファンド」が「しんきん好配当利回り株マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありません。

「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の概要

（1）投資方針

① 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

1）日本を除く世界各国の配当利回りの高い企業の株式へ分散投資を行うことにより、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。

2）運用指図に関する権限は、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

3）株式の銘柄選定にあたっては、銘柄ごとの配当利回り・増配期待・流動性に着目しつつ、企業のファンダメンタル分析も勘案して行います。

4）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

5）株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

6）資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（2）投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1）有価証券

2）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）

3）金銭債権

4）約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1）株券または新株引受権証書

2）国債証券

3）地方債証券

4）特別の法律により法人の発行する債券

5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

8）協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

9）特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10）コマーシャル・ペーパー

11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18）外国法人が発行する譲渡性預金証書

19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21）外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

22）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、１）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）投資制限

①　株式への投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には、取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

④　同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額10％以下とします。

⑤　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には、取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑥　同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な

いことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦　投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

（４）その他

「しんきん世界アロケーションファンド」が「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.3％の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」の概要

（１）投資方針

①　投資対象

我が国の公社債を主要投資対象とします。

②　投資態度

１）「ダイワ・ボンド・インデックス総合」をベンチマークとします。

２）投資対象とする公社債は、組入段階において、いずれかの指定格付業者等からＢＢＢ格相当以上の長期信用格付を得ている銘柄とします。

３）国内企業およびそれに準じる発行体の発行するユーロ円建資産ならびに外国企業の発行する円建資産・ユーロ円建資産を組み入れることがあります。

４）運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。

５）公社債の組入比率については原則として高位を保ちます。

６）有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。

７）市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

①　投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１）有価証券

２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）

３）金銭債権

４）約束手形

②　投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１）国債証券

２）地方債証券

３）特別の法律により法人の発行する債券

４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

５）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６）コマーシャル・ペーパー

７）外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

８）投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。)のうち、公社債投資信託の受益証券

９）投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券

10）預託証書(金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、１)から５)までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとします。)

11）外国法人が発行する本邦通貨建の譲渡性預金証書

12）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１)から５)までの証券および７)の証券または証書のうち１)から５)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８)から９)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）預金

２)指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１)から４)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）投資制限

①　株式への投資は行いません。

②　同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③　投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④　外貨建資産への投資は行いません。

（４）その他

「しんきん世界アロケーションファンド」が「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※「ダイワ・ボンド・インデックス」とは、日本における確定利付債券市場のパフォーマンスを測定するように設計された指数で、株式会社大和総研が計算、公表しています。

算出対象範囲が広く、日本の債券市場全体の動きを代表しています。債券価格の変動に加えて、

日々のクーポン収入も加味されて算出されます。

※ダイワ・ボンド・インデックスに関する著作権等知的財産権は大和証券株式会社および株式会社大和総研に帰属いたします。なお、大和証券株式会社および株式会社大和総研は当ファンドの運用とは何ら関係はありません。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の概要

（1）投資方針

① 投資対象

欧州経済通貨同盟（ＥＭＵ）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

1）主としてＥＭＵ参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。

2）ＦＴＳＥ ＥＭＵ国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

3）運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。

4）外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。

5）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

6）市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の概要

（1）投資方針

① 投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

1）主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。

2）ＦＴＳＥ米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

3）運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。

4）外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。

5）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

6）市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の主な投資戦略は、以下のとおりです。

① 金利リスクのコントロール

1）金利水準の方向性について予想し、債券の「デュレーション」を長期化・短期化します。具体的には、マザーファンドのデュレーションをベンチマークとなるインデックスのデュレーションから±１年程度の範囲でコントロールします。

2）「イールドカーブ」の変化に対する見通しを立て、相対的にパフォーマンスの良くなると予想した年限に資金配分します。

（注１）デュレーションとは、金利が変動した時に債券の価値が、どの程度変化するのかを表す指標です。

（注２）イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した

利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線です。このイールドカーブが右上がりの場合を順イールド、右下がりの場合を逆イールドといいます。

② 国別配分（主として「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」について）

債券価格は、金利によって上下する性質があります。投資対象とするソブリン債等の金利環境は、国によって様々であるといえます。マザーファンドでは、相対的に金利低下が期待できる国への投資配分をベンチマーク比で多くすることによって、金利低下時の値上がり益を、より享受することを目指します。

（２）投資対象（「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。）

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１）有価証券

２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）

３）金銭債権

４）約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

１）国債証券

２）地方債証券

３）特別の法律により法人の発行する債券

４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

５）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６）コマーシャル・ペーパー

７）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

８）投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券

９）投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券

10）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、１）から５）までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとします。）

11）外国法人が発行する譲渡性預金証書

12）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の

受益証券に表示されるべきもの

なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8)または9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1)　預金

2)　指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3)　コール・ローン

4)　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)　投資制限　「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

①　株式への投資は行いません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④　投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4)　その他

「しんきん世界アロケーションファンド」が「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」(親投資信託)の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありません。

※「ＦＴＳＥ　EMU国債インデックス」と「ＦＴＳＥ米国国債インデックス」は「ＦＴＳＥ世界国債インデックス」のサブ・インデックスです。

※「ＦＴＳＥ世界国債インデックス」は、ＦＴＳＥ Fixed Income ＬＬＣにより運営される債券インデックスで、1984年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し、指数化したものです。

※上記の指数は、ＦＴＳＥ Fixed Income ＬＬＣの知的財産です。同社は各指数の算出、公表、利用に関する一切の権利を有しております。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

「しんきん高格付外国債券マザーファンド」の概要

（1） 投資方針

① 投資対象

日本、米国、欧州経済通貨同盟（ＥＭＵ）参加国を除く世界各国の国債、政府機関債、地方債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

1） 投資対象とする公社債は、組入時において、信用格付業者であるムーディーズ社またはスタンダード＆プアーズ社のいずれかからＡＡ格以上の信用格付を取得しているものとします。

2） 国別の投資配分比率は、各国の市場規模・経済規模等を勘案し決定します。

3） 各国のマクロ経済等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、債券ポートフォリオの構築を図ります。

4） 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。

5） 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

6） 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2） 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1） 有価証券

2） デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）

3） 金銭債権

4） 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1） 国債証券

2） 地方債証券

3） 特別の法律により法人の発行する債券

4） 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5） 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

6） コマーシャル・ペーパー

7） 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8） 投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券

9） 投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券

10） 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、１）から５）までの証券の性

質を有するものとします。）

11）　外国法人が発行する譲渡性預金証書

12）　指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13）　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1）から５）までの証券および７）の証券または証書のうち１）から５）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８）から９）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）　預金

２）　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）　コール・ローン

４）　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）　投資制限

①　株式への投資は行いません。

②　投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

③　同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（４）　その他

「しんきん世界アロケーションファンド」が「しんきん高格付外国債券マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.1％の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」の概要

（1） 投資方針

① 投資対象

主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

1） わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

2） 運用にあたっては、「東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。

3） 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

イ）財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

ロ）収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

ハ）流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

4） 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

5） 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2） 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1） 有価証券

2） 金銭債権

3） 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1） コマーシャル・ペーパー

2） 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3） 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。

なお、3）の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

4） 新投資口予約権証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）　預金

２）　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）　コール・ローン

４）　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）　投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30％を超えないものとします。

③　株式への投資は行いません。

④　外貨建資産への投資は行いません。

（４）　その他

「しんきん世界アロケーションファンド」が「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.3％の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※東証ＲＥＩＴ指数は、東京証券取引所に上場されている不動産投資信託（ＲＥＩＴ）全銘柄を対象とした時価総額加重平均型の指数で、2003年３月31日の時価総額を基準として（株）ＪＰＸ総研またはその関連会社が算出・公表しています。

※東証ＲＥＩＴ指数は、銘柄数の増減など市況動向によらない時価総額の増減や増資などが発生する場合は、連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正されます。

※東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の算出は、配当金落ち、有償減資の場合も基準時価総額の修正が行われます。

「しんきんグローバルリートマザーファンド」の概要

（1） 投資方針

① 投資対象

日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

1） 日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2） 運用指図に関する権限は、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。

3） 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

4） 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

5） 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2） 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1） 有価証券

2） 金銭債権

3） 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1） コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2） 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3） 投資信託または外国投資信託の受益証券

4） 投資証券もしくは投資法人証券または外国投資証券

5） 新投資口予約権証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1） 預金

2） 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3） コール・ローン

4） 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）　投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30％以内とします。ただし、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における時価の構成割合が30％を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券へＳ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

③　株式への投資は行いません。

④　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（４）　その他

「しんきん世界アロケーションファンド」が「しんきんグローバルリートマザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.3％の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、スタンダード&プアーズ（以下「Ｓ＆Ｐ」といいます。）が有するＳ＆Ｐグローバル株価指数の採用銘柄の中から不動産投資信託（ＲＥＩＴ）および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

「しんきん短期国内債券マザーファンド」の概要

（1） 投資方針

① 投資対象

我が国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

② 投資態度

1） 主として我が国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、我が国の無担保コール（オーバーナイト物）をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。

2） 短期公社債の組入れにあたっては、原則、残存期間１年以内のものとし、取得時において、いずれかの信用格付業者等からＡ格相当以上の格付けを得ている銘柄に限定します。

3） 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における我が国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

4） 資金動向あるいは市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2） 投資対象

① 投資の対象とする資産

1） 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）

c. 約束手形

d. 金銭債権

2） 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1） 国債証券

2） 地方債証券

3） 特別の法律により法人の発行する債券

4） 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5） 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

6） コマーシャル・ペーパー

7） 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

８） 投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）のうち公社債投資信託の受益証券

９） 投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券

10） 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、１）から５）までの証券の性質を有するものとします。）

11） 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12） 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13） 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１）から５）までの証券および７）の証券または証書のうち１）から５）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８）から９）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１） 預金

２） 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３） コール・ローン

４） 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３） 投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 公社債および短期金融資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資は行いません。

（４） その他

「しんきん世界アロケーションファンド」が「しんきん短期国内債券マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありません。

3【投資リスク】

「しんきん世界アロケーションファンド」（愛称：しんきんラップ（安定型））は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（1） 基準価額の変動要因

① 価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がりします。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 不動産投資信託のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産に係る法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑦ カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（2） その他の留意点

① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から

期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（３） リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移

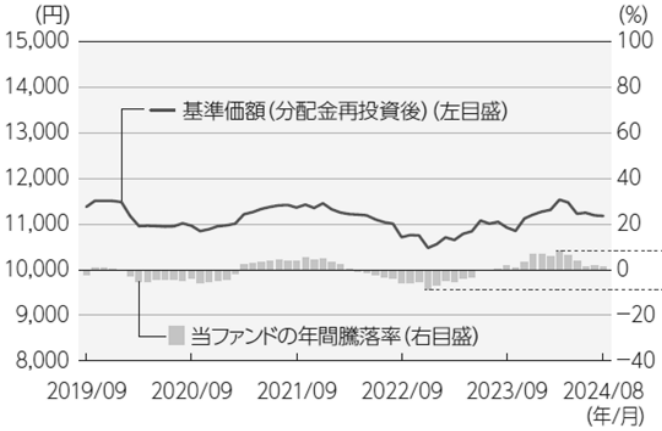

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

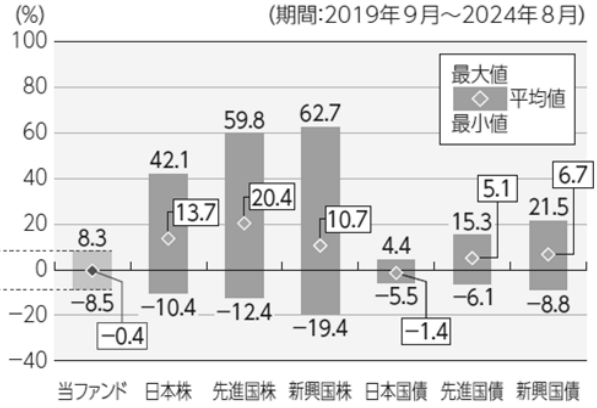

※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近１年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。
※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。
※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2019年９月から2024年８月の５年間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。
※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。
※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 申込手数料は、購入金額に応じて購入価額に1.65％（税抜1.5％）を上限に、販売会社が個別に定める手数率を乗じて得た額とします。

（※購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

④ 申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（２）【換金（解約）手数料】

換金(解約)手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3％を信託財産留保額としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

（３）【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）

純資産総額に対して、年率1.155％（税抜1.05％）

１万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の６か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、年率0.49％	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、年率0.51％	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、年率0.05％	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※委託会社の運用管理費用（信託報酬）には、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドへ支払う投資顧問報酬（当ファンドに係るしんきん世界好配当利回り株マザーファンドの純資産総額に対して、年率0.50％（税抜））およびブラックロック・ジャパン株式会社へ支払う投資顧問報酬（当ファンドに係るしんきんグローバルリートマザーファンドの純資産総額に対して、年率0.50％（税抜））

が含まれています。
※「税抜」における「税」とは、消費税等相当額をいいます。
※委託会社が受け取る信託報酬には、ファンド監査の費用が含まれます。

（4）【その他の手数料等】

① 投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし、資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし投資信託財産から支払われます。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

④ 「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

⑤ 上場不動産投資信託は、市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示していません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個別元本について

１） 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２） 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３） 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

③　個人、法人別の課税上の取扱いについて

１）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２）法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15％および復興特別所得税0.315％）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞

分配金支払い前の基準価額が１万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。

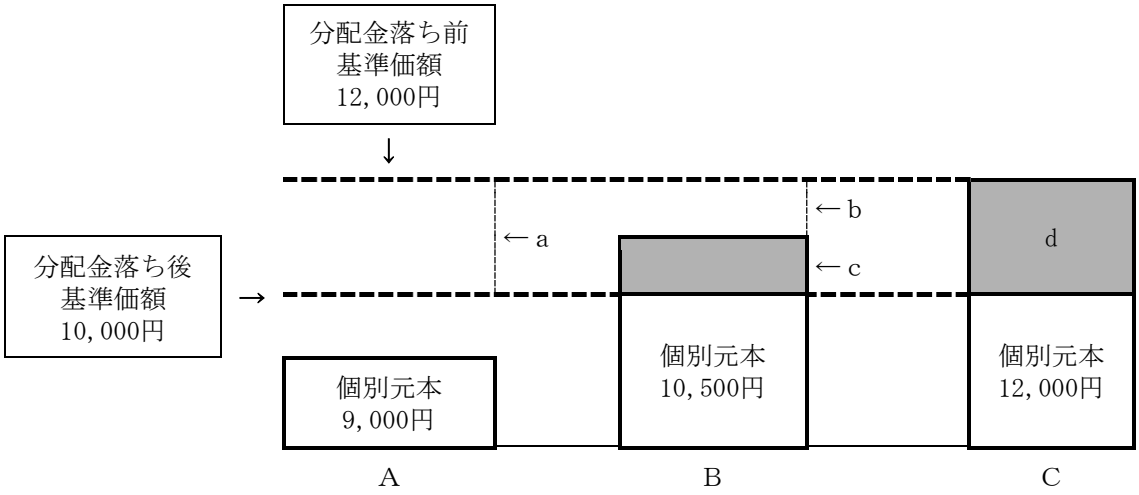

A） 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、ａの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B） 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているｃの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からｃ「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのｂの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)＝10,000円となります。

C） 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、ｄの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)＝10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.20%	1.16%	0.04%

※対象期間は2023年２月15日から2024年２月14日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

以下は2024年８月30日現在の運用状況です。
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。
※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきん世界アロケーションファンド】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,600,699,994	98.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	106,533,215	1.22
合計(純資産総額)		8,707,233,209	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきん国内債券マザーファンドⅡ	3,767,344,964	1.2615	4,752,560,799	1.2542	4,725,004,053	54.27
2	日本	親投資信託受益証券	しんきんＪリートマザーファンドⅡ	313,388,554	2.6806	840,069,358	2.7834	872,285,701	10.02
3	日本	親投資信託受益証券	しんきん世界好配当利回り株マザーファンド	179,145,329	4.7547	851,782,296	4.5726	819,159,931	9.41
4	日本	親投資信託受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	166,460,706	4.2652	710,000,000	4.0862	680,191,736	7.81
5	日本	親投資信託受益証券	しんきんグローバルリートマザーファンド	232,636,046	2.8977	674,109,471	2.9012	674,923,696	7.75
6	日本	親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	185,393,021	1.8770	348,000,000	1.7920	332,224,293	3.82
7	日本	親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	150,332,069	2.3348	351,000,000	2.1841	328,340,271	3.77
8	日本	親投資信託受益証券	しんきん高格付外国債券マザーファンド	104,650,058	1.7009	178,000,000	1.6108	168,570,313	1.94

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.78
合計	98.78

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（円）		１万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第２計算期間末	（2015年 2月16日）	1,872,062,554	1,872,062,554	11,015	11,015
第３計算期間末	（2016年 2月15日）	3,602,904,616	3,602,904,616	11,346	11,346
第４計算期間末	（2017年 2月14日）	15,457,001,836	15,457,001,836	11,736	11,736
第５計算期間末	（2018年 2月14日）	23,683,212,571	23,683,212,571	11,555	11,555
第６計算期間末	（2019年 2月14日）	23,349,973,970	23,349,973,970	11,505	11,505
第７計算期間末	（2020年 2月14日）	19,604,125,206	19,604,125,206	11,515	11,515
第８計算期間末	（2021年 2月15日）	15,864,691,667	15,864,691,667	11,058	11,058
第９計算期間末	（2022年 2月14日）	13,307,765,864	13,307,765,864	11,273	11,273
第10計算期間末	（2023年 2月14日）	11,199,225,047	11,199,225,047	10,638	10,638
第11計算期間末	（2024年 2月14日）	9,571,913,462	9,571,913,462	11,224	11,224
	2023年 8月末日	10,583,772,366	—	11,049	—
	9月末日	10,280,815,280	—	10,923	—
	10月末日	10,065,096,542	—	10,850	—
	11月末日	10,090,032,409	—	11,124	—
	12月末日	9,898,753,851	—	11,207	—
	2024年 1月末日	9,696,073,262	—	11,274	—
	2月末日	9,562,822,076	—	11,313	—
	3月末日	9,590,890,921	—	11,535	—
	4月末日	9,390,514,842	—	11,478	—
	5月末日	9,026,573,335	—	11,229	—
	6月末日	8,922,404,275	—	11,249	—
	7月末日	8,794,437,712	—	11,193	—
	8月末日	8,707,233,209	—	11,181	—

②【分配の推移】

期	計算期間	１万口当たりの分配金（円）
第２期	2014年 2月15日～2015年 2月16日	0
第３期	2015年 2月17日～2016年 2月15日	0
第４期	2016年 2月16日～2017年 2月14日	0
第５期	2017年 2月15日～2018年 2月14日	0
第６期	2018年 2月15日～2019年 2月14日	0
第７期	2019年 2月15日～2020年 2月14日	0
第８期	2020年 2月15日～2021年 2月15日	0
第９期	2021年 2月16日～2022年 2月14日	0

第10期	2022年 2月15日～2023年 2月14日	0
第11期	2023年 2月15日～2024年 2月14日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第2期	2014年 2月15日～2015年 2月16日	8.67
第3期	2015年 2月17日～2016年 2月15日	3.00
第4期	2016年 2月16日～2017年 2月14日	3.44
第5期	2017年 2月15日～2018年 2月14日	△1.54
第6期	2018年 2月15日～2019年 2月14日	△0.43
第7期	2019年 2月15日～2020年 2月14日	0.09
第8期	2020年 2月15日～2021年 2月15日	△3.97
第9期	2021年 2月16日～2022年 2月14日	1.94
第10期	2022年 2月15日～2023年 2月14日	△5.63
第11期	2023年 2月15日～2024年 2月14日	5.51
第12期（中間）	2024年 2月15日～2024年 8月14日	△0.94

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2期	2014年 2月15日～2015年 2月16日	611,092,323	63,533,925
第3期	2015年 2月17日～2016年 2月15日	1,690,550,674	214,552,402
第4期	2016年 2月16日～2017年 2月14日	10,568,889,359	573,636,896
第5期	2017年 2月15日～2018年 2月14日	10,877,047,524	3,551,998,573
第6期	2018年 2月15日～2019年 2月14日	3,504,611,370	3,705,358,910
第7期	2019年 2月15日～2020年 2月14日	1,436,508,682	4,707,381,983
第8期	2020年 2月15日～2021年 2月15日	630,137,428	3,307,518,743
第9期	2021年 2月16日～2022年 2月14日	450,624,603	2,991,982,875
第10期	2022年 2月15日～2023年 2月14日	318,250,547	1,595,769,805
第11期	2023年 2月15日～2024年 2月14日	226,485,992	2,226,310,255
第12期（中間）	2024年 2月15日～2024年 8月14日	98,592,063	803,388,842

（参考）

しんきん好配当利回り株マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	35,292,729,550	99.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	173,355,282	0.49
合計(純資産総額)		35,466,084,832	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	キヤノン	電気機器	96,500	4,509.11	435,129,614	5,017.00	484,140,500	1.37
2	日本	株式	ＴＫＣ	情報・通信業	122,500	3,740.60	458,224,226	3,925.00	480,812,500	1.36
3	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	54,100	6,408.00	346,672,800	8,554.00	462,771,400	1.30
4	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	252,300	1,653.96	417,294,108	1,817.00	458,429,100	1.29
5	日本	株式	参天製薬	医薬品	243,700	1,456.00	354,827,200	1,876.50	457,303,050	1.29
6	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	137,100	2,678.10	367,167,510	3,317.00	454,760,700	1.28
7	日本	株式	太陽ホールディングス	化学	122,900	3,334.86	409,854,294	3,700.00	454,730,000	1.28
8	日本	株式	Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	サービス業	169,700	2,529.54	429,262,938	2,679.00	454,626,300	1.28
9	日本	株式	積水ハウス	建設業	120,500	3,466.85	417,756,488	3,754.00	452,357,000	1.28
10	日本	株式	三菱重工業	機械	231,500	1,346.46	311,705,490	1,942.50	449,688,750	1.27
11	日本	株式	キリンホールディングス	食料品	204,100	2,115.01	431,674,427	2,202.50	449,530,250	1.27
12	日本	株式	メイテックグループホールディングス	サービス業	130,600	3,051.40	398,512,840	3,438.00	449,002,800	1.27
13	日本	株式	大東建託	不動産業	24,900	17,582.39	437,801,511	18,000.00	448,200,000	1.26
14	日本	株式	サンドラッグ	小売業	105,200	4,688.56	493,237,384	4,240.00	446,048,000	1.26
15	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	123,800	3,443.51	426,306,624	3,594.00	444,937,200	1.25
16	日本	株式	ＳＡＮＫＹＯ	機械	212,000	1,694.93	359,325,160	2,097.50	444,670,000	1.25
17	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	101,000	4,363.88	440,752,579	4,333.00	437,633,000	1.23
18	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	212,900	2,021.49	430,377,185	2,038.00	433,890,200	1.22
19	日本	株式	クラレ	化学	226,800	1,609.31	364,991,668	1,910.00	433,188,000	1.22
20	日本	株式	ヤマダホールディングス	小売業	956,800	448.47	429,096,096	452.20	432,664,960	1.22
21	日本	株式	ＬＩＸＩＬ	金属製品	249,600	1,898.11	473,768,343	1,730.50	431,932,800	1.22
22	日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	103,000	4,069.98	419,208,328	4,174.00	429,922,000	1.21
23	日本	株式	九州旅客鉄道	陸運業	109,800	3,582.61	393,370,578	3,910.00	429,318,000	1.21
24	日本	株式	ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	陸運業	57,700	7,678.10	443,026,893	7,434.00	428,941,800	1.21

25	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	195,100	2,103.87	410,465,350	2,195.50	428,342,050	1.21
26	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	55,400	6,603.00	365,806,200	7,706.00	426,912,400	1.20
27	日本	株式	ＢＩＰＲＯＧＹ	情報・通信業	90,200	4,658.10	420,160,620	4,709.00	424,751,800	1.20
28	日本	株式	出光興産	石油・石炭製品	400,900	1,055.66	423,215,430	1,059.00	424,553,100	1.20
29	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	175,300	2,372.02	415,816,809	2,408.50	422,210,050	1.19
30	日本	株式	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	保険業	125,800	2,667.66	335,591,628	3,345.00	420,801,000	1.19

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	水産・農林業	1.05
		鉱業	1.06
		建設業	2.45
		食料品	2.19
		化学	5.93
		医薬品	5.12
		石油・石炭製品	2.33
		ゴム製品	2.26
		ガラス・土石製品	1.06
		鉄鋼	2.26
		非鉄金属	2.30
		金属製品	2.50
		機械	7.92
		電気機器	10.58
		輸送用機器	6.66
		精密機器	1.13
		その他製品	2.05
		電気・ガス業	2.41
		陸運業	2.42
		倉庫・運輸関連業	1.17
		情報・通信業	7.24
		卸売業	5.56
		小売業	3.65
		銀行業	5.47
		証券、商品先物取引業	2.10
		保険業	3.38
		不動産業	2.48
		サービス業	4.78
合計			99.51

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	11,072,331,165	35.71
	ドイツ	4,261,422,854	13.74
	イタリア	1,234,050,907	3.98
	フランス	3,498,039,704	11.28
	オランダ	824,826,199	2.66
	スペイン	562,673,977	1.81
	ベルギー	828,991,539	2.67
	イギリス	6,337,878,015	20.44
	スイス	1,287,588,569	4.15
	小計	29,907,802,929	96.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,096,669,759	3.54
合計(純資産総額)		31,004,472,688	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	―	349,123,706	1.13
	売建	―	349,180,901	△1.13

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ドイツ	株式	CONTINENTAL AG	自動車・自動車部品	99,980	9,665.42	966,349,013	9,786.83	978,488,263	3.16
2	アメリカ	株式	STANLEY BLACK & DECKER INC	資本財	62,269	12,703.85	791,056,343	14,755.11	918,786,567	2.96
3	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	220,724	4,074.21	899,276,864	4,158.65	917,915,187	2.96
4	イギリス	株式	BT GROUP PLC	電気通信サービス	3,426,097	204.04	699,091,667	263.45	902,612,277	2.91
5	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	148,004	5,770.27	854,024,521	5,973.00	884,027,892	2.85
6	ベルギー	株式	AGEAS	保険	111,985	7,219.72	808,500,715	7,402.70	828,991,539	2.67
7	オランダ	株式	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	生活必需品流通・小売り	166,484	4,668.31	777,199,898	4,954.38	824,826,199	2.66
8	イギリス	株式	ITV PLC	メディア・娯楽	5,408,010	145.57	787,244,246	152.46	824,530,351	2.66
9	ドイツ	株式	BASF SE	素材	111,301	7,957.28	885,653,753	7,336.11	816,517,380	2.63

10	イギリス	株式	GSK PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	258,841	3,303.97	855,204,981	3,149.41	815,196,562	2.63
11	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	536,783	1,436.51	771,095,208	1,480.97	794,962,846	2.56
12	ドイツ	株式	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	家庭用品・パーソナル用品	58,287	13,235.51	771,458,294	13,252.34	772,439,375	2.49
13	アメリカ	株式	BEST BUY CO INC	一般消費財・サービス流通・小売り	52,954	10,807.37	572,293,758	14,506.06	768,154,113	2.48
14	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	179,472	5,186.54	930,840,017	4,269.77	766,304,700	2.47
15	アメリカ	株式	EBAY INC	一般消費財・サービス流通・小売り	88,334	7,307.50	645,501,036	8,485.28	749,538,724	2.42
16	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	103,611	6,449.39	668,227,955	7,199.45	745,942,836	2.41
17	アメリカ	株式	KRAFT HEINZ CO/THE	食品・飲料・タバコ	145,150	5,231.79	759,395,062	5,105.64	741,084,807	2.39
18	フランス	株式	ORANGE	電気通信サービス	429,315	1,687.82	724,610,221	1,667.77	716,000,308	2.31
19	アメリカ	株式	MANPOWER INC	商業・専門サービス	66,790	10,988.16	733,899,355	10,571.84	706,093,728	2.28
20	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	43,357	14,926.76	647,179,537	16,275.03	705,636,632	2.28
21	スイス	株式	SWATCH GROUP AG	耐久消費財・アパレル	22,989	33,459.03	769,189,859	30,392.43	698,691,711	2.25
22	イギリス	株式	WPP PLC	メディア・娯楽	503,663	1,574.90	793,223,065	1,385.24	697,696,551	2.25
23	フランス	株式	CARREFOUR SA	生活必需品流通・小売り	279,135	2,223.44	620,641,722	2,336.00	652,061,146	2.10
24	アメリカ	株式	MOLSON COORS BEVERAGE CO	食品・飲料・タバコ	83,794	8,455.07	708,484,881	7,768.52	650,955,365	2.10
25	イタリア	株式	INTESA SANPAOLOA	銀行	1,074,977	572.82	615,773,767	598.20	643,051,821	2.07
26	フランス	株式	AXA SA	保険	115,034	5,352.92	615,768,744	5,503.09	633,042,685	2.04
27	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	4,368,361	139.32	608,638,167	141.23	616,954,194	1.99
28	イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	248,792	2,407.22	598,899,014	2,375.47	590,999,086	1.91
29	ドイツ	株式	RTL GROUP S.A.	メディア・娯楽	124,472	4,750.38	591,290,110	4,732.98	589,123,487	1.90
30	アメリカ	株式	HP INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	114,257	4,293.31	490,541,863	5,134.60	586,664,906	1.89

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	不動産管理・開発	1.51
		エネルギー	3.72
		素材	5.11
		資本財	2.96
		商業・専門サービス	3.65
		自動車・自動車部品	4.89
		耐久消費財・アパレル	2.25
		メディア・娯楽	9.49
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.90
		生活必需品流通・小売り	7.40
		食品・飲料・タバコ	4.49
		家庭用品・パーソナル用品	2.49
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13.55
		銀行	8.88
		金融サービス	1.73
		保険	5.24
		ソフトウェア・サービス	1.11
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.89
		電気通信サービス	10.06
		半導体・半導体製造装置	1.15
合計			96.46

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	2,412,494.83	349,231,441	349,123,706	1.13
	ユーロ	売建	70,755.70	11,352,044	11,347,388	△0.04
	スイスフラン	売建	1,977,753.44	337,879,397	337,833,513	△1.09

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

しんきん国内債券マザーファンドⅡ

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	9,317,546,200	80.43
地方債証券	日本	1,092,769,000	9.43
特殊債券	日本	300,075,000	2.59
社債券	日本	789,739,000	6.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	84,539,705	0.73
合計(純資産総額)		11,584,668,905	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第１５０回利付国債（５年）	350,000,000	99.18	347,133,000	99.17	347,126,500	0.005	2026/12/20	3.00
2	日本	国債証券	第１５０回利付国債（２０年）	300,000,000	103.90	311,729,000	104.51	313,533,000	1.4	2034/9/20	2.71
3	日本	国債証券	第１５２回利付国債（２０年）	300,000,000	101.61	304,831,500	102.20	306,600,000	1.2	2035/3/20	2.65
4	日本	国債証券	第１４７回利付国債（５年）	300,000,000	99.53	298,601,000	99.51	298,545,000	0.005	2026/3/20	2.58
5	日本	地方債証券	平成２８年度第３回埼玉県公募公債	300,000,000	99.37	298,110,000	99.39	298,191,000	0.08	2026/5/25	2.57
6	日本	国債証券	第１４８回利付国債（５年）	300,000,000	99.38	298,150,000	99.39	298,176,000	0.005	2026/6/20	2.57
7	日本	国債証券	第３４６回利付国債（１０年）	300,000,000	99.30	297,912,000	99.31	297,957,000	0.1	2027/3/20	2.57
8	日本	国債証券	第１５４回利付国債（５年）	300,000,000	99.01	297,059,500	99.15	297,465,000	0.1	2027/9/20	2.57
9	日本	国債証券	第３５４回利付国債（１０年）	300,000,000	98.13	294,398,000	98.33	294,993,000	0.1	2029/3/20	2.55
10	日本	国債証券	第３５５回利付国債（１０年）	300,000,000	97.94	293,840,000	98.17	294,516,000	0.1	2029/6/20	2.54
11	日本	国債証券	第３５７回利付国債（１０年）	300,000,000	97.64	292,936,000	97.93	293,805,000	0.1	2029/12/20	2.54
12	日本	国債証券	第３６０回利付国債（１０年）	300,000,000	97.02	291,065,600	97.45	292,353,000	0.1	2030/9/20	2.52
13	日本	国債証券	第３６１回利付国債（１０年）	300,000,000	96.77	290,313,000	97.26	291,780,000	0.1	2030/12/20	2.52
14	日本	国債証券	第３６２回利付国債（１０年）	300,000,000	96.50	289,508,000	97.03	291,102,000	0.1	2031/3/20	2.51
15	日本	国債証券	第３６３回利付国債（１０年）	300,000,000	96.19	288,576,000	96.76	290,298,000	0.1	2031/6/20	2.51
16	日本	国債証券	第３６４回利付国債（１０年）	300,000,000	95.99	287,980,200	96.48	289,461,000	0.1	2031/9/20	2.50
17	日本	国債証券	第３６５回利付国債（１０年）	300,000,000	95.54	286,628,000	96.20	288,603,000	0.1	2031/12/20	2.49

18	日本	国債証券	第１４６回利付国債（２０年）	250,000,000	106.93	267,333,400	107.86	269,667,500	1.7	2033/9/20	2.33
19	日本	国債証券	第３２回利付国債（３０年）	200,000,000	110.97	221,940,000	111.77	223,550,000	2.3	2040/3/20	1.93
20	日本	国債証券	第３４回利付国債（３０年）	200,000,000	108.94	217,880,000	109.86	219,722,000	2.2	2041/3/20	1.90
21	日本	国債証券	第１４５回利付国債（２０年）	200,000,000	106.94	213,880,000	107.84	215,680,000	1.7	2033/6/20	1.86
22	日本	国債証券	第５８回利付国債（３０年）	270,000,000	78.63	212,304,600	79.20	213,856,200	0.8	2048/3/20	1.85
23	日本	国債証券	第３６回利付国債（３０年）	200,000,000	105.31	210,630,000	106.28	212,560,000	2	2042/3/20	1.83
24	日本	国債証券	第１４４回利付国債（２０年）	200,000,000	105.30	210,603,600	106.19	212,386,000	1.5	2033/3/20	1.83
25	日本	国債証券	第１４８回利付国債（２０年）	200,000,000	104.86	209,728,000	105.83	211,664,000	1.5	2034/3/20	1.83
26	日本	国債証券	第５４回利付国債（３０年）	250,000,000	80.95	202,379,000	80.54	201,350,000	0.8	2047/3/20	1.74
27	日本	国債証券	第４６回利付国債（３０年）	210,000,000	96.03	201,667,200	95.42	200,398,800	1.5	2045/3/20	1.73
28	日本	国債証券	第１４５回利付国債（５年）	200,000,000	99.86	199,720,000	99.81	199,632,000	0.1	2025/9/20	1.72
29	日本	国債証券	第４２回利付国債（３０年）	200,000,000	99.18	198,361,000	99.78	199,560,000	1.7	2044/3/20	1.72
30	日本	地方債証券	第４９６回名古屋市公募公債（１０年）	200,000,000	99.29	198,598,000	99.34	198,694,000	0.07	2026/6/19	1.72

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	80.43
地方債証券	9.43
特殊債券	2.59
社債券	6.82
合計	99.27

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	ドイツ	2,644,471,590	20.07
	イタリア	3,075,762,502	23.34
	フランス	3,157,181,880	23.96
	オランダ	565,055,883	4.29
	スペイン	2,026,579,539	15.38
	ベルギー	673,528,468	5.11
	オーストリア	477,252,429	3.62
	フィンランド	163,089,185	1.24
	アイルランド	159,689,141	1.21
小計		12,942,610,617	98.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	234,120,404	1.78
合計(純資産総額)		13,176,731,021	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ドイツ	国債証券	DBR 4.000 01/04/37	2,600,000	18,774.25	488,130,517	18,734.32	487,092,374	4	2037/1/4	3.70
2	イタリア	国債証券	BTPS 3.850 07/01/34	2,900,000	16,019.54	464,566,695	16,330.54	473,585,690	3.85	2034/7/1	3.59
3	フランス	国債証券	FRTR 5.750 10/25/32	2,400,000	19,671.18	472,108,498	19,390.39	465,369,441	5.75	2032/10/25	3.53
4	スペイン	国債証券	SPGB 4.700 07/30/41	2,500,000	18,150.14	453,753,681	18,480.69	462,017,464	4.7	2041/7/30	3.51
5	イタリア	国債証券	BTPS 2.800 12/01/28	2,800,000	15,688.64	439,282,153	15,971.80	447,210,456	2.8	2028/12/1	3.39
6	スペイン	国債証券	SPGB 4.200 01/31/37	2,500,000	17,294.73	432,368,473	17,582.92	439,573,111	4.2	2037/1/31	3.34
7	フランス	国債証券	FRTR 4.000 10/25/38	2,500,000	17,758.02	443,950,636	17,477.85	436,946,307	4	2038/10/25	3.32
8	フランス	国債証券	FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000	16,121.61	435,283,667	16,129.11	435,486,062	2.75	2027/10/25	3.30
9	ドイツ	国債証券	DBR 1.700 08/15/32	2,550,000	15,411.72	392,998,983	15,502.17	395,305,541	1.7	2032/8/15	3.00
10	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 07/30/30	2,500,000	15,132.70	378,317,520	15,397.10	384,927,648	1.95	2030/7/30	2.92
11	フランス	国債証券	FRTR 1.500 05/25/31	2,500,000	14,864.76	371,619,150	14,861.55	371,538,930	1.5	2031/5/25	2.82
12	イタリア	国債証券	BTPS 3.450 07/15/31	2,200,000	15,753.29	346,572,541	16,167.54	355,685,995	3.45	2031/7/15	2.70
13	ドイツ	国債証券	DBR 3.250 07/04/42	1,950,000	17,646.84	344,113,477	17,646.79	344,112,514	3.25	2042/7/4	2.61

14	フランス	国債証券	FRTR 0.000 11/25/31	2,500,000	13,080.54	327,013,621	13,181.39	329,534,936	0	2031/11/25	2.50
15	ドイツ	国債証券	DBR 0.250 02/15/29	2,200,000	14,584.12	320,850,735	14,790.89	325,399,787	0.25	2029/2/15	2.47
16	イタリア	国債証券	BTPS 3.350 07/01/29	2,000,000	15,969.75	319,395,127	16,255.01	325,100,213	3.35	2029/7/1	2.47
17	ドイツ	国債証券	DBR 0.000 08/15/31	2,300,000	13,639.64	313,711,862	13,862.89	318,846,590	0	2031/8/15	2.42
18	イタリア	国債証券	BTPS 0.950 08/01/30	2,200,000	13,777.53	303,105,815	14,129.95	310,858,918	0.95	2030/8/1	2.36
19	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/34	1,500,000	19,594.53	293,918,058	19,514.12	292,711,870	4.75	2034/7/4	2.22
20	ドイツ	国債証券	DBR 0.500 02/15/26	1,800,000	15,386.19	276,951,528	15,603.27	280,858,884	0.5	2026/2/15	2.13
21	フランス	国債証券	FRTR 1.000 05/25/27	1,800,000	15,243.95	274,391,146	15,391.45	277,046,252	1	2027/5/25	2.10
22	イタリア	国債証券	BTPS 5.000 08/01/39	1,400,000	17,487.06	244,818,925	17,868.20	250,154,839	5	2039/8/1	1.90
23	スペイン	国債証券	SPGB 1.500 04/30/27	1,600,000	15,410.26	246,564,192	15,614.24	249,827,927	1.5	2027/4/30	1.90
24	イタリア	国債証券	BTPS 2.950 02/15/27	1,500,000	15,871.98	238,079,804	16,098.38	241,475,837	2.95	2027/2/15	1.83
25	オランダ	国債証券	NETHER 2.500 01/15/33	1,500,000	15,977.41	239,661,261	16,068.06	241,020,990	2.5	2033/1/15	1.83
26	イタリア	国債証券	BTPS 2.500 12/01/32	1,450,000	14,575.64	211,346,809	14,994.33	217,417,891	2.5	2032/12/1	1.65
27	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/34	1,500,000	13,781.79	206,726,940	13,759.33	206,390,016	1.25	2034/5/25	1.57
28	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 04/30/26	1,300,000	15,726.32	204,442,275	15,868.91	206,295,854	1.95	2026/4/30	1.57
29	スペイン	国債証券	SPGB 0.800 07/30/29	1,400,000	14,378.63	201,300,859	14,686.38	205,609,443	0.8	2029/7/30	1.56
30	イタリア	国債証券	BTPS 4.050 10/30/37	1,200,000	16,010.80	192,129,627	16,367.39	196,408,787	4.05	2037/10/30	1.49

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	98.22
合計	98.22

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	11,248,703,882	84.90
特殊債券	国際機関	1,832,357,722	13.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	167,660,428	1.27
合計(純資産総額)		13,248,722,032	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	国際機関	特殊債券	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000	12,664.12	671,198,757	13,130.61	695,922,504	1.875	2030/1/24	5.25
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 08/15/25	4,900,000	13,937.56	682,940,713	14,153.86	693,539,168	2	2025/8/15	5.23
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.875 05/31/25	4,600,000	14,151.30	650,959,984	14,303.07	657,941,335	2.875	2025/5/31	4.97
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 11/15/25	4,500,000	13,930.77	626,885,013	14,138.92	636,251,763	2.25	2025/11/15	4.80
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 02/15/26	3,900,000	13,707.92	534,608,954	13,971.50	544,888,619	1.625	2026/2/15	4.11
6	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 02/15/44	4,000,000	12,891.72	515,669,000	13,236.75	529,470,247	3.625	2044/2/15	4.00
7	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000	13,640.04	504,681,735	13,912.67	514,769,088	1.625	2026/5/15	3.89
8	国際機関	特殊債券	IADB 2.125 01/15/25	3,400,000	14,106.32	479,614,884	14,324.38	487,029,199	2.125	2025/1/15	3.68
9	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 11/15/28	3,400,000	13,880.43	471,934,873	14,136.10	480,627,400	3.125	2028/11/15	3.63
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 11/15/31	3,800,000	11,866.24	450,917,381	12,291.59	467,080,682	1.375	2031/11/15	3.53
11	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.500 05/15/46	4,300,000	10,462.36	449,881,719	10,810.22	464,839,675	2.5	2046/5/15	3.51
12	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.125 01/15/25	3,200,000	13,987.68	447,605,760	14,279.62	456,948,075	1.125	2025/1/15	3.45
13	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 02/15/42	3,600,000	12,150.16	437,406,048	12,564.79	452,332,576	3.125	2042/2/15	3.41
14	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000	14,586.33	437,590,125	15,041.66	451,249,968	4.375	2040/5/15	3.41
15	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 05/15/48	3,700,000	11,600.96	429,235,846	11,926.76	441,290,446	3.125	2048/5/15	3.33
16	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.375 05/15/34	2,900,000	14,405.90	417,771,191	15,061.46	436,782,412	4.375	2034/5/15	3.30
17	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 11/15/27	2,950,000	13,532.01	399,194,368	13,823.87	407,804,312	2.25	2027/11/15	3.08
18	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.250 08/15/31	3,200,000	11,833.44	378,670,099	12,255.96	392,190,800	1.25	2031/8/15	2.96
19	アメリカ	国債証券	T-BOND 1.750 08/15/41	3,800,000	9,760.42	370,896,150	10,142.78	385,425,925	1.75	2041/8/15	2.91

20	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.500 02/15/33	2,700,000	13,545.02	365,715,591	14,131.00	381,537,253	3.5	2033/2/15	2.88
21	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.750 02/15/37	2,300,000	15,456.83	355,507,191	15,726.07	361,699,653	4.75	2037/2/15	2.73
22	国際機関	特殊債券	IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000	13,567.31	352,750,179	13,859.72	360,352,933	1.875	2026/10/27	2.72
23	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.000 02/15/47	2,750,000	11,400.32	313,508,968	11,768.95	323,646,384	3	2047/2/15	2.44
24	国際機関	特殊債券	IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000	12,719.01	279,818,376	13,138.77	289,053,086	0.75	2027/11/24	2.18
25	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 08/15/29	1,900,000	12,765.59	242,546,220	13,139.46	249,649,907	1.625	2029/8/15	1.88
26	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 01/31/26	1,500,000	13,994.12	209,911,921	14,181.35	212,720,250	2.625	2026/1/31	1.61
27	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.500 02/15/30	1,600,000	12,494.09	199,905,449	12,889.46	206,231,400	1.5	2030/2/15	1.56
28	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.500 02/15/39	1,500,000	13,318.70	199,780,560	13,723.75	205,856,391	3.5	2039/2/15	1.55
29	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.625 08/15/30	1,600,000	11,621.33	185,941,297	12,085.70	193,371,350	0.625	2030/8/15	1.46
30	アメリカ	国債証券	T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000	15,253.77	167,791,525	15,443.25	169,875,853	5.25	2029/2/15	1.28

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	84.90
特殊債券	13.83
合計	98.73

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん高格付外国債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	カナダ	630,621,332	24.20
	イギリス	634,297,661	24.34
	ノルウェー	643,736,610	24.71
	オーストラリア	512,691,158	19.68
	小計	2,421,346,761	92.93
地方債証券	カナダ	10,064,194	0.39
	オーストラリア	125,542,865	4.82
	小計	135,607,059	5.20
特殊債券	国際機関	9,440,691	0.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	39,178,603	1.50
合計(純資産総額)		2,605,573,114	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	カナダ	国債証券	CAN 0.500 12/01/30	3,291,000	8,899.80	292,892,519	9,207.61	303,022,755	0.5	2030/12/1	11.63
2	カナダ	国債証券	CAN 1.250 06/01/30	3,000,000	9,456.65	283,699,700	9,742.73	292,282,188	1.25	2030/6/1	11.22
3	イギリス	国債証券	UKT 4.750 12/07/30	1,431,000	19,752.41	282,657,128	20,036.86	286,727,471	4.75	2030/12/7	11.00
4	ノルウェー	国債証券	NGB 1.750 09/06/29	21,600,000	1,255.91	271,278,171	1,287.97	278,203,486	1.75	2029/9/6	10.68
5	ノルウェー	国債証券	NGB 1.375 08/19/30	16,820,000	1,210.08	203,535,916	1,244.75	209,367,844	1.375	2030/8/19	8.04
6	イギリス	国債証券	UKT 0.875 10/22/29	1,115,000	16,202.95	180,662,906	16,532.07	184,332,611	0.875	2029/10/22	7.07
7	イギリス	国債証券	UKT 0.375 10/22/30	1,050,000	15,132.92	158,895,684	15,546.43	163,237,579	0.375	2030/10/22	6.26
8	ノルウェー	国債証券	NGB 2.000 04/26/28	11,790,000	1,298.16	153,053,420	1,324.55	156,165,280	2	2028/4/26	5.99
9	オーストラリア	国債証券	ACGB 1.000 12/21/30	1,680,000	8,066.74	135,521,254	8,342.49	140,153,911	1	2030/12/21	5.38
10	オーストラリア	地方債証券	NSWTC 3.000 04/20/29	1,330,000	9,210.25	122,496,375	9,439.31	125,542,865	3	2029/4/20	4.82
11	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.500 05/21/30	1,037,000	9,020.45	93,542,082	9,246.76	95,888,948	2.5	2030/5/21	3.68
12	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.750 11/21/29	971,000	9,219.28	89,519,254	9,430.05	91,565,880	2.75	2029/11/21	3.51
13	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.750 11/21/27	720,000	9,457.13	68,091,342	9,606.36	69,165,834	2.75	2027/11/21	2.65
14	オーストラリア	国債証券	ACGB 3.250 04/21/29	639,000	9,508.04	60,756,414	9,697.52	61,967,161	3.25	2029/4/21	2.38

15	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.250 05/21/28	574,000	9,225.63	52,955,160	9,398.85	53,949,424	2.25	2028/5/21	2.07
16	カナダ	国債証券	CAN 2.250 12/01/29	340,000	10,141.86	34,482,332	10,387.17	35,316,389	2.25	2029/12/1	1.36
17	カナダ	地方債証券	BRCOL 2.200 06/18/30	100,000	9,773.85	9,773,853	10,064.19	10,064,194	2.2	2030/6/18	0.39
18	国際機関	特殊債券	IADB 3.150 06/26/29	100,000	9,204.67	9,204,675	9,440.69	9,440,691	3.15	2029/6/26	0.36

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	92.93
地方債証券	5.20
特殊債券	0.36
合計	98.50

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきんＪリートマザーファンドⅡ

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	7,282,002,500	98.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	112,421,404	1.52
合計(純資産総額)		7,394,423,904	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	935	569,032	532,045,126	656,000	613,360,000	8.29
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	800	509,348	407,478,745	587,000	469,600,000	6.35
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	4,470	90,031	402,442,742	92,400	413,028,000	5.59
4	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	1,530	248,458	380,141,214	257,400	393,822,000	5.33
5	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人	2,940	132,719	390,196,735	133,600	392,784,000	5.31
6	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	6,050	67,649	409,279,133	64,600	390,830,000	5.29
7	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人	2,315	151,989	351,855,414	161,600	374,104,000	5.06
8	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	2,310	139,518	322,288,797	147,700	341,187,000	4.61
9	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	4,340	79,193	343,697,737	74,800	324,632,000	4.39
10	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	1,245	247,213	307,780,720	235,900	293,695,500	3.97
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,935	141,699	274,188,938	143,900	278,446,500	3.77
12	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	1,690	157,956	266,946,738	151,700	256,373,000	3.47
13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	2,850	79,159	225,605,111	84,000	239,400,000	3.24
14	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,590	124,541	198,020,936	124,200	197,478,000	2.67
15	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	595	325,385	193,604,461	329,500	196,052,500	2.65
16	日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人	375	516,899	193,837,220	507,000	190,125,000	2.57
17	日本	投資証券	スターアジア不動産投資法人	3,400	58,856	200,112,543	55,000	187,000,000	2.53
18	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	1,260	147,500	185,850,663	146,500	184,590,000	2.50
19	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	395	432,793	170,953,406	439,500	173,602,500	2.35
20	日本	投資証券	森トラストリート投資法人	2,020	69,039	139,460,742	66,300	133,926,000	1.81
21	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	340	380,079	129,227,166	378,000	128,520,000	1.74
22	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	385	322,626	124,211,244	331,000	127,435,000	1.72
23	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	415	279,903	116,159,956	307,000	127,405,000	1.72
24	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	480	266,420	127,881,705	261,900	125,712,000	1.70
25	日本	投資証券	いちごホテルリート投資法人	980	109,111	106,928,830	127,500	124,950,000	1.69
26	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	345	365,040	125,939,069	344,500	118,852,500	1.61
27	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	160	641,607	102,657,275	659,000	105,440,000	1.43

28	日本	投資証券	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	550	142,344	78,289,728	149,600	82,280,000	1.11
29	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	620	119,785	74,267,162	126,600	78,492,000	1.06
30	日本	投資証券	平和不動産リート投資法人	410	130,706	53,589,529	133,000	54,530,000	0.74

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	98.48
合計	98.48

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきんグローバルリートマザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	4,161,704,151	78.32
	カナダ	75,940,972	1.43
	ドイツ	1,921,628	0.04
	イタリア	631,203	0.01
	フランス	90,454,277	1.70
	オランダ	9,128,507	0.17
	スペイン	24,389,993	0.46
	ベルギー	55,867,671	1.05
	アイルランド	1,603,763	0.03
	イギリス	250,976,558	4.72
	オーストラリア	379,273,021	7.14
	ニュージーランド	15,491,844	0.29
	香港	48,762,220	0.92
	シンガポール	164,289,341	3.09
	韓国	9,162,950	0.17
	イスラエル	5,413,749	0.10
	小計	5,295,011,848	99.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	18,937,692	0.36
合計(純資産総額)		5,313,949,540	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	22,556	16,254.70	366,641,191	18,147.78	409,341,416	7.70
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	2,312	109,762.78	253,771,562	118,553.55	274,095,812	5.16
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	14,567	15,070.26	219,528,596	17,455.64	254,276,308	4.79
4	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	3,853	40,341.66	155,436,435	49,481.05	190,650,509	3.59
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	7,941	21,740.82	172,643,919	23,964.39	190,301,300	3.58
6	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	21,214	7,582.82	160,861,973	8,890.71	188,607,734	3.55
7	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	7,906	21,826.98	172,564,125	21,647.60	171,145,926	3.22
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	42,130	3,417.28	143,970,163	3,259.34	137,316,348	2.58
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	5,163	22,058.43	113,887,698	25,418.19	131,234,125	2.47
10	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	25,441	4,063.48	103,379,168	4,787.08	121,788,306	2.29
11	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	7,150	12,894.97	92,199,083	16,216.15	115,945,487	2.18
12	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,464	28,834.27	99,881,914	32,312.12	111,929,184	2.11

13	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	8,419	9,596.57	80,793,607	10,720.99	90,260,032	1.70
14	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	9,841	7,266.06	71,505,336	8,850.17	87,094,582	1.64
15	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	13,999	5,118.67	71,656,401	5,244.65	73,419,939	1.38
16	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,561	38,738.34	60,470,555	43,157.63	67,369,076	1.27
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	2,857	19,995.49	57,127,126	23,327.28	66,646,039	1.25
18	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	3,827	16,627.38	63,632,999	17,060.33	65,289,906	1.23
19	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	3,030	16,675.16	50,525,759	19,248.26	58,322,240	1.10
20	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	17,111	2,791.74	47,769,532	3,204.42	54,830,899	1.03
21	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	16,225	2,694.72	43,721,962	3,331.84	54,059,234	1.02
22	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	32,534	1,712.48	55,714,020	1,640.40	53,368,818	1.00
23	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	6,601	6,326.31	41,759,986	7,425.34	49,014,696	0.92
24	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	4,534	8,989.18	40,756,960	10,415.46	47,223,714	0.89
25	アメリカ	投資証券	UDR INC	7,366	5,751.45	42,365,225	6,387.12	47,047,585	0.89
26	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	2,590	15,473.32	40,075,919	17,947.95	46,485,216	0.87
27	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	5,320	7,991.51	42,514,844	8,576.50	45,627,001	0.86
28	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	7,824	5,224.38	40,875,580	5,667.47	44,342,301	0.83
29	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	17,141	2,589.02	44,378,460	2,555.71	43,807,596	0.82
30	香港	投資証券	LINK REIT	62,100	590.52	36,671,665	683.37	42,437,650	0.80

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	99.64
合計	99.64

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん短期国内債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	40,983,111,000	90.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	4,069,697,229	9.03
合計(純資産総額)		45,052,808,229	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第１２０７回国庫短期証券	15,000,000,000	99.94	14,991,510,000	99.95	14,992,800,000	―	2025/1/20	33.28
2	日本	国債証券	第１１９５回国庫短期証券	13,000,000,000	99.96	12,995,463,000	99.97	12,996,763,000	―	2024/11/20	28.85
3	日本	国債証券	第１２０２回国庫短期証券	10,000,000,000	99.95	9,995,440,000	99.96	9,996,260,000	―	2024/12/20	22.19
4	日本	国債証券	第１２２０回国庫短期証券	3,000,000,000	99.91	2,997,390,000	99.90	2,997,288,000	―	2025/3/21	6.65

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	90.97
合計	90.97

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

データは2024年8月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移

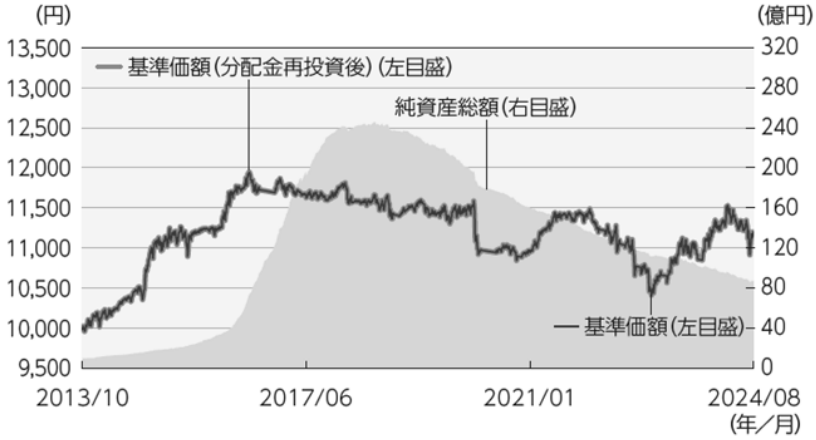

基準価額・純資産総額

基準価額	11,181円
純資産総額	8,707百万円

分配の推移（税引前）

決算期	分配金
2024年　2月	0円
2023年　2月	0円
2022年　2月	0円
2021年　2月	0円
2020年　2月	0円
設定来累計	0円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。
※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

主要な資産の状況

資産別投資比率

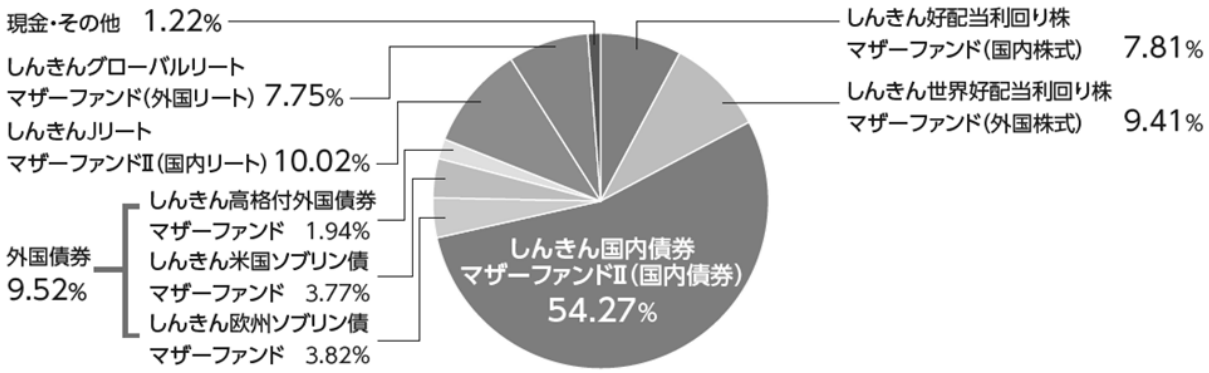

※投資比率は、しんきん世界アロケーションファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移 (期間:2014年～2024年)

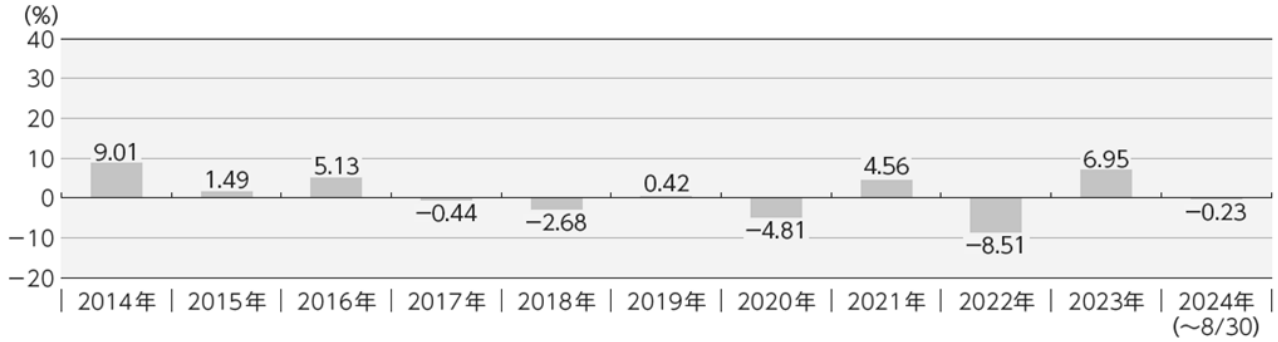

※当ファンドはベンチマークを設定していません。
※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

追加的記載事項

データは2024年8月30日現在です。

基準価額と資産別配分（アロケーション）の変遷

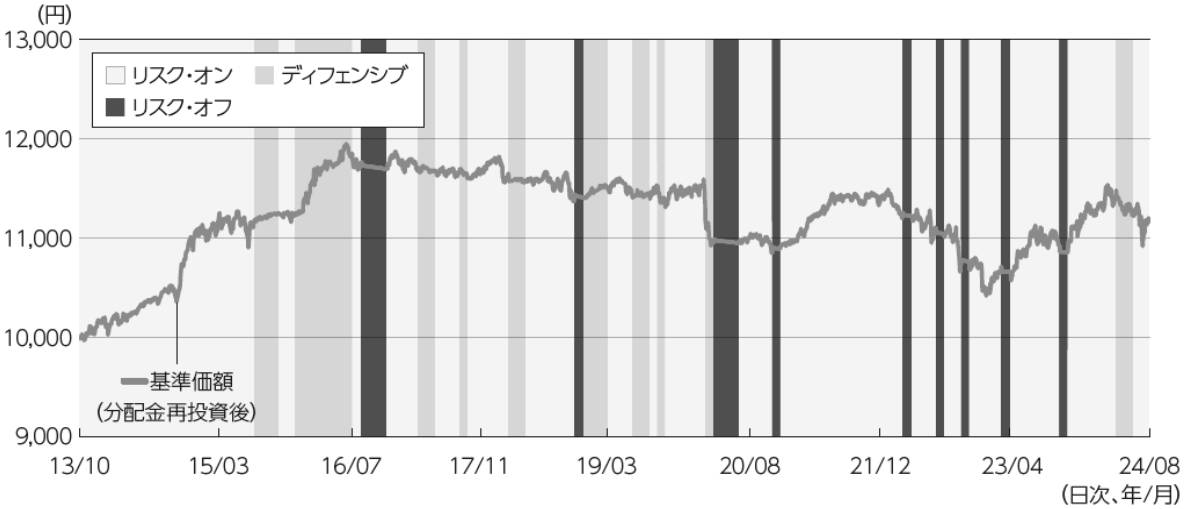

※上記の「リスク・オン（6つの資産にリスクを考慮した分散投資）」、「ディフェンシブ（国内債券中心）」および「リスク・オフ（国内短期金融資産中心）」は、当ファンドの運用のイメージを説明するための表現であり、具体的な投資戦略・運用方針を意味するものではありません。

設定来の資産別投資比率の推移（2013年10月～2024年8月まで。各月末基準）

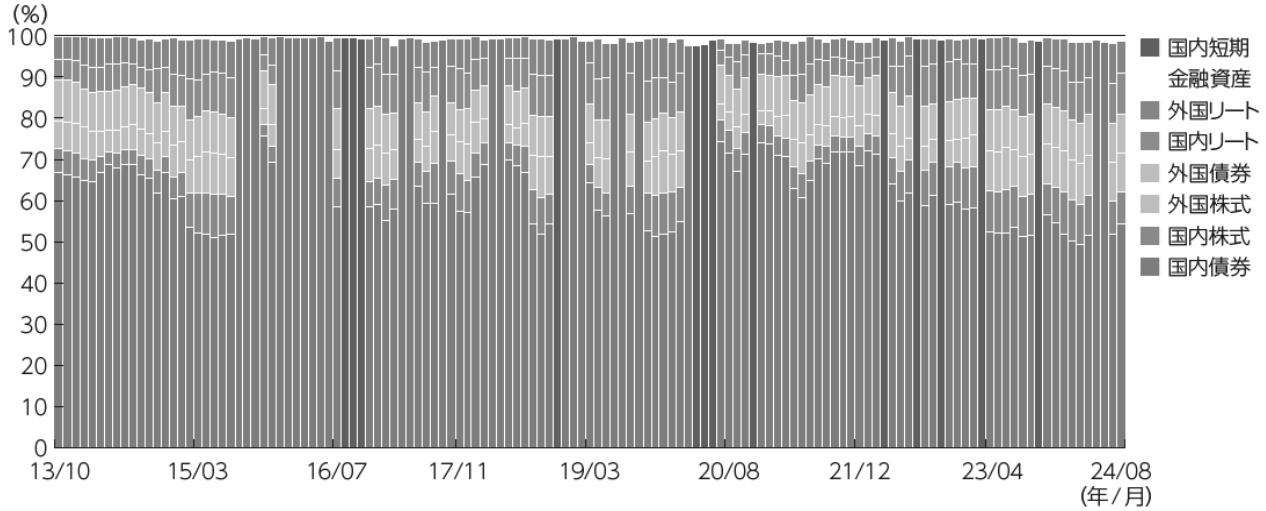

※各月末時点におけるマザーファンドの組入割合。（外国債券は3ファンドの合計）

当ファンドが投資対象とするマザーファンドの状況は以下のとおりです。

※一部のマザーファンドの投資比率をゼロとする場合があります。

各マザーファンドの組入上位10銘柄

※投資比率は各マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

	国内株式			外国株式			
	しんきん好配当利回り株マザーファンド			しんきん世界好配当利回り株マザーファンド			
	銘柄名	業種	投資比率	銘柄名	国・地域	業種	投資比率
1	キヤノン	電気機器	1.37%	CONTINENTAL AG	ドイツ	自動車・自動車部品	3.16%
2	TKC	情報・通信業	1.36%	STANLEY BLACK & DECKER INC	アメリカ	資本財	2.96%
3	大塚ホールディングス	医薬品	1.30%	PFIZER INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.96%
4	アステラス製薬	医薬品	1.29%	BT GROUP PLC	イギリス	電気通信サービス	2.91%
5	参天製薬	医薬品	1.29%	VERIZON COMMUNICATIONS INC	アメリカ	電気通信サービス	2.85%
6	三和ホールディングス	金属製品	1.28%	AGEAS	ベルギー	保険	2.67%
7	太陽ホールディングス	化学	1.28%	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	オランダ	生活必需品流通・小売り	2.66%
8	H. U. グループホールディングス	サービス業	1.28%	ITV PLC	イギリス	メディア・娯楽	2.66%
9	積水ハウス	建設業	1.28%	BASF SE	ドイツ	素材	2.63%
10	三菱重工業	機械	1.27%	GSK PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.63%

	国内債券				外国債券			
	しんきん国内債券マザーファンドⅡ				しんきん欧州ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	第150回利付国債（5年）	0.005%	2026/12/20	3.00%	ドイツ国債	4.00%	2037/01/04	3.70%
2	第150回利付国債（20年）	1.400%	2034/09/20	2.71%	イタリア国債	3.85%	2034/07/01	3.59%
3	第152回利付国債（20年）	1.200%	2035/03/20	2.65%	フランス国債	5.75%	2032/10/25	3.53%
4	第147回利付国債（5年）	0.005%	2026/03/20	2.58%	スペイン国債	4.70%	2041/07/30	3.51%
5	平成28年度第3回埼玉県公募公債	0.080%	2026/05/25	2.57%	イタリア国債	2.80%	2028/12/01	3.39%
6	第148回利付国債（5年）	0.005%	2026/06/20	2.57%	スペイン国債	4.20%	2037/01/31	3.34%
7	第346回利付国債（10年）	0.100%	2027/03/20	2.57%	フランス国債	4.00%	2038/10/25	3.32%
8	第154回利付国債（5年）	0.100%	2027/09/20	2.57%	フランス国債	2.75%	2027/10/25	3.30%
9	第354回利付国債（10年）	0.100%	2029/03/20	2.55%	ドイツ国債	1.70%	2032/08/15	3.00%
10	第355回利付国債（10年）	0.100%	2029/06/20	2.54%	スペイン国債	1.95%	2030/07/30	2.92%

	外国債券							
	しんきん米国ソブリン債マザーファンド				しんきん高格付外国債券マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	国際機関債	1.875%	2030/01/24	5.25%	カナダ国債	0.500%	2030/12/01	11.63%
2	アメリカ国債	2.000%	2025/08/15	5.23%	カナダ国債	1.250%	2030/06/01	11.22%
3	アメリカ国債	2.875%	2025/05/31	4.97%	イギリス国債	4.750%	2030/12/07	11.00%
4	アメリカ国債	2.250%	2025/11/15	4.80%	ノルウェー国債	1.750%	2029/09/06	10.68%
5	アメリカ国債	1.625%	2026/02/15	4.11%	ノルウェー国債	1.375%	2030/08/19	8.04%
6	アメリカ国債	3.625%	2044/02/15	4.00%	イギリス国債	0.875%	2029/10/22	7.07%
7	アメリカ国債	1.625%	2026/05/15	3.89%	イギリス国債	0.375%	2030/10/22	6.26%
8	国際機関債	2.125%	2025/01/15	3.68%	ノルウェー国債	2.000%	2028/04/26	5.99%
9	アメリカ国債	3.125%	2028/11/15	3.63%	オーストラリア国債	1.000%	2030/12/21	5.38%
10	アメリカ国債	1.375%	2031/11/15	3.53%	オーストラリア地方債	3.000%	2029/04/20	4.82%

	国内不動産投資信託		外国不動産投資信託		
	しんきんJリートマザーファンドⅡ		しんきんグローバルリートマザーファンド		
	銘柄名	投資比率	銘柄名	国・地域	投資比率
1	日本ビルファンド投資法人	8.29%	PROLOGIS INC	アメリカ	7.70%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	6.35%	EQUINIX INC	アメリカ	5.16%
3	日本都市ファンド投資法人	5.59%	WELLTOWER INC	アメリカ	4.79%
4	日本プロロジスリート投資法人	5.33%	PUBLIC STORAGE	アメリカ	3.59%
5	GLP投資法人	5.31%	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	3.58%
6	インヴィンシブル投資法人	5.29%	REALTY INCOME CORP	アメリカ	3.55%
7	KDX不動産投資法人	5.06%	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	3.22%
8	野村不動産マスターファンド投資法人	4.61%	GOODMAN GROUP	オーストラリア	2.58%
9	ジャパン・ホテル・リート投資法人	4.39%	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	2.47%
10	大和ハウスリート投資法人	3.97%	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	2.29%

	国内短期金融資産			
	しんきん短期国内債券マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	第1207回国庫短期証券	—	2025/01/20	33.28%
2	第1195回国庫短期証券	—	2024/11/20	28.85%
3	第1202回国庫短期証券	—	2024/12/20	22.19%
4	第1220回国庫短期証券	—	2025/03/21	6.65%
5	—	—	—	—
6	—	—	—	—
7	—	—	—	—
8	—	—	—	—
9	—	—	—	—
10	—	—	—	—

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）　申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。

（２）　販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。

（３）　申込単位は、販売会社が定める単位です。

（４）　申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.65％（税抜1.5％）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。

　収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

（５）　毎営業日の午後３時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

（６）　ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を結んだ取得申込者においては、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

（７）　委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（８）　取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

※ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

２【換金（解約）手続等】

（１）　受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

（２） 毎営業日の午後３時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。

（３） ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の換金（解約）の申込みを受け付けません。

（４） 受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

（５） 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。

（６） 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報　第１　ファンドの状況」の「４ 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い」をご覧ください。

（７） 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（８） 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、（５）の規定に準じて算定した価額とします。

（９） 解約代金の支払いは、原則として、上記解約請求日から起算して５営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。

(10) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(11) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※ファンドの換金(解約)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額の計算方法

・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。

・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

②　ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

・「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」、「しんきんグローバルリートマザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

・外貨建資産の円換算については、原則として、我が国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

①　信託期間は2044年２月15日までとします。ただし、後記「（５）その他」の「①ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

②　委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

①　この信託の計算期間は、原則として毎年２月15日から翌年２月14日までとします。

②　各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①　ファンドの繰上償還条項

１）　委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が３億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のう

え、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

２） 委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３） 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

４） ２）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

５） ２）から４）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

６） 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

７） 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

８） 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

１） 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２） 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３） 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について

賛成するものとみなします。

4） 2）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

5） 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

6） 2）から5）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7） 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の１か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に１年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

⑤ 投資顧問会社との契約更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される運用一任契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも３か月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。契約の変更等を行った場合には、運用報告書、有価証券報告書等においてお知らせします。

⑥ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、毎計算期間の末日（原則２月14日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1） 収益分配金に対する請求権

① 収益分配金は、毎計算期間終了日後１か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託

会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

③ 受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２） 償還金に対する請求権

① 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日後１か月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

④ 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３） 換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「第２ 管理及び運営」の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４） 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当期（2023年２月15日から2024年２月14日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024年4月26日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん世界アロケーションファンドの2023年2月15日から2024年2月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん世界アロケーションファンドの2024年2月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】
しんきん世界アロケーションファンド
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 （2023年２月14日現在）	当期 （2024年２月14日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	35,982,661	―
コール・ローン	128,090,154	312,580,188
親投資信託受益証券	11,129,845,158	9,347,270,739
流動資産合計	11,293,917,973	9,659,850,927
資産合計	11,293,917,973	9,659,850,927
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26,957,001	29,004,145
未払受託者報酬	3,225,058	2,806,019
未払委託者報酬	64,501,038	56,120,400
未払利息	371	858
その他未払費用	9,458	6,043
流動負債合計	94,692,926	87,937,465
負債合計	94,692,926	87,937,465
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※2 10,527,992,334	※1,※2 8,528,168,071
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	671,232,713	1,043,745,391
（分配準備積立金）	252,703,670	321,732,494
元本等合計	11,199,225,047	9,571,913,462
純資産合計	11,199,225,047	9,571,913,462
負債純資産合計	11,293,917,973	9,659,850,927

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 （自　2022年２月15日 至　2023年２月14日）	当期 （自　2023年２月15日 至　2024年２月14日）
営業収益		
有価証券売買等損益	△570,589,873	684,698,541
営業収益合計	△570,589,873	684,698,541
営業費用		
支払利息	137,896	96,703
受託者報酬	6,696,547	5,793,826
委託者報酬	※1 133,930,699	※1 115,876,395
その他費用	47,499	108,393
営業費用合計	140,812,641	121,875,317
営業利益又は営業損失（△）	△711,402,514	562,823,224
経常利益又は経常損失（△）	△711,402,514	562,823,224
当期純利益又は当期純損失（△）	△711,402,514	562,823,224
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△47,852,432	71,710,378
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,502,254,272	671,232,713
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,459,066	21,275,245
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,459,066	21,275,245
剰余金減少額又は欠損金増加額	197,930,543	139,875,413
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	197,930,543	139,875,413
分配金	※2 －	※2 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	671,232,713	1,043,745,391

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 （2023年２月14日現在）	当期 （2024年２月14日現在）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （2023年２月14日現在）	当期 （2024年２月14日現在）
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 11,805,511,592円 期中追加設定元本額 318,250,547円 期中一部解約元本額 1,595,769,805円	期首元本額 10,527,992,334円 期中追加設定元本額 226,485,992円 期中一部解約元本額 2,226,310,255円
※２計算期間末日における受益権の総数	10,527,992,334口	8,528,168,071口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 （自　2022年２月15日 至　2023年２月14日）	当期 （自　2023年２月15日 至　2024年２月14日）
※１当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.5%以下を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。 「しんきんグローバルリートマザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.5%以下を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。	※１当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
※２分配金の計算過程 A　費用控除後の配当等収益額　5,576,747円 B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額　0円	※２分配金の計算過程 A　費用控除後の配当等収益額　119,131,259円 B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額　0円

C	収益調整金額	1,174,080,216円	C	収益調整金額	956,022,534円
D	分配準備積立金額	247,126,923円	D	分配準備積立金額	202,601,235円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,426,783,886円	E	当ファンドの分配対象収益額	1,277,755,028円
F	当ファンドの期末残存口数	10,527,992,334口	F	当ファンドの期末残存口数	8,528,168,071口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,355円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,498円
H	10,000口当たり分配金額	0円	H	10,000口当たり分配金額	0円
I	収益分配金金額	0円	I	収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自　2022年２月15日 至　2023年２月14日）	当期 （自　2023年２月15日 至　2024年２月14日）
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 （2023年２月14日現在）	当期 （2024年２月14日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左

	(２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(２)デリバティブ取引 同左 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 (2023年２月14日現在)	当期 (2024年２月14日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△80,156,830円	331,309,737円
合計	△80,156,830円	331,309,737円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2023年２月14日現在)	当期 (2024年２月14日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自　2022年２月15日 至　2023年２月14日）	当期 （自　2023年２月15日 至　2024年２月14日）
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

前期 (2023年２月14日現在)	当期 (2024年２月14日現在)
１口当たり純資産額　1.0638円 （１万口当たり純資産額　10,638円）	１口当たり純資産額　1.1224円 （１万口当たり純資産額　11,224円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	240,747,821	920,330,770	
親投資信託受益証券	しんきんＪリートマザーファンドⅡ	331,823,938	890,383,172	
親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	208,896,065	367,740,632	
親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	171,255,418	369,945,953	
親投資信託受益証券	しんきん世界好配当利回り株マザーファンド	214,543,742	905,052,775	
親投資信託受益証券	しんきん国内債券マザーファンドⅡ	3,781,100,483	4,794,057,302	
親投資信託受益証券	しんきん高格付外国債券マザーファンド	117,165,242	182,953,525	
親投資信託受益証券	しんきんグローバルリートマザーファンド	353,093,245	916,806,610	
親投資信託受益証券　合計		5,418,625,954	9,347,270,739	
合計		5,418,625,954	9,347,270,739	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）
当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」及び「しんきんグローバルリートマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。
なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん好配当利回り株マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2024年２月14日現在
科目	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		230,294,653
株式		34,976,190,580
未収入金		162,204,100
未収配当金		83,297,600
流動資産合計		35,451,986,933
資産合計		35,451,986,933
負債の部		
流動負債		
未払解約金		175,000,000
未払利息		632
その他未払費用		2,080
流動負債合計		175,002,712
負債合計		175,002,712
純資産の部		
元本等		
元本	※１，※２	9,228,105,376
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		26,048,878,845
元本等合計		35,276,984,221
純資産合計		35,276,984,221
負債純資産合計		35,451,986,933

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年２月14日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年２月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 11,172,538,572円 期中追加設定元本額 2,236,848,415円 期中一部解約元本額 4,181,281,611円
元本の内訳	しんきん３資産ファンド（毎月決算型） 5,673,415,518円 しんきん好配当利回り株ファンド（３ヵ月決算型） 1,615,677,267円 しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 881,099,099円 しんきん世界アロケーションファンド 240,747,821円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 224,239,907円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 348,908,806円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 175,128,776円 しんきん好配当利回り株スペシャルⅡ（適格機関投資家限定） 68,888,182円 合計　9,228,105,376円
※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	9,228,105,376口

（金融商品に関する注記）
１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年２月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	2024年２月14日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	8,105,540,326円
合計	8,105,540,326円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年２月14日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自　2023年２月15日 至　2024年２月14日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年２月14日現在
１口当たり純資産額　3.8228円 （１万口当たり純資産額　38,228円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式

銘柄	株式数（株）	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ホクト	178,400	1,798.00	320,763,200	
ＩＮＰＥＸ	192,000	1,975.00	379,200,000	
大林組	297,100	1,373.00	407,918,300	
積水ハウス	120,600	3,235.00	390,141,000	
キリンホールディングス	178,000	2,206.50	392,757,000	
帝人	282,900	1,228.50	347,542,650	
クラレ	255,500	1,537.50	392,831,250	
三菱ケミカルグループ	408,400	837.00	341,830,800	
三洋化成工業	91,800	4,170.00	382,806,000	
太陽ホールディングス	123,400	3,130.00	386,242,000	
マンダム	304,000	1,278.00	388,512,000	
日東電工	32,500	13,215.00	429,487,500	
武田薬品工業	91,600	4,352.00	398,643,200	
アステラス製薬	216,800	1,666.00	361,188,800	
参天製薬	269,000	1,535.00	412,915,000	
大塚ホールディングス	69,300	5,434.00	376,576,200	
出光興産	485,600	848.60	412,080,160	
ＥＮＥＯＳホールディングス	661,500	620.40	410,394,600	
横浜ゴム	116,000	3,584.00	415,744,000	
ブリヂストン	62,900	6,437.00	404,887,300	
ＡＧＣ	73,100	5,357.00	391,596,700	
日本製鉄	113,600	3,418.00	388,284,800	

丸一鋼管	102,100	3,807.00	388,694,700	
三井金属鉱業	85,900	4,399.00	377,874,100	
住友電気工業	208,600	2,074.50	432,740,700	
三和ホールディングス	171,900	2,529.00	434,735,100	
ＬＩＸＩＬ	205,200	1,952.50	400,653,000	
アマダ	254,600	1,555.00	395,903,000	
小松製作所	100,500	4,263.00	428,431,500	
ＳＡＮＫＹＯ	44,400	9,514.00	422,421,600	
マックス	120,800	3,135.00	378,708,000	
日本精工	488,400	766.00	374,114,400	
三菱重工業	41,000	10,530.00	431,730,000	
スター精密	211,000	1,685.00	355,535,000	
日清紡ホールディングス	334,900	1,255.00	420,299,500	
三菱電機	184,300	2,124.50	391,545,350	
マブチモーター	156,000	2,695.00	420,420,000	
日東工業	101,800	4,245.00	432,141,000	
ＩＤＥＣ	133,700	2,839.00	379,574,300	
パナソニック　ホールディングス	258,600	1,387.00	358,678,200	
カシオ計算機	313,300	1,158.50	362,958,050	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	24,800	18,275.00	453,220,000	
キヤノン	101,800	4,102.00	417,583,600	
東京エレクトロン	13,000	33,530.00	435,890,000	
デンソー	167,700	2,593.50	434,929,950	
いすゞ自動車	200,600	2,045.50	410,327,300	
トヨタ自動車	128,400	3,385.00	434,634,000	
アイシン	73,000	5,242.00	382,666,000	
本田技研工業	248,000	1,689.50	418,996,000	
ＳＵＢＡＲＵ	131,400	3,277.00	430,597,800	
ニコン	270,500	1,454.00	393,307,000	
任天堂	48,800	8,871.00	432,904,800	
中部電力	201,000	1,832.00	368,232,000	
九州旅客鉄道	122,700	3,307.00	405,768,900	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	46,400	8,622.00	400,060,800	
住友倉庫	153,500	2,552.00	391,732,000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	91,600	4,532.00	415,131,200	
日本テレビホールディングス	197,800	2,193.50	433,874,300	
日本電信電話	2,139,900	181.30	387,963,870	
ソフトバンク	205,100	1,962.00	402,406,200	
ＳＣＳＫ	139,300	2,685.50	374,090,150	
ＴＫＣ	105,500	3,720.00	392,460,000	
伊藤忠商事	60,700	6,609.00	401,166,300	

三井物産	67,600	6,007.00	406,073,200	
住友商事	120,800	3,435.00	414,948,000	
サンゲツ	121,000	3,450.00	417,450,000	
因幡電機産業	113,700	3,485.00	396,244,500	
ローソン	36,900	10,260.00	378,594,000	
日本瓦斯	165,200	2,376.00	392,515,200	
ヤマダホールディングス	884,100	436.60	385,998,060	
サンドラッグ	88,100	4,341.00	382,442,100	
あおぞら銀行	105,800	2,113.50	223,608,300	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	296,000	1,409.00	417,064,000	
りそなホールディングス	486,300	807.20	392,541,360	
三井住友トラスト・ホールディングス	136,800	2,897.00	396,309,600	
三井住友フィナンシャルグループ	52,300	7,702.00	402,814,600	
みずほフィナンシャルグループ	153,200	2,683.00	411,035,600	
大和証券グループ本社	385,500	1,031.50	397,643,250	
野村ホールディングス	511,900	804.70	411,925,930	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	66,100	6,573.00	434,475,300	
東京海上ホールディングス	102,900	4,125.00	424,462,500	
Ｔ＆Ｄホールディングス	166,500	2,343.00	390,109,500	
大東建託	23,900	16,735.00	399,966,500	
野村不動産ホールディングス	100,300	3,714.00	372,514,200	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	146,600	2,649.00	388,343,400	
ユー・エス・エス	138,000	2,621.50	361,767,000	
日本郵政	289,100	1,425.50	412,112,050	
メイテックグループホールディングス	139,300	3,071.00	427,790,300	
合計	17,910,400		34,976,190,580	

② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2024年２月14日現在
科目	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		148,137,683
コール・ローン		314,280,350
株式		29,538,933,847
未収配当金		23,119,266
流動資産合計		30,024,471,146
資産合計		30,024,471,146
負債の部		
流動負債		
未払利息		862
その他未払費用		5,680
流動負債合計		6,542
負債合計		6,542
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	7,117,272,649
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		22,907,191,955
元本等合計		30,024,464,604
純資産合計		30,024,464,604
負債純資産合計		30,024,471,146

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年２月14日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年２月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 7,044,067,362円 期中追加設定元本額 1,628,219,881円 期中一部解約元本額 1,555,014,594円
元本の内訳	しんきん世界好配当利回り株ファンド（毎月決算型） 5,281,875,941円 しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 799,866,967円 しんきん世界アロケーションファンド 214,543,742円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 199,859,203円 しんきん世界好配当利回り株ファンド（１年決算型） 463,316,252円

※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 157,810,544円 合計　7,117,272,649円 7,117,272,649口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年２月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	2024年２月14日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	△942,450,755円
合計	△942,450,755円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年２月14日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年２月14日現在
１口当たり純資産額　4.2185円 （１万口当たり純資産額　42,185円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式

通貨	銘柄	株式数(株)	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	STANLEY BLACK & DECKER INC	63,070	87.11	5,494,027.70	
米ドル	MANPOWER INC	67,650	70.55	4,772,707.50	
米ドル	EBAY INC	112,358	41.13	4,621,284.54	
米ドル	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	168,887	21.55	3,639,514.85	
米ドル	MOLSON COORS BEVERAGE CO	84,872	61.29	5,201,804.88	
米ドル	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	81,089	48.71	3,949,845.19	
米ドル	PFIZER INC	148,424	26.97	4,002,995.28	
米ドル	VIATRIS INC	420,567	11.97	5,034,186.99	
米ドル	CITIGROUP INC	92,270	52.76	4,868,165.20	
米ドル	WESTERN UNION CO	309,315	12.61	3,900,462.15	
米ドル	INTL BUSINESS MACHINES CORP	26,919	183.70	4,945,020.30	
米ドル	HP INC	146,766	28.14	4,129,995.24	
米ドル	VERIZON COMMUNICATIONS INC	166,353	40.13	6,675,745.89	
米ドル	INTEL CORP	107,578	43.16	4,643,066.48	

米ドル	MARCUS & MILLICHAP INC	137,661	37.30	5,134,755.30	
米ドル 小計		2,133,779		71,013,577.49 (10,700,325,856)	
ユーロ	ENI SPA	251,996	14.47	3,646,382.12	
ユーロ	REPSOL SA	285,664	14.01	4,002,152.64	
ユーロ	BASF SE	112,734	45.06	5,079,794.04	
ユーロ	CONTINENTAL AG	101,267	76.44	7,740,849.48	
ユーロ	Schaeffler AG Preference NPV	717,929	6.43	4,619,873.11	
ユーロ	RTL GROUP S.A.	126,074	34.92	4,402,504.08	
ユーロ	SES GLOBAL-FDR	443,309	6.05	2,684,235.99	
ユーロ	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	87,209	70.64	6,160,443.76	
ユーロ	BAYER AG	94,432	27.91	2,635,597.12	
ユーロ	SANOFI	43,915	85.69	3,763,076.35	
ユーロ	ING GROEP NV	338,913	12.25	4,153,717.72	
ユーロ	INTESA SANPAOLOA	1,655,287	2.80	4,644,735.32	
ユーロ	AGEAS	113,427	38.47	4,363,536.69	
ユーロ	AXA SA	171,682	30.63	5,259,478.07	
ユーロ	ORANGE	490,340	10.64	5,220,159.64	
ユーロ 小計		5,034,178		68,376,536.13 (11,039,391,758)	
英ポンド	SHELL PLC	123,937	24.88	3,084,172.24	
英ポンド	ANGLO AMERICAN PLC	181,783	17.56	3,192,109.48	
英ポンド	ITV PLC	6,445,035	0.57	3,694,294.06	
英ポンド	WPP PLC	510,148	7.55	3,854,678.28	
英ポンド	TESCO PLC	1,685,486	2.73	4,613,175.18	
英ポンド	GSK PLC	228,069	16.41	3,744,436.84	
英ポンド	NATWEST GROUP PLC	1,805,499	2.04	3,690,439.95	
英ポンド	STANDARD CHARTERED PLC	543,694	5.77	3,140,376.54	
英ポンド	BT GROUP PLC	3,488,850	1.02	3,569,093.55	
英ポンド 小計		15,012,501		32,582,776.12 (6,185,514,218)	
スイスフラン	ADECCO GROUP AG-REG	54,641	36.28	1,982,375.48	
スイスフラン	SWATCH GROUP AG	20,464	209.10	4,279,022.40	
スイスフラン	SWISS RE AG	31,741	101.95	3,235,994.95	
スイスフラン 小計		106,846		9,497,392.83 (1,613,702,015)	
合計		22,287,304		29,538,933,847 (29,538,933,847)	

② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

注１　通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
注２　合計欄の（　）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。
注３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式15銘柄	100.0%	36.2%
ユーロ	株式15銘柄	100.0%	37.4%
英ポンド	株式９銘柄	100.0%	20.9%
スイスフラン	株式３銘柄	100.0%	5.5%

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん国内債券マザーファンドⅡ

（１）貸借対照表

区分		2024年２月14日現在
科目	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		117,719,024
国債証券		7,370,457,600
地方債証券		996,721,000
特殊債券		199,156,000
社債券		892,058,000
未収利息		18,430,885
前払費用		2,160,429
流動資産合計		9,596,702,938
資産合計		9,596,702,938
負債の部		
流動負債		
未払利息		323
その他未払費用		2,394
流動負債合計		2,717
負債合計		2,717
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	7,568,846,403
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		2,027,853,818
元本等合計		9,596,700,221
純資産合計		9,596,700,221
負債純資産合計		9,596,702,938

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年２月14日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年２月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 10,417,960,976円 期中追加設定元本額 14,854,534,474円 期中一部解約元本額 17,703,649,047円
元本の内訳	しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 2,586,271,279円 しんきん世界アロケーションファンド 3,781,100,483円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 672,824,457円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 528,650,184円 合計　7,568,846,403円
※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	7,568,846,403口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自　2023年２月15日 至　2024年２月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年２月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2024年２月14日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△166,023,200円
地方債証券	△4,594,000円
特殊債券	△1,052,000円
社債券	△6,338,000円
合計	△178,007,200円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年２月14日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自　2023年２月15日 至　2024年２月14日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年２月14日現在
１口当たり純資産額　1.2679円 （１万口当たり純資産額　12,679円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第１４２回利付国債（５年）	50,000,000	50,055,000	
国債証券	第１４３回利付国債（５年）	60,000,000	60,065,400	
国債証券	第１４４回利付国債（５年）	150,000,000	150,130,500	
国債証券	第１４５回利付国債（５年）	220,000,000	220,103,400	
国債証券	第１４７回利付国債（５年）	300,000,000	299,280,000	
国債証券	第１４８回利付国債（５年）	250,000,000	249,297,500	
国債証券	第１５０回利付国債（５年）	250,000,000	249,077,500	
国債証券	第１５４回利付国債（５年）	50,000,000	49,812,500	
国債証券	第１４回利付国債（４０年）	270,000,000	187,855,200	
国債証券	第３４６回利付国債（１０年）	200,000,000	199,692,000	
国債証券	第３５４回利付国債（１０年）	100,000,000	98,700,000	
国債証券	第３５５回利付国債（１０年）	100,000,000	98,611,000	
国債証券	第３５７回利付国債（１０年）	150,000,000	147,598,500	
国債証券	第３６０回利付国債（１０年）	180,000,000	176,077,800	
国債証券	第３６１回利付国債（１０年）	100,000,000	97,579,000	
国債証券	第３６２回利付国債（１０年）	150,000,000	145,990,500	
国債証券	第３６３回利付国債（１０年）	350,000,000	339,601,500	
国債証券	第３６４回利付国債（１０年）	170,000,000	164,422,300	
国債証券	第３６５回利付国債（１０年）	280,000,000	270,015,200	
国債証券	第３２回利付国債（３０年）	100,000,000	114,912,000	
国債証券	第３４回利付国債（３０年）	100,000,000	112,980,000	
国債証券	第３６回利付国債（３０年）	100,000,000	109,450,000	
国債証券	第３８回利付国債（３０年）	150,000,000	158,560,500	
国債証券	第４２回利付国債（３０年）	100,000,000	103,247,000	
国債証券	第４６回利付国債（３０年）	100,000,000	99,126,000	

国債証券	第５０回利付国債（３０年）	120,000,000	102,572,400	
国債証券	第５４回利付国債（３０年）	110,000,000	92,814,700	
国債証券	第５８回利付国債（３０年）	50,000,000	41,668,000	
国債証券	第６２回利付国債（３０年）	130,000,000	98,824,700	
国債証券	第６６回利付国債（３０年）	280,000,000	203,366,800	
国債証券	第７１回利付国債（３０年）	350,000,000	271,491,500	
国債証券	第１４４回利付国債（２０年）	300,000,000	321,747,000	
国債証券	第１４５回利付国債（２０年）	300,000,000	327,021,000	
国債証券	第１４６回利付国債（２０年）	280,000,000	305,309,200	
国債証券	第１４８回利付国債（２０年）	300,000,000	321,105,000	
国債証券	第１５０回利付国債（２０年）	250,000,000	264,777,500	
国債証券	第１５２回利付国債（２０年）	230,000,000	238,399,600	
国債証券	第１６０回利付国債（２０年）	100,000,000	96,027,000	
国債証券	第１６１回利付国債（２０年）	200,000,000	188,914,000	
国債証券	第１６８回利付国債（２０年）	110,000,000	98,004,500	
国債証券	第１７４回利付国債（２０年）	180,000,000	155,550,600	
国債証券	第１８０回利付国債（２０年）	210,000,000	189,756,000	
国債証券	第１８１回利付国債（２０年）	110,000,000	100,867,800	
国債証券 合計		7,640,000,000	7,370,457,600	
地方債証券	平成２９年度第１６回愛知県公募公債（１０年）	200,000,000	199,210,000	
地方債証券	平成２８年度第３回埼玉県公募公債	300,000,000	298,980,000	
地方債証券	平成２８年度第６回福岡県公募公債	100,000,000	99,787,000	
地方債証券	第４９６回名古屋市公募公債（１０年）	200,000,000	199,230,000	
地方債証券	平成２８年度第４回福井県公募公債	200,000,000	199,514,000	
地方債証券 合計		1,000,000,000	996,721,000	
特殊債券	第３２１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	199,156,000	
特殊債券 合計		200,000,000	199,156,000	
社債券	第１３回日本たばこ産業株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	98,778,000	
社債券	第６回ヒューリック株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,520,000	
社債券	第３７回王子ホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,432,000	
社債券	第１４回株式会社オリエンタルランド無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,667,000	
社債券	第１４回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	98,190,000	
社債券	第１８回パナソニック株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,464,000	
社債券	第１５回株式会社デンソー無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,341,000	
社債券	第１００回住友不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	200,666,000	

社債券 合計	900,000,000	892,058,000	
合計	9,740,000,000	9,458,392,600	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2024年２月14日現在
科目	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		47,717,634
コール・ローン		81,691,339
国債証券		13,378,028,572
未収利息		146,533,224
前払費用		7,895,212
流動資産合計		13,661,865,981
資産合計		13,661,865,981
負債の部		
流動負債		
未払解約金		5,500,000
未払利息		224
その他未払費用		1,583
流動負債合計		5,501,807
負債合計		5,501,807
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	7,757,464,624
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		5,898,899,550
元本等合計		13,656,364,174
純資産合計		13,656,364,174
負債純資産合計		13,661,865,981

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年２月14日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年２月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 8,444,395,443円 期中追加設定元本額 1,121,659,427円 期中一部解約元本額 1,808,590,246円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 136,147,495円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 148,167,774円 しんきん３資産ファンド（毎月決算型） 5,933,180,203円 しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 632,735,669円

	しんきん世界アロケーションファンド 208,896,065円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 194,437,895円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 378,744,802円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 125,154,721円 合計　7,757,464,624円
※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	7,757,464,624口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年２月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	2024年２月14日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△79,412,562円
合計	△79,412,562円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年２月14日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年２月14日現在
１口当たり純資産額　1.7604円 （１万口当たり純資産額　17,604円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BGB 0.800 06/22/25	400,000.00	387,561.80	
国債証券	ユーロ	BGB 0.800 06/22/27	600,000.00	563,577.60	
国債証券	ユーロ	BGB 0.900 06/22/29	1,200,000.00	1,095,007.20	
国債証券	ユーロ	BGB 1.600 06/22/47	1,500,000.00	1,073,994.00	
国債証券	ユーロ	BGB 3.000 06/22/34	1,300,000.00	1,303,952.00	
国債証券	ユーロ	BGB 5.000 03/28/35	1,400,000.00	1,658,350.40	
国債証券	ユーロ	DBR 0.000 08/15/31	2,300,000.00	1,940,215.60	
国債証券	ユーロ	DBR 0.250 02/15/29	2,200,000.00	1,986,987.20	
国債証券	ユーロ	DBR 0.500 02/15/26	2,300,000.00	2,199,722.30	

国債証券	ユーロ	DBR 1.000 08/15/25	900,000.00	874,166.99	
国債証券	ユーロ	DBR 1.700 08/15/32	3,100,000.00	2,952,229.20	
国債証券	ユーロ	DBR 3.250 07/04/42	1,650,000.00	1,801,578.90	
国債証券	ユーロ	DBR 4.000 01/04/37	3,400,000.00	3,951,135.24	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/28	2,500,000.00	2,740,475.00	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/34	3,100,000.00	3,756,843.50	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.000 11/25/31	2,500,000.00	2,022,750.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.500 05/25/25	2,800,000.00	2,706,396.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.000 05/25/27	2,550,000.00	2,412,198.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.250 05/25/34	2,300,000.00	1,961,016.80	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.250 05/25/36	1,600,000.00	1,308,790.40	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.500 05/25/31	2,700,000.00	2,482,887.60	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.250 05/25/24	400,000.00	398,114.40	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.500 05/25/30	2,400,000.00	2,373,196.80	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.750 10/25/27	3,300,000.00	3,302,818.20	
国債証券	ユーロ	FRTR 3.250 05/25/45	2,900,000.00	2,880,918.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.000 10/25/38	2,900,000.00	3,191,821.20	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.500 04/25/41	700,000.00	818,020.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 5.750 10/25/32	2,200,000.00	2,686,530.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.000 07/15/31	500,000.00	413,319.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.250 07/15/29	500,000.00	442,194.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.500 01/15/40	1,400,000.00	986,300.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.500 07/15/26	100,000.00	94,867.20	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.750 07/15/27	800,000.00	752,240.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 2.500 01/15/33	2,500,000.00	2,472,720.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.000 02/20/31	250,000.00	205,955.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.500 04/20/27	500,000.00	466,241.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.750 02/20/28	700,000.00	648,382.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.200 10/20/25	600,000.00	582,279.60	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.500 02/20/47	1,300,000.00	950,934.40	
国債証券	ユーロ	RAGB 2.400 05/23/34	1,300,000.00	1,238,138.20	
国債証券	ユーロ	SPGB 0.800 07/30/29	3,700,000.00	3,295,941.50	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.500 04/30/27	2,000,000.00	1,913,100.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.950 04/30/26	1,500,000.00	1,465,980.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.950 07/30/30	3,000,000.00	2,811,210.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 2.150 10/31/25	1,000,000.00	984,970.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 2.350 07/30/33	400,000.00	370,800.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 4.200 01/31/37	2,700,000.00	2,894,310.09	
国債証券	ユーロ	SPGB 4.700 07/30/41	2,700,000.00	3,040,607.70	
ユーロ　小計			84,550,000.00	82,861,744.02 (13,378,028,572)	

国債証券　合計		13,378,028,572 (13,378,028,572)	
合計		13,378,028,572 (13,378,028,572)	

注１　通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
注２　合計欄の（　）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。
注３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	国債証券48銘柄	100.0%	100.0%

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2024年２月14日現在
科目	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		24,166,006
コール・ローン		41,283,881
国債証券		12,070,518,623
特殊債券		1,841,435,530
未収利息		121,915,435
前払費用		4,525,407
流動資産合計		14,103,844,882
資産合計		14,103,844,882
負債の部		
流動負債		
未払解約金		4,000,000
未払利息		113
その他未払費用		1,508
流動負債合計		4,001,621
負債合計		4,001,621
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	6,527,126,482
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		7,572,716,779
元本等合計		14,099,843,261
純資産合計		14,099,843,261
負債純資産合計		14,103,844,882

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年２月14日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年２月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 6,792,536,418円 期中追加設定元本額 908,272,054円 期中一部解約元本額 1,173,681,990円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ 143,293,491円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 121,566,782円 しんきん３資産ファンド（毎月決算型） 5,002,261,771円 しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 518,546,834円

	しんきん世界アロケーションファンド 171,255,418円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 159,731,399円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 308,092,594円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 102,378,193円 合計　6,527,126,482円
※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	6,527,126,482口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年２月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	2024年２月14日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△145,373,528円
特殊債券	△14,365,777円
合計	△159,739,305円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年２月14日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年２月14日現在
１口当たり純資産額　2.1602円 （１万口当たり純資産額　21,602円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	T-BOND 1.750 08/15/41	3,800,000.00	2,497,757.82	
国債証券	米ドル	T-BOND 2.500 05/15/46	4,300,000.00	3,032,171.87	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.000 02/15/47	2,500,000.00	1,925,390.62	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 02/15/42	4,600,000.00	3,770,203.14	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 05/15/48	3,700,000.00	2,896,550.77	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.500 02/15/39	2,500,000.00	2,249,316.40	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.625 02/15/44	4,000,000.00	3,478,906.24	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000.00	2,954,882.82	

国債証券	米ドル	T-BOND 4.750 02/15/37	2,300,000.00	2,408,171.87	
国債証券	米ドル	T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000.00	1,146,234.37	
国債証券	米ドル	T-BOND 6.500 11/15/26	1,000,000.00	1,051,445.31	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.625 08/15/30	1,600,000.00	1,266,437.49	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.875 11/15/30	3,450,000.00	2,762,156.25	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.125 01/15/25	4,200,000.00	4,053,000.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.250 08/15/31	3,200,000.00	2,575,875.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.375 11/15/31	3,800,000.00	3,065,828.14	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.500 02/15/30	1,600,000.00	1,362,250.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 02/15/26	3,900,000.00	3,676,816.41	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000.00	3,468,027.35	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 08/15/29	1,900,000.00	1,654,707.03	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 08/15/25	4,900,000.00	4,702,660.14	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/24	650,000.00	636,060.54	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/25	4,500,000.00	4,313,496.10	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/27	2,950,000.00	2,732,667.95	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.375 08/15/24	3,900,000.00	3,844,242.16	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 01/31/26	1,500,000.00	1,443,750.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 02/15/29	2,550,000.00	2,355,263.66	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 02/28/25	600,000.00	586,312.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.875 05/31/25	5,100,000.00	4,972,898.41	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 11/15/28	3,400,000.00	3,223,492.19	
米ドル　小計			90,200,000.00	80,106,972.55 (12,070,518,623)	
国債証券　合計				12,070,518,623 (12,070,518,623)	
特殊債券	米ドル	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000.00	4,576,550.10	
特殊債券	米ドル	IADB 2.125 01/15/25	3,400,000.00	3,308,299.41	
特殊債券	米ドル	IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000.00	1,915,531.61	
特殊債券	米ドル	IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000.00	2,420,454.63	
米ドル　小計			13,500,000.00	12,220,835.75 (1,841,435,530)	
特殊債券　合計				1,841,435,530 (1,841,435,530)	
合計				13,911,954,153 (13,911,954,153)	

注１　通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
注２　合計欄の（　）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券30銘柄	86.8%	86.8%
	特殊債券４銘柄	13.2%	13.2%

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん高格付外国債券マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん高格付外国債券マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2024年２月14日現在
科目	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		1,346,991
コール・ローン		7,666,492
国債証券		2,407,733,518
地方債証券		142,433,385
特殊債券		40,277,688
未収利息		15,768,414
前払費用		2,482,993
流動資産合計		2,617,709,481
資産合計		2,617,709,481
負債の部		
流動負債		
未払利息		21
その他未払費用		251
流動負債合計		272
負債合計		272
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	1,676,405,913
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		941,303,296
元本等合計		2,617,709,209
純資産合計		2,617,709,209
負債純資産合計		2,617,709,481

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年２月14日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年２月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,633,605,129円 期中追加設定元本額 623,019,890円 期中一部解約元本額 580,219,106円
元本の内訳	しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 715,949,778円 しんきん世界アロケーションファンド 117,165,242円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 109,621,712円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 140,398,871円 しんきん高格付外国債券スペシャル（適格機関投資家限定） 593,270,310円

※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	合計　1,676,405,913円 1,676,405,913口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年２月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	2024年２月14日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	15,185,999円
地方債証券	1,129,261円
特殊債券	858,429円
合計	17,173,689円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年２月14日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年２月14日現在
１口当たり純資産額　1.5615円 （１万口当たり純資産額　15,615円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	カナダドル	CAN 0.500 12/01/30	2,311,000.00	1,874,897.63	
国債証券	カナダドル	CAN 1.250 06/01/30	2,486,000.00	2,148,296.96	
国債証券	カナダドル	CAN 2.250 06/01/29	355,000.00	330,858.31	
国債証券	カナダドル	CAN 2.250 12/01/29	340,000.00	315,322.95	
国債証券	カナダドル	CAN 4.000 03/01/29	515,000.00	520,729.17	
国債証券	カナダドル	CAN 5.750 06/01/29	510,000.00	559,801.85	
カナダドル　小計			6,517,000.00	5,749,906.87 (638,699,655)	
国債証券	英ポンド	UKT 0.375 10/22/30	1,020,000.00	803,698.80	

国債証券	英ポンド	UKT 0.500 01/31/29	1,045,000.00	878,406.10	
国債証券	英ポンド	UKT 0.875 10/22/29	705,000.00	593,064.33	
国債証券	英ポンド	UKT 4.750 12/07/30	981,000.00	1,022,286.36	
英ポンド　小計			3,751,000.00	3,297,455.59 (625,988,969)	
国債証券	ノルウェークローネ	NGB 1.375 08/19/30	15,520,000.00	13,470,847.84	
国債証券	ノルウェークローネ	NGB 1.750 02/17/27	13,170,000.00	12,410,486.10	
国債証券	ノルウェークローネ	NGB 1.750 09/06/29	10,800,000.00	9,759,960.00	
国債証券	ノルウェークローネ	NGB 2.000 04/26/28	9,490,000.00	8,864,669.72	
ノルウェークローネ　小計			48,980,000.00	44,505,963.66 (628,869,266)	
国債証券	オーストラリアドル	ACGB 1.000 12/21/30	1,070,000.00	880,064.04	
国債証券	オーストラリアドル	ACGB 2.250 05/21/28	574,000.00	539,271.23	
国債証券	オーストラリアドル	ACGB 2.500 05/21/30	1,037,000.00	955,076.08	
国債証券	オーストラリアドル	ACGB 2.750 11/21/27	820,000.00	790,558.53	
国債証券	オーストラリアドル	ACGB 2.750 11/21/29	971,000.00	914,024.86	
国債証券	オーストラリアドル	ACGB 3.250 04/21/29	639,000.00	621,014.54	
国債証券	オーストラリアドル	ACGB 4.750 04/21/27	570,000.00	586,600.10	
オーストラリアドル　小計			5,681,000.00	5,286,609.38 (514,175,628)	
国債証券　合計				2,407,733,518 (2,407,733,518)	
地方債証券	カナダドル	BRCOL 2.200 06/18/30	100,000.00	89,096.91	
カナダドル　小計			100,000.00	89,096.91 (9,896,884)	
地方債証券	オーストラリアドル	NSWTC 3.000 04/20/29	1,330,000.00	1,256,253.38	
地方債証券	オーストラリアドル	NSWTC 3.000 05/20/27	110,000.00	106,449.70	
オーストラリアドル　小計			1,440,000.00	1,362,703.08 (132,536,501)	
地方債証券　合計				142,433,385 (142,433,385)	
特殊債券	カナダドル	CANHOU 2.650 12/15/28	120,000.00	112,864.18	

カナダドル　小計			120,000.00	112,864.18 (12,536,953)	
特殊債券	英ポンド	IBRD 1.000 12/21/29	118,000.00	98,287.86	
英ポンド　小計			118,000.00	98,287.86 (18,658,967)	
特殊債券	オーストラリアドル	IADB 3.150 06/26/29	100,000.00	93,376.19	
オーストラリアドル　小計			100,000.00	93,376.19 (9,081,768)	
特殊債券　合計				40,277,688 (40,277,688)	
合計				2,590,444,591 (2,590,444,591)	

注１　通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
注２　合計欄の（　）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。
注３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
カナダドル	国債証券６銘柄	96.6%	24.7%
	地方債証券１銘柄	1.5%	0.4%
	特殊債券１銘柄	1.9%	0.5%
英ポンド	国債証券４銘柄	97.1%	24.2%
	特殊債券１銘柄	2.9%	0.7%
ノルウェークローネ	国債証券４銘柄	100.0%	24.3%
オーストラリアドル	国債証券７銘柄	78.4%	19.8%
	地方債証券２銘柄	20.2%	5.1%
	特殊債券１銘柄	1.4%	0.3%

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんＪリートマザーファンドⅡ

（１）貸借対照表

区分		2024年２月14日現在
科目	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		56,928,878
投資証券		6,819,236,000
未収配当金		74,177,370
流動資産合計		6,950,342,248
資産合計		6,950,342,248
負債の部		
流動負債		
未払金		41,961,230
未払利息		156
その他未払費用		1,364
流動負債合計		41,962,750
負債合計		41,962,750
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	2,574,545,553
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		4,333,833,945
元本等合計		6,908,379,498
純資産合計		6,908,379,498
負債純資産合計		6,950,342,248

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年２月14日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年２月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,132,173,395円 期中追加設定元本額 1,743,230,699円 期中一部解約元本額 1,300,858,541円
元本の内訳	しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 1,195,425,326円 しんきん世界アロケーションファンド 331,823,938円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 308,694,847円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 492,192,688円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 246,408,754円 合計　2,574,545,553円
※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,574,545,553口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自　2023年２月15日 至　2024年２月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年２月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2024年２月14日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△384,680,541円
合計	△384,680,541円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年２月14日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年２月14日現在
１口当たり純資産額　2.6833円 （１万口当たり純資産額　26,833円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
投資証券	ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人	165	18,991,500	
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	170	101,150,000	
投資証券	森ヒルズリート投資法人	780	103,038,000	
投資証券	産業ファンド投資法人	1,420	186,162,000	
投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	390	122,070,000	
投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	440	172,700,000	
投資証券	ＧＬＰ投資法人	2,950	379,665,000	
投資証券	日本プロロジスリート投資法人	1,250	325,250,000	
投資証券	星野リゾート・リート投資法人	50	26,350,000	
投資証券	Ｏｎｅリート投資法人	115	31,038,500	
投資証券	イオンリート投資法人	175	23,502,500	
投資証券	ヒューリックリート投資法人	635	96,393,000	
投資証券	日本リート投資法人	215	70,735,000	
投資証券	積水ハウス・リート投資法人	2,360	178,416,000	
投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	1,995	305,634,000	
投資証券	いちごホテルリート投資法人	950	107,160,000	
投資証券	ラサールロジポート投資法人	1,105	163,871,500	
投資証券	スターアジア不動産投資法人	2,830	163,008,000	
投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	275	121,550,000	
投資証券	三菱地所物流リート投資法人	270	97,605,000	
投資証券	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	330	49,566,000	
投資証券	日本ビルファンド投資法人	820	473,960,000	
投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	725	395,125,000	
投資証券	日本都市ファンド投資法人	3,845	370,273,500	
投資証券	オリックス不動産投資法人	1,860	306,900,000	
投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	595	199,920,000	
投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	490	59,437,000	
投資証券	東急リアル・エステート投資法人	540	88,344,000	
投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	610	64,538,000	

投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,530	220,167,000	
投資証券	森トラストリート投資法人	1,610	115,437,000	
投資証券	インヴィンシブル投資法人	4,770	294,786,000	
投資証券	フロンティア不動産投資法人	45	19,080,000	
投資証券	平和不動産リート投資法人	815	108,476,500	
投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	375	101,212,500	
投資証券	福岡リート投資法人	430	72,971,000	
投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人	2,105	317,223,500	
投資証券	いちごオフィスリート投資法人	550	43,615,000	
投資証券	大和証券オフィス投資法人	195	118,365,000	
投資証券	大和ハウスリート投資法人	1,200	293,640,000	
投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,030	150,626,000	
投資証券	大和証券リビング投資法人	645	66,757,500	
投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	795	94,525,500	
投資証券　合計		45,450	6,819,236,000	
合計		45,450	6,819,236,000	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきんグローバルリートマザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんグローバルリートマザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2024年２月14日現在
科目	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		3,431,946
コール・ローン		1,040,371
投資証券		5,769,906,260
未収入金		523,398
未収配当金		10,029,907
流動資産合計		5,784,931,882
資産合計		5,784,931,882
負債の部		
流動負債		
未払金		304,857
未払利息		2
その他未払費用		797
流動負債合計		305,656
負債合計		305,656
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	2,227,821,846
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		3,556,804,380
元本等合計		5,784,626,226
純資産合計		5,784,626,226
負債純資産合計		5,784,931,882

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年２月14日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年２月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,012,140,545円 期中追加設定元本額 1,772,949,453円 期中一部解約元本額 1,557,268,152円
元本の内訳	しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 1,291,177,810円 しんきん世界アロケーションファンド 353,093,245円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 328,175,896円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 255,374,895円 合計　2,227,821,846円

※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,227,821,846口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年２月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	2024年２月14日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	172,900,042円
合計	172,900,042円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年２月14日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年２月15日 至 2024年２月14日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年２月14日現在
１口当たり純資産額　2.5965円 （１万口当たり純資産額　25,965円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	2,824	47,386.72	
投資証券	米ドル	AGREE REALTY CORP	2,957	169,465.67	
投資証券	米ドル	ALEXANDER & BALDWIN INC	2,196	37,441.80	
投資証券	米ドル	ALEXANDER'S INC	66	14,346.42	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	4,616	520,546.32	
投資証券	米ドル	ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	424	6,563.52	
投資証券	米ドル	AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,463	31,395.98	
投資証券	米ドル	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	9,400	320,540.00	
投資証券	米ドル	AMERICOLD REALTY TRUST	7,839	212,985.63	
投資証券	米ドル	APARTMENT INCOME REIT CORP	4,324	136,033.04	
投資証券	米ドル	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	4,099	30,086.66	
投資証券	米ドル	APPLE HOSPITALITY REIT INC	6,277	98,235.05	

投資証券	米ドル	ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	2,061	23,392.35	
投資証券	米ドル	ASHFORD HOSPITALITY TRUST INC	1,017	1,637.37	
投資証券	米ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,191	721,313.01	
投資証券	米ドル	BOSTON PROPERTIES INC	4,247	265,607.38	
投資証券	米ドル	BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	1,694	3,574.34	
投資証券	米ドル	BRANDYWINE REALTY TRUST	4,826	18,917.92	
投資証券	米ドル	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	8,842	200,359.72	
投資証券	米ドル	BROADSTONE NET LEASE INC	5,551	85,540.91	
投資証券	米ドル	BRT APARTMENTS CORP	348	5,491.44	
投資証券	米ドル	CAMDEN PROPERTY TRUST	3,141	288,626.49	
投資証券	米ドル	CARETRUST REIT INC	3,531	79,624.05	
投資証券	米ドル	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC	718	16,427.84	
投資証券	米ドル	CENTERSPACE	453	23,850.45	
投資証券	米ドル	CHATHAM LODGING TRUST	1,452	14,839.44	
投資証券	米ドル	CITY OFFICE REIT INC	1,222	5,584.54	
投資証券	米ドル	CLIPPER REALTY INC	382	1,822.14	
投資証券	米ドル	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	742	19,826.24	
投資証券	米ドル	COPT DEFENSE PROPERTIES	3,338	79,744.82	
投資証券	米ドル	COUSINS PROPERTIES INC	4,493	100,643.20	
投資証券	米ドル	CTO REALTY GROWTH INC	603	9,762.57	
投資証券	米ドル	CUBESMART	6,614	283,872.88	
投資証券	米ドル	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	6,333	56,553.69	
投資証券	米ドル	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	21,200	14,098.00	
投資証券	米ドル	DIGITAL REALTY TRUST INC	8,938	1,270,715.46	
投資証券	米ドル	DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	6,494	16,949.34	
投資証券	米ドル	DOUGLAS EMMETT INC	3,570	45,374.70	
投資証券	米ドル	EAGLE HOSPITALITY TRUST	9,100	—	
投資証券	米ドル	EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES,INC.	2,824	32,419.52	
投資証券	米ドル	EASTGROUP PROPERTIES INC	1,363	249,810.64	
投資証券	米ドル	ELME COMMUNITIES	2,646	37,387.98	
投資証券	米ドル	EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	3,923	37,778.49	
投資証券	米ドル	EPR PROPERTIES	2,227	92,687.74	
投資証券	米ドル	EQUINIX INC	2,771	2,307,356.28	
投資証券	米ドル	EQUITY COMMONWEALTH	3,202	60,229.62	
投資証券	米ドル	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	5,505	365,807.25	
投資証券	米ドル	EQUITY RESIDENTIAL	10,198	592,809.74	
投資証券	米ドル	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY TRUST INC	4,590	111,078.00	
投資証券	米ドル	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,895	427,493.05	
投資証券	米ドル	EXTRA SPACE STORAGE INC	6,235	863,859.25	
投資証券	米ドル	FARMLAND PARTNERS INC	1,331	14,601.07	
投資証券	米ドル	FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,161	218,369.05	

投資証券	米ドル	FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST INC	3,922	211,984.10	
投資証券	米ドル	FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	2,746	62,938.32	
投資証券	米ドル	FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	2,806	6,397.68	
投資証券	米ドル	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	7,889	354,058.32	
投資証券	米ドル	GETTY REALTY CORP	1,411	38,238.10	
投資証券	米ドル	GLADSTONE COMMERCIAL CORP	1,189	14,660.37	
投資証券	米ドル	GLADSTONE LAND CORP	991	13,041.56	
投資証券	米ドル	GLOBAL MEDICAL REIT INC	1,905	17,697.45	
投資証券	米ドル	GLOBAL NET LEASE INC	5,791	46,212.18	
投資証券	米ドル	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	11,203	170,509.66	
投資証券	米ドル	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	16,178	271,466.84	
投資証券	米ドル	HIGHWOODS PROPERTIES INC	3,133	71,683.04	
投資証券	米ドル	HOST HOTELS & RESORTS INC	20,829	399,291.93	
投資証券	米ドル	HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	3,802	25,511.42	
投資証券	米ドル	INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	6,629	95,126.15	
投資証券	米ドル	INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	1,814	7,165.30	
投資証券	米ドル	INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	830	73,720.60	
投資証券	米ドル	INVENTRUST PROPERTIES CORP	2,010	50,310.30	
投資証券	米ドル	INVITATION HOMES INC	16,977	547,678.02	
投資証券	米ドル	IRON MOUNTAIN INC	8,617	577,511.34	
投資証券	米ドル	JBG SMITH PROPERTIES	2,474	39,979.84	
投資証券	米ドル	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	22,800	5,814.00	
投資証券	米ドル	KILROY REALTY CORP	3,157	105,064.96	
投資証券	米ドル	KIMCO REALTY CORP	19,560	381,420.00	
投資証券	米ドル	KITE REALTY GROUP TRUST	6,453	138,674.97	
投資証券	米ドル	LTC PROPERTIES INC	1,255	38,553.60	
投資証券	米ドル	LXP INDUSTRIAL TRUST	8,607	75,913.74	
投資証券	米ドル	MACERICH CO/THE	6,362	106,436.26	
投資証券	米ドル	MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	47,668	2,860.08	
投資証券	米ドル	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	18,113	63,576.63	
投資証券	米ドル	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	3,432	423,337.20	
投資証券	米ドル	NATIONAL STORAGE AFFILIATES	2,294	81,781.10	
投資証券	米ドル	NATL HEALTH INVESTORS INC	1,293	67,766.13	
投資証券	米ドル	NET LEASE OFFICE PROPERTY	432	10,674.72	
投資証券	米ドル	NETSTREIT CORP	2,075	35,109.00	
投資証券	米ドル	NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	1,012	6,648.84	
投資証券	米ドル	NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST	654	19,364.94	
投資証券	米ドル	NNN REIT INC	5,366	213,137.52	
投資証券	米ドル	OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	1,263	4,887.81	
投資証券	米ドル	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	7,261	223,711.41	

投資証券	米ドル	ONE LIBERTY PROPERTIES INC	481	9,615.19	
投資証券	米ドル	ORION OFFICE REIT INC	1,850	8,639.50	
投資証券	米ドル	PARAMOUNT GROUP INC	5,064	22,889.28	
投資証券	米ドル	PARK HOTELS & RESORTS INC	6,219	91,357.11	
投資証券	米ドル	PEAKSTONE REALTY TRUST	1,055	15,107.60	
投資証券	米ドル	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	3,672	56,438.64	
投資証券	米ドル	PHILLIPS EDISON & COMPANY INC	3,518	121,265.46	
投資証券	米ドル	PHYSICIANS REALTY TRUST	7,063	79,953.16	
投資証券	米ドル	PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	3,765	24,058.35	
投資証券	米ドル	PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1,084	23,566.16	
投資証券	米ドル	POSTAL REALTY TRUST INC-A	570	7,985.70	
投資証券	米ドル	PRIME US REIT	17,700	2,867.40	
投資証券	米ドル	PROLOGIS INC	27,269	3,568,966.72	
投資証券	米ドル	PUBLIC STORAGE	4,670	1,291,908.80	
投資証券	米ドル	REALTY INCOME CORP	24,543	1,264,455.36	
投資証券	米ドル	REGENCY CENTERS CORP	4,858	293,520.36	
投資証券	米ドル	RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	3,746	48,922.76	
投資証券	米ドル	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	6,239	321,807.62	
投資証券	米ドル	RLJ LODGING TRUST	4,583	52,017.05	
投資証券	米ドル	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,770	197,001.00	
投資証券	米ドル	SABRA HEALTH CARE REIT INC	6,869	92,868.88	
投資証券	米ドル	SAFEHOLD INC	1,366	26,787.26	
投資証券	米ドル	SAUL CENTERS INC	381	14,192.25	
投資証券	米ドル	SERVICE PROPERTIES TRUST	4,990	36,776.30	
投資証券	米ドル	SIMON PROPERTY GROUP INC	9,628	1,381,810.56	
投資証券	米ドル	SITE CENTERS CORP	5,441	76,718.10	
投資証券	米ドル	SL GREEN REALTY CORP	1,775	76,715.50	
投資証券	米ドル	STAG INDUSTRIAL INC	5,383	201,593.35	
投資証券	米ドル	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	3,249	20,468.70	
投資証券	米ドル	SUN COMMUNITIES INC	3,673	458,500.59	
投資証券	米ドル	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	6,135	64,417.50	
投資証券	米ドル	TANGER FACTORY OUTLET CENTERS	3,110	82,508.30	
投資証券	米ドル	TERRENO REALTY CORP	2,468	153,238.12	
投資証券	米ドル	UDR INC	8,945	309,675.90	
投資証券	米ドル	UMH PROPERTIES INC	1,841	26,436.76	
投資証券	米ドル	UNITI GROUP INC	7,236	35,239.32	
投資証券	米ドル	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	378	14,549.22	
投資証券	米ドル	URBAN EDGE PROPERTIES	3,526	61,775.52	
投資証券	米ドル	VENTAS INC	11,875	528,081.25	
投資証券	米ドル	VERIS RESIDENTIAL INC	2,419	35,704.44	
投資証券	米ドル	VICI PROPERTIES INC	30,531	892,421.13	

投資証券	米ドル	VORNADO REALTY TRUST	4,702	116,186.42	
投資証券	米ドル	WELLTOWER INC	16,334	1,425,468.18	
投資証券	米ドル	WHITESTONE REIT	1,427	17,837.50	
投資証券	米ドル	WP CAREY INC	6,458	360,873.04	
投資証券	米ドル	XENIA HOTELS & RESORTS INC	3,119	39,829.63	
米ドル　小計			777,638	29,843,797.15 (4,496,863,354)	
投資証券	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REIT	1,854	31,406.76	
投資証券	カナダドル	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,442	8,652.00	
投資証券	カナダドル	BOARDWALK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	716	50,420.72	
投資証券	カナダドル	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	511	7,843.85	
投資証券	カナダドル	BTB REIT	654	1,935.84	
投資証券	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REIT	2,432	117,635.84	
投資証券	カナダドル	CHOICE PROPERTIES REIT	4,771	63,168.04	
投資証券	カナダドル	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,547	20,590.57	
投資証券	カナダドル	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,553	21,773.06	
投資証券	カナダドル	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	3,832	50,390.80	
投資証券	カナダドル	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT	437	3,867.45	
投資証券	カナダドル	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,986	48,373.20	
投資証券	カナダドル	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	928	69,154.56	
投資証券	カナダドル	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	3,819	36,547.83	
投資証券	カナダドル	INTERRENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,978	25,971.14	
投資証券	カナダドル	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	1,619	30,761.00	
投資証券	カナダドル	MINTO APARTMENT REIT	561	9,155.52	
投資証券	カナダドル	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	560	8,153.60	
投資証券	カナダドル	NEXUS INDUSTRIAL REIT	1,004	7,911.52	
投資証券	カナダドル	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REIT	3,610	15,017.60	
投資証券	カナダドル	PRIMARIS REIT	1,410	19,063.20	
投資証券	カナダドル	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	931	4,924.99	
投資証券	カナダドル	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	4,409	78,921.10	
投資証券	カナダドル	SLATE GROCERY REIT	814	9,784.28	
投資証券	カナダドル	SMARTCENTRES REIT VAR VT UN	2,106	49,849.02	
投資証券	カナダドル	TRUE NORTH COMMERCIAL REIT	274	2,413.94	
カナダドル　小計			46,758	793,687.43 (88,162,799)	
投資証券	ユーロ	AEDIFICA	1,399	76,805.10	
投資証券	ユーロ	ALTAREA	138	10,501.80	
投資証券	ユーロ	CARE PROPERTY INVEST	1,038	12,808.92	

投資証券	ユーロ	CARMILA	1,656	26,098.56	
投資証券	ユーロ	COFINIMMO	1,087	67,665.75	
投資証券	ユーロ	COVIVIO	1,440	59,270.40	
投資証券	ユーロ	CROMWELL EUROPEAN REIT	9,180	12,576.60	
投資証券	ユーロ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	1,286	25,257.04	
投資証券	ユーロ	GECINA SA	1,525	146,018.75	
投資証券	ユーロ	HAMBORNER REIT AG	1,978	12,560.30	
投資証券	ユーロ	ICADE	926	27,965.20	
投資証券	ユーロ	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZIONE	1,607	3,422.91	
投資証券	ユーロ	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	8,412	42,732.96	
投資証券	ユーロ	INTERVEST OFFICES&WAREHOUSES	800	16,680.00	
投資証券	ユーロ	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	12,329	13,438.61	
投資証券	ユーロ	KLEPIERRE	5,738	132,375.66	
投資証券	ユーロ	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIMI SA	1,304	8,241.28	
投資証券	ユーロ	MERCIALYS	2,669	28,077.88	
投資証券	ユーロ	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	9,964	90,971.32	
投資証券	ユーロ	MONTEA NV	454	33,868.40	
投資証券	ユーロ	NSI NV	545	10,573.00	
投資証券	ユーロ	RETAIL ESTATES	365	21,535.00	
投資証券	ユーロ	SHURGARD SELF STORAGE LTD	926	38,276.21	
投資証券	ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	2,985	207,039.60	
投資証券	ユーロ	VASTNED RETAIL NV	543	11,050.05	
投資証券	ユーロ	WAREHOUSES DE PAUW SCA	5,099	129,412.62	
投資証券	ユーロ	WERELDHAVE NV	1,197	15,836.31	
投資証券	ユーロ	XIOR STUDENT HOUSING NV	843	22,297.35	
ユーロ　小計			77,433	1,303,357.58 (210,427,081)	
投資証券	英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST	11,678	5,786.44	
投資証券	英ポンド	AEW UK REIT PLC	4,611	4,200.62	
投資証券	英ポンド	ASSURA PLC	87,810	37,161.19	
投資証券	英ポンド	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	19,669	15,440.16	
投資証券	英ポンド	BIG YELLOW GROUP PLC	5,793	61,985.10	
投資証券	英ポンド	BRITISH LAND CO PLC	27,606	101,120.77	
投資証券	英ポンド	CLS HOLDINGS PLC	3,972	3,586.71	
投資証券	英ポンド	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	12,566	8,368.95	
投資証券	英ポンド	DERWENT LONDON PLC	3,307	64,486.50	
投資証券	英ポンド	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	17,971	15,850.42	
投資証券	英ポンド	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	7,556	27,700.29	
投資証券	英ポンド	HAMMERSON PLC	113,924	29,210.11	
投資証券	英ポンド	HELICAL PLC	2,855	5,333.14	
投資証券	英ポンド	HOME REIT PLC	19,023	7,238.25	

投資証券	英ポンド	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	11,496	9,150.81	
投資証券	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	22,294	140,630.55	
投資証券	英ポンド	LIFE SCIENCE REIT PLC	10,402	5,159.39	
投資証券	英ポンド	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	32,297	59,878.63	
投資証券	英ポンド	LXI REIT PLC	50,429	50,529.85	
投資証券	英ポンド	NEWRIVER REIT PLC	9,052	6,843.31	
投資証券	英ポンド	PICTON PROPERTY INCOME LTD	15,588	9,820.44	
投資証券	英ポンド	PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	38,322	35,026.30	
投資証券	英ポンド	PRS REIT PLC/THE	14,181	11,117.90	
投資証券	英ポンド	REGIONAL REIT LTD	14,002	2,968.42	
投資証券	英ポンド	SAFESTORE HOLDINGS PLC	6,413	51,945.30	
投資証券	英ポンド	SCHRODER REIT LTD	14,239	6,265.16	
投資証券	英ポンド	SEGRO PLC	36,251	295,010.63	
投資証券	英ポンド	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	57,502	73,890.07	
投資証券	英ポンド	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	37,188	28,114.12	
投資証券	英ポンド	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	18,319	14,472.01	
投資証券	英ポンド	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING REIT PLC	9,237	5,154.24	
投資証券	英ポンド	TRITAX BIG BOX REIT PLC	55,996	83,322.04	
投資証券	英ポンド	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	24,843	15,800.14	
投資証券	英ポンド	UNITE GROUP PLC	11,664	114,190.56	
投資証券	英ポンド	URBAN LOGISTICS REIT PLC	13,140	16,162.20	
投資証券	英ポンド	WAREHOUSE REIT PLC	12,561	10,387.94	
投資証券	英ポンド	WORKSPACE GROUP PLC	4,083	20,455.83	
英ポンド　小計			857,840	1,453,764.49 (275,982,650)	
投資証券	オーストラリアドル	ABACUS GROUP	13,016	13,927.12	
投資証券	オーストラリアドル	ABACUS STORAGE KING	15,882	18,581.94	
投資証券	オーストラリアドル	ARENA REIT	10,515	37,538.55	
投資証券	オーストラリアドル	BWP TRUST	14,234	49,249.64	
投資証券	オーストラリアドル	CENTURIA CAPITAL GROUP	23,708	41,726.08	
投資証券	オーストラリアドル	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	15,881	52,724.92	
投資証券	オーストラリアドル	CENTURIA OFFICE REIT	12,850	16,255.25	
投資証券	オーストラリアドル	CHARTER HALL GROUP	14,117	170,815.70	
投資証券	オーストラリアドル	CHARTER HALL LONG WALE REIT	19,735	74,598.30	
投資証券	オーストラリアドル	CHARTER HALL RETAIL REIT	15,370	57,022.70	
投資証券	オーストラ	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE	10,121	28,440.01	

	リアドル				
投資証券	オーストラリアドル	CROMWELL PROPERTY GROUP	41,250	16,706.25	
投資証券	オーストラリアドル	DEXUS	31,636	251,189.84	
投資証券	オーストラリアドル	DEXUS INDUSTRIA REIT	6,323	18,399.93	
投資証券	オーストラリアドル	GDI PROPERTY GROUP	15,425	10,026.25	
投資証券	オーストラリアドル	GOODMAN GROUP	51,005	1,357,243.05	
投資証券	オーストラリアドル	GPT GROUP	56,344	255,238.32	
投資証券	オーストラリアドル	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTRALIA	8,183	18,984.56	
投資証券	オーストラリアドル	HEALTHCO REIT	14,050	18,827.00	
投資証券	オーストラリアドル	HMC CAPITAL LTD	7,219	45,335.32	
投資証券	オーストラリアドル	HOMECO DAILY NEEDS REIT	52,931	67,222.37	
投資証券	オーストラリアドル	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS LTD	5,837	17,277.52	
投資証券	オーストラリアドル	INGENIA COMMUNITIES GROUP	11,151	52,186.68	
投資証券	オーストラリアドル	MIRVAC GROUP	116,062	261,139.50	
投資証券	オーストラリアドル	NATIONAL STORAGE REIT	37,231	85,631.30	
投資証券	オーストラリアドル	REGION RE LTD	34,173	78,597.90	
投資証券	オーストラリアドル	RURAL FUNDS GROUP	10,898	22,994.78	
投資証券	オーストラリアドル	SCENTRE GROUP	152,667	477,847.71	
投資証券	オーストラリアドル	STOCKLAND	70,215	322,286.85	
投資証券	オーストラリアドル	VICINITY CENTRES	113,814	234,456.84	
投資証券	オーストラリアドル	WAYPOINT REIT	20,025	50,062.50	
オーストラリアドル　小計			1,021,868	4,222,534.68 (410,683,722)	
投資証券	ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	24,963	27,708.93	
投資証券	ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	30,993	66,944.88	
投資証券	ニュージーランドドル	KIWI PROPERTY GROUP INC	46,983	39,700.63	
投資証券	ニュージーランドドル	PRECINCT PROPERTIES GROUP	39,794	48,349.71	
ニュージーランドドル　小計			142,733	182,704.15 (16,675,407)	

投資証券	香港ドル	CHAMPION REIT	50,000	90,500.00	
投資証券	香港ドル	FORTUNE REIT	44,000	196,240.00	
投資証券	香港ドル	LINK REIT	75,800	2,903,140.00	
投資証券	香港ドル	PROSPERITY REIT	35,000	43,050.00	
投資証券	香港ドル	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	30,000	55,500.00	
投資証券	香港ドル	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	65,000	68,250.00	
香港ドル　小計			299,800	3,356,680.00 (64,683,223)	
投資証券	シンガポールドル	AIMS APAC REIT	20,279	25,754.33	
投資証券	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	104,650	286,741.00	
投資証券	シンガポールドル	CAPITALAND ASCOTT TRUST	73,189	68,065.77	
投資証券	シンガポールドル	CAPITALAND CHINA TRUST	35,108	27,033.16	
投資証券	シンガポールドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	148,775	296,062.25	
投資証券	シンガポールドル	CDL HOSPITALITY TRUSTS	18,650	18,090.50	
投資証券	シンガポールドル	EC WORLD REIT	4,400	818.40	
投資証券	シンガポールドル	ESR-LOGOS REIT	178,251	54,366.55	
投資証券	シンガポールドル	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	31,700	20,288.00	
投資証券	シンガポールドル	FRASERS CENTREPOINT TRUST	32,979	73,213.38	
投資証券	シンガポールドル	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	86,803	96,351.33	
投資証券	シンガポールドル	KEPPEL DC REIT	39,140	68,103.60	
投資証券	シンガポールドル	KEPPEL REIT	66,150	59,204.25	
投資証券	シンガポールドル	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL REIT	51,221	29,964.28	
投資証券	シンガポールドル	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	61,769	145,157.15	
投資証券	シンガポールドル	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	97,792	146,688.00	
投資証券	シンガポールドル	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	68,009	93,172.33	
投資証券	シンガポールドル	PARAGON REIT	36,900	30,627.00	
投資証券	シンガポールドル	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	11,500	42,665.00	
投資証券	シンガポールドル	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	13,600	9,180.00	
投資証券	シンガポールドル	STARHILL GLOBAL REIT	39,500	19,157.50	
投資証券	シンガポ	SUNTEC REIT	65,900	76,444.00	

	ールドル				
シンガポールドル　小計			1,286,265	1,687,147.78 (188,218,206)	
投資証券	韓国ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	1,779	5,932,965.00	
投資証券	韓国ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT LTD	4,836	18,739,500.00	
投資証券	韓国ウォン	JR REIT XXVII	4,677	19,035,390.00	
投資証券	韓国ウォン	KORAMCO LIFE INFRA REIT	1,625	8,125,000.00	
投資証券	韓国ウォン	LOTTE REIT CO LTD	3,844	12,204,700.00	
投資証券	韓国ウォン	NH ALL-ONE REIT CO LTD	1,375	4,647,500.00	
投資証券	韓国ウォン	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	2,164	14,152,560.00	
投資証券	韓国ウォン	SK REITS CO LTD	3,571	13,766,205.00	
韓国ウォン　小計			23,871	96,603,820.00 (10,906,571)	
投資証券	イスラエル・シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	21,480	36,945.60	
投資証券	イスラエル・シェケル	REIT 1 LTD	5,852	91,876.40	
投資証券	イスラエル・シェケル	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	6,388	49,193.98	
イスラエル・シェケル　小計			33,720	178,015.98 (7,303,247)	
投資証券　合計				5,769,906,260 (5,769,906,260)	
合計				5,769,906,260 (5,769,906,260)	

注１　通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
注２　合計欄の（　）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。
注３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券139銘柄	100.0%	77.9%
カナダドル	投資証券 26銘柄	100.0%	1.5%
ユーロ	投資証券 28銘柄	100.0%	3.7%
英ポンド	投資証券 37銘柄	100.0%	4.8%
オーストラリアドル	投資証券 31銘柄	100.0%	7.1%
ニュージーランドドル	投資証券 ４銘柄	100.0%	0.3%
香港ドル	投資証券 ６銘柄	100.0%	1.1%
シンガポールドル	投資証券 22銘柄	100.0%	3.3%
韓国ウォン	投資証券 ８銘柄	100.0%	0.2%
イスラエル・シェケル	投資証券 ３銘柄	100.0%	0.1%

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

【中間財務諸表】

１．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の３及び第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年２月15日から2024年８月14日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2024 年 10 月 25 日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん世界アロケーションファンドの 2024 年 2 月 15 日から 2024 年 8 月 14 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきん世界アロケーションファンドの 2024 年 8 月 14 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024 年 2 月 15 日から 2024 年 8 月 14 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表
しんきん世界アロケーションファンド
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 （2024年２月14日現在）	当中間計算期間末 （2024年８月14日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	312,580,188	207,849,085
親投資信託受益証券	9,347,270,739	8,548,062,979
未収利息	－	1,059
流動資産合計	9,659,850,927	8,755,913,123
資産合計	9,659,850,927	8,755,913,123
負債の部		
流動負債		
未払解約金	29,004,145	4,402,417
未払受託者報酬	2,806,019	2,515,910
未払委託者報酬	56,120,400	50,318,098
未払利息	858	－
その他未払費用	6,043	－
流動負債合計	87,937,465	57,236,425
負債合計	87,937,465	57,236,425
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※2 8,528,168,071	※1,※2 7,823,371,292
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,043,745,391	875,305,406
（分配準備積立金）	321,732,494	293,311,966
元本等合計	9,571,913,462	8,698,676,698
純資産合計	9,571,913,462	8,698,676,698
負債純資産合計	9,659,850,927	8,755,913,123

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 （自　2023年２月15日 至　2023年８月14日）	当中間計算期間 （自　2024年２月15日 至　2024年８月14日）
営業収益		
受取利息	―	17,951
有価証券売買等損益	428,261,796	△25,270,432
営業収益合計	428,261,796	△25,252,481
営業費用		
支払利息	32,828	19,030
受託者報酬	2,987,807	2,515,910
委託者報酬	※1 59,755,995	※1 50,318,098
その他費用	45,756	4,370
営業費用合計	62,822,386	52,857,408
営業利益又は営業損失（△）	365,439,410	△78,109,889
経常利益又は経常損失（△）	365,439,410	△78,109,889
中間純利益又は中間純損失（△）	365,439,410	△78,109,889
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	19,694,311	6,713,179
期首剰余金又は期首欠損金（△）	671,232,713	1,043,745,391
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,519,650	13,036,899
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,519,650	13,036,899
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,180,861	96,653,816
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,180,861	96,653,816
分配金	―	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）	964,316,601	875,305,406

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	前計算期間末 （2024年２月14日現在）	当中間計算期間末 （2024年８月14日現在）
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 10,527,992,334円 期中追加設定元本額 226,485,992円 期中一部解約元本額 2,226,310,255円	期首元本額 8,528,168,071円 期中追加設定元本額 98,592,063円 期中一部解約元本額 803,388,842円
※２中間計算期間末日における受益権の総数	8,528,168,071口	7,823,371,292口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 （自　2023年２月15日 至　2023年８月14日）	当中間計算期間 （自　2024年２月15日 至　2024年８月14日）
※１当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.5%以下を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。 「しんきんグローバルリートマザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.5%以下を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。	※１当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 （2024年２月14日現在）	当中間計算期間末 （2024年８月14日現在）
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

前計算期間末 （2024年２月14日現在）	当中間計算期間末 （2024年８月14日現在）
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

前計算期間末 （2024年２月14日現在）	当中間計算期間末 （2024年８月14日現在）
１口当たり純資産額　1.1224円 （１万口当たり純資産額　11,224円）	１口当たり純資産額　1.1119円 （１万口当たり純資産額　11,119円）

（参考情報）
当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」及び「しんきんグローバルリートマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。
なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん好配当利回り株マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2024年８月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		170,966,069
株式		33,610,386,670
未収配当金		81,191,200
未収利息		871
流動資産合計		33,862,544,810
資産合計		33,862,544,810
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		－
負債合計		－
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	8,651,154,874
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		25,211,389,936
元本等合計		33,862,544,810
純資産合計		33,862,544,810
負債純資産合計		33,862,544,810

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年８月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 9,228,105,376円 期中追加設定元本額 1,051,381,849円 期中一部解約元本額 1,628,332,351円
元本の内訳	しんきん３資産ファンド（毎月決算型） 4,983,938,420円 しんきん好配当利回り株ファンド（３ヵ月決算型） 1,894,415,459円 しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 810,282,251円 しんきん世界アロケーションファンド 166,460,706円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 92,279,002円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 413,768,767円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 219,338,789円 しんきん好配当利回り株スペシャルⅡ（適格機関投資家限定） 70,671,480円 合計　8,651,154,874円
※２本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	8,651,154,874口

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年８月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年８月14日現在
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年８月14日現在
１口当たり純資産額　3.9142円 （１万口当たり純資産額　39,142円）

「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2024年８月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金		534,596,078
コール・ローン		217,386,381
株式		29,322,272,593
派生商品評価勘定		31,595
未収入金		81,251,655
未収配当金		85,783,290
未収利息		1,107
流動資産合計		30,241,322,699
資産合計		30,241,322,699
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		52,217
未払金		176,516,774
流動負債合計		176,568,991
負債合計		176,568,991
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	6,768,161,489
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		23,296,592,219
元本等合計		30,064,753,708
純資産合計		30,064,753,708
負債純資産合計		30,241,322,699

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年８月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 7,117,272,649円 期中追加設定元本額 547,815,918円 期中一部解約元本額 896,927,078円
元本の内訳	しんきん世界好配当利回り株ファンド（毎月決算型） 4,966,686,703円 しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 724,001,717円 しんきん世界アロケーションファンド 179,145,329円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 99,827,072円 しんきん世界好配当利回り株ファンド（１年決算型） 605,765,025円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 192,735,643円 合計　6,768,161,489円
※２本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	6,768,161,489口

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年８月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（通貨関連）

2024年８月14日現在					
区分	種類	契約額（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	118,799,773	—	118,763,395	△36,378
	米ドル	48,721,155	—	48,668,938	△52,217
	英ポンド	70,078,618	—	70,094,457	15,839
	売建	118,799,773	—	118,784,017	15,756
	米ドル	70,078,618	—	70,068,091	10,527
	ユーロ	9,901,168	—	9,900,140	1,028
	英ポンド	27,882,738	—	27,878,878	3,860
	スイスフラン	10,937,249	—	10,936,908	341
合計		237,599,546	—	237,547,412	△20,622

（注）時価の算定方法
１．本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①　同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②　同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をも

とに計算しております。

・同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．同中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切捨てております。

（１口当たり情報）

2024年８月14日現在
１口当たり純資産額　4.4421円 （１万口当たり純資産額　44,421円）

「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん国内債券マザーファンドⅡ

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2024年８月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		55,607,842
国債証券		9,376,243,700
地方債証券		1,095,464,000
特殊債券		301,283,000
社債券		791,533,000
未収利息		16,567,699
前払費用		9,184,323
流動資産合計		11,645,883,564
資産合計		11,645,883,564
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		－
負債合計		－
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	9,236,876,803
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		2,409,006,761
元本等合計		11,645,883,564
純資産合計		11,645,883,564
負債純資産合計		11,645,883,564

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年８月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 7,568,846,403円 期中追加設定元本額 8,730,647,272円 期中一部解約元本額 7,062,616,872円
元本の内訳	しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 2,586,271,279円 しんきん世界アロケーションファンド 3,767,344,964円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 2,158,712,658円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 724,547,902円 合計　9,236,876,803円
※２本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	9,236,876,803口

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年８月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年８月14日現在
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年８月14日現在
１口当たり純資産額　1.2608円 （１万口当たり純資産額　12,608円）

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2024年８月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金		36,270,715
コール・ローン		22,457,518
国債証券		13,449,081,170
未収利息		102,877,521
前払費用		12,316,411
流動資産合計		13,623,003,335
資産合計		13,623,003,335
負債の部		
流動負債		
未払解約金		4,500,000
流動負債合計		4,500,000
負債合計		4,500,000
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	7,503,562,685
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		6,114,940,650
元本等合計		13,618,503,335
純資産合計		13,618,503,335
負債純資産合計		13,623,003,335

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年８月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 7,757,464,624円 期中追加設定元本額 478,815,000円 期中一部解約元本額 732,716,939円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 115,009,475円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 143,226,055円 しんきん３資産ファンド（毎月決算型） 5,726,780,165円 しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 610,251,125円 しんきん世界アロケーションファンド 185,393,021円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 105,893,428円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 456,170,558円

	しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 160,838,858円 合計　7,503,562,685円
※２本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	7,503,562,685口

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年８月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年８月14日現在
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年８月14日現在
１口当たり純資産額　1.8149円 （１万口当たり純資産額　18,149円）

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2024年８月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金		28,459,161
コール・ローン		17,997,980
国債証券		11,479,911,795
特殊債券		1,859,740,624
未収利息		114,434,148
前払費用		4,511,731
流動資産合計		13,505,055,439
資産合計		13,505,055,439
負債の部		
流動負債		
未払解約金		2,000,000
流動負債合計		2,000,000
負債合計		2,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	6,093,910,701
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		7,409,144,738
元本等合計		13,503,055,439
純資産合計		13,503,055,439
負債純資産合計		13,505,055,439

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年８月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 6,527,126,482円 期中追加設定元本額 384,981,308円 期中一部解約元本額 818,197,089円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ 138,580,302円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 117,582,616円 しんきん３資産ファンド（毎月決算型） 4,607,416,024円 しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 495,637,048円 しんきん世界アロケーションファンド 150,332,069円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 86,199,092円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 367,644,422円

	しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 130,519,128円 合計　6,093,910,701円
※２本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	6,093,910,701口

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年８月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年８月14日現在
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年８月14日現在
１口当たり純資産額　2.2158円 （１万口当たり純資産額　22,158円）

「しんきん高格付外国債券マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん高格付外国債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2024年８月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金		8,638,275
コール・ローン		7,522,288
国債証券		2,412,527,081
地方債証券		134,082,376
特殊債券		9,330,313
未収利息		14,529,736
前払費用		3,129,389
流動資産合計		2,589,759,458
資産合計		2,589,759,458
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		－
負債合計		－
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	1,615,692,400
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		974,067,058
元本等合計		2,589,759,458
純資産合計		2,589,759,458
負債純資産合計		2,589,759,458

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年８月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,676,405,913円 期中追加設定元本額 245,549,658円 期中一部解約元本額 306,263,171円
元本の内訳	しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 691,078,408円 しんきん世界アロケーションファンド 104,650,058円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 59,503,789円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 182,243,728円 しんきん高格付外国債券スペシャル（適格機関投資家限定） 578,216,417円 合計　1,615,692,400円
※２本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	1,615,692,400口

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年８月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年８月14日現在
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年８月14日現在
１口当たり純資産額　1.6029円 （１万口当たり純資産額　16,029円）

「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんＪリートマザーファンドⅡ

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2024年８月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		9,713,754
投資証券		7,147,164,500
未収配当金		65,742,850
未収利息		49
流動資産合計		7,222,621,153
資産合計		7,222,621,153
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		－
負債合計		－
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	2,656,623,067
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		4,565,998,086
元本等合計		7,222,621,153
純資産合計		7,222,621,153
負債純資産合計		7,222,621,153

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年８月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 元本の内訳	期首元本額 2,574,545,553円 期中追加設定元本額 943,668,772円 期中一部解約元本額 861,591,258円 しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 1,205,510,894円 しんきん世界アロケーションファンド 313,388,554円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 178,847,698円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 622,198,249円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 336,677,672円 合計　2,656,623,067円
※２本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	2,656,623,067口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年８月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 　（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 　該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 　有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年８月14日現在
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年８月14日現在
１口当たり純資産額　2.7187円 （１万口当たり純資産額　27,187円）

「しんきんグローバルリートマザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんグローバルリートマザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2024年８月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金		6,027,911
コール・ローン		1,030,526
投資証券		5,184,431,242
未収入金		437,535
未収配当金		10,485,001
未収利息		5
流動資産合計		5,202,412,220
資産合計		5,202,412,220
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		－
負債合計		－
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	1,829,515,539
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		3,372,896,681
元本等合計		5,202,412,220
純資産合計		5,202,412,220
負債純資産合計		5,202,412,220

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年８月14日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,227,821,846円 期中追加設定元本額 635,661,474円 期中一部解約元本額 1,033,967,781円
元本の内訳	しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 1,157,507,568円 しんきん世界アロケーションファンド 232,636,046円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 131,903,970円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 307,467,955円 合計　1,829,515,539円
※２本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	1,829,515,539口

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年８月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年８月14日現在
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年８月14日現在
１口当たり純資産額　2.8436円 （１万口当たり純資産額　28,436円）

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2024年８月30日現在

しんきん世界アロケーションファンド

Ⅰ 資産総額	8,721,893,569 円
Ⅱ 負債総額	14,660,360 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	8,707,233,209 円
Ⅳ 発行済数量	7,787,651,440 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1181 円

（参考）「しんきん世界アロケーションファンド」が投資対象とする「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんJリートマザーファンドⅡ」、「しんきんグローバルリートマザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の純資産額計算書は、以下のとおりです。

しんきん好配当利回り株マザーファンド

Ⅰ 資産総額	35,476,084,832 円
Ⅱ 負債総額	10,000,000 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	35,466,084,832 円
Ⅳ 発行済数量	8,679,440,694 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.0862 円

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

Ⅰ 資産総額	31,004,580,423 円
Ⅱ 負債総額	107,735 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	31,004,472,688 円
Ⅳ 発行済数量	6,780,551,547 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.5726 円

しんきん国内債券マザーファンドⅡ

Ⅰ 資産総額	11,584,668,905 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	11,584,668,905 円
Ⅳ 発行済数量	9,236,876,803 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2542 円

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

Ⅰ 資産総額	13,176,731,021 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	13,176,731,021 円
Ⅳ 発行済数量	7,353,268,573 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7920 円

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

Ⅰ 資産総額	13,248,722,032 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	13,248,722,032 円
Ⅳ 発行済数量	6,066,079,875 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1841 円

しんきん高格付外国債券マザーファンド

Ⅰ 資産総額	2,605,573,114 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	2,605,573,114 円
Ⅳ 発行済数量	1,617,553,212 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6108 円

しんきんJリートマザーファンドⅡ

Ⅰ 資産総額	7,394,423,904 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	7,394,423,904 円
Ⅳ 発行済数量	2,656,623,067 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.7834 円

しんきんグローバルリートマザーファンド

Ⅰ 資産総額	5,313,949,540 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	5,313,949,540 円
Ⅳ 発行済数量	1,831,620,286 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9012 円

しんきん短期国内債券マザーファンド

Ⅰ 資産総額	45,052,808,229 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	45,052,808,229 円
Ⅳ 発行済数量	45,087,082,643 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9992 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（２）受益者名簿

該当事項はありません。

（３）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数　　16,000株

発行済株式総数　　4,000株

最近５年間における主な資本の額の増減はありません。

（２）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

①　商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

②　運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③　コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。

・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。

・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。

・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2024年８月30日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	94	833,960
単位型公社債投資信託	36	77,423
単位型株式投資信託	86	154,491
合計	216	1,065,875

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．　財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月１４日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩崎　裕男

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２３年4月１日から２０２４年3月３１日までの第３４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２４年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

1　財務諸表

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 （2023年3月31日現在）		当事業年度 （2024年3月31日現在）	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
（資産の部）		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		8,096,631		8,583,718
前払費用			36,097		36,090
未収委託者報酬			684,094		714,228
未収運用受託報酬	*2		8,342		17,472
未収収益			13		53
その他の流動資産			5,263		8,804
流動資産計			8,830,443		9,360,369
固定資産					
有形固定資産	*1		91,563		96,118
建物		68,621		66,035	
器具備品		22,941		30,082	
無形固定資産			43,991		30,478
ソフトウェア		42,579		28,836	
電話加入権		959		959	
その他		451		681	
投資その他の資産			43,197		61,265
投資有価証券		3,724		22,943	
長期前払費用		825		1,735	
繰延税金資産		38,647		36,586	
固定資産計			178,752		187,861
資産合計			9,009,195		9,548,231

		前事業年度 （2023年3月31日現在）		当事業年度 （2024年3月31日現在）	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
（負債の部）		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			486,155		525,427
未払手数料	*2	412,521		446,175	
その他未払金		73,634		79,251	
未払法人税等			151,940		99,630
未払消費税等			38,253		23,241
未払事業所税			2,241		2,368
賞与引当金			84,622		85,497
その他の流動負債			4,551		4,498
流動負債計			767,765		740,664
固定負債					
退職給付引当金			147,286		149,819
役員退職慰労引当金			37,727		16,156
固定負債計			185,013		165,976
負債合計			952,779		906,640
（純資産の部）		千円	千円	千円	千円
株主資本			8,056,260		8,641,284
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			7,856,260		8,441,284
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		7,854,260		8,439,284	
別途積立金		6,990,000		7,700,000	
繰越利益剰余金		864,260		739,284	
評価・換算差額等			155		307
その他有価証券評価差額金			155		307
純資産合計			8,056,416		8,641,591
負債・純資産合計			9,009,195		9,548,231

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日		当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,878,713		5,755,477
運用受託報酬	*1		117,575		119,263
営業収益計			5,996,289		5,874,740
営業費用					
支払手数料	*1		2,900,890		2,834,615
広告宣伝費			59,825		56,076
調査費			780,767		862,064
調査研究費		559,786		602,300	
委託調査費		220,980		259,764	
営業雑経費			71,717		78,304
印刷費		61,913		67,921	
郵便料		109		130	
電信電話料		4,834		5,157	
協会費		4,860		5,094	
営業費用計			3,813,200		3,831,061
一般管理費					
給料			678,964		738,208
役員報酬		62,899		66,058	
給料・手当		452,557		493,278	
賞与		65,183		73,133	
法定福利費		92,930		100,162	
福利厚生費		5,392		5,575	
賞与引当金繰入			84,622		85,414
退職給付費用			75,930		80,176
役員退職慰労引当金繰入			9,425		10,662
交際費			2,777		4,789
旅費交通費			6,235		9,001
租税公課			24,607		22,609
不動産賃借料			62,890		62,981
固定資産減価償却費			30,126		28,300
諸経費			168,648		156,090
一般管理費計			1,144,227		1,198,235
営業利益			1,038,861		845,443
営業外収益					
受取利息	*1		86		132
その他営業外収益			334		328
営業外収益計			421		461
営業外費用					
雑損失			1,646		4,534
営業外費用計			1,646		4,534
経常利益			1,037,636		841,371

		前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日		当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			3,250		3,426
特別損失計			3,250		3,426
税引前当期純利益			1,034,385		837,944
法人税、住民税および事業税			319,688		250,927
法人税等調整額			2,984		1,993
当期純利益			711,712		585,023

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	780,000	△780,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	711,712	711,712	711,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	780,000	△68,287	711,712	711,712
当期末残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	122	122	7,344,671
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	711,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	33	33
当期変動額合計	33	33	711,745
当期末残高	155	155	8,056,416

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	710,000	△710,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	585,023	585,023	585,023
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	710,000	△124,976	585,023	585,023
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	585,023
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

重要な会計方針

	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
1.有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建　　物　3年　～　50年 器具備品　3年　～　20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4.収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 　消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 　なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
建　　物	81,193 千円	85,996 千円
器具備品	41,919 千円	46,782 千円

＊２　関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
普通預金	6,939,485 千円	7,469,689 千円
定期預金	1,000,000 千円	1,000,000 千円
未収運用受託報酬	2,252 千円	2,051 千円
未払手数料	195,316 千円	214,856 千円

（損益計算書関係）

＊１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
運用受託報酬	103,058 千円	68,151 千円
受取利息	84 千円	129 千円
支払手数料	2,285,492 千円	2,203,996 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	3,724	3,724	—
合計	3,724	3,724	—

（注 1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注 2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	１年以内	１年超
（1）預金	8,096,294	8,096,294	—
（2）未収委託者報酬	684,094	684,094	—
（3）未収運用受託報酬	8,342	8,342	—
合計	8,788,731	8,788,731	—

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	―	3,724	―	3,724
合計	―	3,724	―	3,724

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル２に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	—
合計	22,943	22,943	—

（注1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	１年以内	１年超
（1）預金	8,583,432	8,583,432	—
（2）未収委託者報酬	714,228	714,228	—
（3）未収運用受託報酬	17,472	17,472	—
合計	9,315,133	9,315,133	—

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	―	22,943	―	22,943
合計	―	22,943	―	22,943

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル２に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,729	2,500	229
小計	2,729	2,500	229
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	994	1,000	△5
小計	994	1,000	△5
合計	3,724	3,500	224

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	20,008	20,500	△491
小計	20,008	20,500	△491
合計	22,943	22,500	443

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日
委託者報酬	5,878,713
運用受託報酬	117,575
合計	5,996,289

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4.収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	141,018	147,286
退職給付費用	18,504	19,805
退職給付の支払額	△12,235	△17,272
制度への拠出額	―	―
退職給付引当金の期末残高	147,286	149,819

（2）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	147,286	149,819
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,286	149,819
退職給付引当金	147,286	149,819
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,286	149,819

（3）退職給付費用

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 18,504	千円 19,805

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度　48,840 千円、当事業年度　52,340 千円であります。

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
(1)　直近の積立状況に関する事項	(2022 年 3 月 31 日現在) 千円	(2023 年 3 月 31 日現在) 千円
年金資産の額	1,740,569,136	1,680,937,373
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426,438	1,770,192,799
差引額	△66,857,301	△89,255,425
(2)　掛金に占める当社の拠出割合	(2022 年 3 月分) 0.1000%	(2023 年 3 月分) 0.1104%
(3)　補足説明	上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高 162,618,026 千円および年金財政計算上の別途積立金 95,760,724 千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 か月の元利均等定率償却であります。	上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高 147,969,513 千円および年金財政計算上の別途積立金 58,714,087 千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	25,911	26,179
役員退職慰労引当金	11,552	4,947
退職給付引当金繰入限度超過額	45,099	45,874
未払事業税	8,233	5,926
未払事業所税	686	725
その他	3,884	3,890
繰延税金資産　小計	95,367	87,544
評価性引当額	△56,651	△50,821
繰延税金資産　合計	38,715	36,722
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	△68	△135
繰延税金負債　合計	△68	△135
繰延税金資産の純額	38,647	36,586

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	103,058

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）

１．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	2,285,492千円	未払手数料	195,316千円
								運用受託報酬	103,058千円		
								出向者人件費	49,336千円		
								事務所賃借料	49,958千円		

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	585,259千円	未払手数料	137,270千円

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

２．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	2,203,996千円	未払手数料	214,856千円
								運用受託報酬	68,151千円		
								出向者人件費	70,903千円		
								事務所賃借料	49,958千円		

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	594,916千円	未払手数料	132,162千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
1株当たり純資産額	2,014,104円10銭	2,160,397円84銭
1株当たり当期純利益金額	177,928円 2銭	146,255円82銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
当期純利益金額	711,712千円	585,023千円
普通株主に帰属しない金額	―千円	―千円
普通株式に係る当期純利益金額	711,712千円	585,023千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1） 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3） 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（4） 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5） 上記（1）から（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1） 定款の変更

2024年６月20日付で、取締役会長の選定の変更等に関する定款の変更を行いました。

（2） 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

しんきん世界アロケーションファンド

愛称：しんきんラップ（安定型）

約　款

20231111

運用の基本方針

投資信託約款第18条の規定に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券（国内株式）、しんきん世界好配当利回り株マザーファンド受益証券（外国株式）、しんきん国内債券マザーファンドⅡ受益証券（国内債券）、しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきん高格付外国債券マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきんＪリートマザーファンドⅡ受益証券（国内不動産投資信託）、しんきんグローバルリートマザーファンド受益証券（外国不動産投資信託）およびしんきん短期国内債券マザーファンド受益証券（国内短期金融資産）を主要投資対象とします。

※（　）内は投資対象資産を示します。

（２）投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債、不動産投資信託および国内短期金融資産等へ実質的な投資を行います。

② 原則として、各マザーファンド受益証券への配分比率は、定性評価、定量評価等を勘案した資産分散手法により決定し、適宜見直しを行います。なお、一部のマザーファンド受益証券への配分比率をゼロとする場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

（３）投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針

年１回の決算日に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
しんきん世界アロケーションファンド　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

２　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条第１項、同条第２項および第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

２　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第３条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

２　委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

３　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から 2044 年２月 15 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については、1,000 億口を上限に均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

２　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

２　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

３　第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託の全ての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

２　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

３　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

２　前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

３　第１項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受付けないものとします。ただし、第34条第２項のただし書き以外に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

４　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる当該価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

５　前項の手数料の額は、指定販売会社が定めるものとします。

６　受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

７　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情がある時は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

２　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

３　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

（２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（投資の対象とする有価証券の範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱U

ＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」、「しんきんグローバルリートマザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（１）コマーシャル・ペーパー

（２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

（３）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、（３）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

２　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

（１）預金

（２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

（３）コール・ローン

（４）手形割引市場において売買される手形

３　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項（１）から（４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 21 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 15 条、第 16 条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

２　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

３　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条、第 16 条第１項および第２項に

掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

４　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第18条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第20条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

２　前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額に当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第21条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

（１）委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

（２）委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

（３）委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

（４）内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

２　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

３　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

（１）信託財産の保存に係る業務

（２）信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

（３）委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な

行為に係る業務

（４）受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について、円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

２　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

３　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

４　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却および再投資の指図）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

２　委託者は、前項の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

（１）一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。

（２）一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

（３）借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の 10%以内。

３　第 1 項の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

４　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条　投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

２　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

３　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎年２月15日から翌年２月14日までとします。
ただし、第1計算期間は平成25年10月25日から平成26年２月14日までとします。

２　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

２　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

３　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

４　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第30条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

（１）他の受益者の氏名または名称および住所

（２）他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用）

第31条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第32条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

２　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

３　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 33 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（１）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（２）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

２　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の支払い）

第 34 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われます。

２　指定販売会社は、別に定める契約に基づき、収益分配金を再投資する受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録がされます。ただし、第 37 条第２項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

３　指定販売会社は、受益者が、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

４　前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後１か月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

５　償還金は、信託終了日後１か月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

6　一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

7　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

8　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金等の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、一部解約金については前条第6項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については前条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

2　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第36条　収益分配金については、受益者が第34条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、受益者が第34条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第37条　受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

2　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

4　この約款において基準価額とは、純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

5　受益者が一部解約に係る一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

6　委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け

付けを中止することができます。

7　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第３項の規定に準じて算定した価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 38 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第 39 条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により受益権の総口数が３億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

5　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 40 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

2　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 41 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

2　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議で否決された場合を除き、

当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

２　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

４　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

５　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

６　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

７　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第45条　この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

２　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成25年10月25日（信託契約締結日）

委託者　　しんきんアセットマネジメント投信株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（ご参考）

親投資信託
しんきん好配当利回り株マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第 14 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。

② 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。

③ 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。

④ 株式以外の資産の組入れ比率は通常の場合 50%以下とします。

⑤ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引を行うことができます。

⑥ 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

20230909

（ご参考）

親投資信託
しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 日本を除く世界各国の配当利回りの高い企業の株式へ分散投資を行うことにより、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。

② 運用指図に関する権限は、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

③ 株式の銘柄選定にあたっては、銘柄毎の配当利回り・増配期待・流動性に着目しつつ、企業のファンダメンタル分析も勘案して行います。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑥ 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額 10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

20230805

（ご参考）

親投資信託
しんきん国内債券マザーファンドⅡ

運用の基本方針

投資信託約款第15条の規定に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主としてわが国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 「ダイワ・ボンド・インデックス総合」をベンチマークとします。

② 投資対象とする公社債は、組入段階においていずれかの信用格付業者等からＢＢＢ格相当以上の長期信用格付けを取得しているものとします。

③ 国内企業およびそれに準じる発行体の発行するユーロ円建資産および外国企業の発行する円建資産・ユーロ円建資産を組入れることがあります。

④ 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。

⑤ 公社債の組入れ比率については原則として高位を保ちます。

⑥ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑦ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

20230909

（ご参考）

親投資信託
しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主として欧州各国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＥＭＵ（欧州経済通貨同盟）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主としてＥＭＵ参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。

② ＦＴＳＥ ＥＭＵ国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

③ 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。

④ 外貨建資産の組入比率については原則として高位を保ちます。

⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

20230909

（ご参考）

親投資信託
しんきん米国ソブリン債マザーファンド

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主として米国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。

② ＦＴＳＥ 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

③ 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。

④ 外貨建資産の組入比率については原則として高位を保ちます。

⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以下とします。

20230909

（ご参考）

親投資信託
しんきん高格付外国債券マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第 15 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主として日本、米国、ＥＭＵ（欧州経済通貨同盟）参加国を除く世界各国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

日本、米国、ＥＭＵ（欧州経済通貨同盟）参加国を除く世界各国の国債、政府機関債、地方債および国際機関債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 投資対象とする公社債は、組入時において、信用格付業者であるムーディーズ社またはスタンダード＆プアーズ社のいずれかからＡＡ格以上の信用格付けを取得しているものとします。

② 国別の投資配分比率は、各国の市場規模・経済規模等を勘案し決定します。

③ 各国のマクロ経済等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、債券ポートフォリオの構築を図ります。

④ 外貨建資産の組入れ比率については、原則として高位を保ちます。

⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

20230909

（ご参考）

親投資信託
しんきんＪリートマザーファンドⅡ

運用の基本方針

投資信託約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

② 運用にあたっては、「東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。

③ 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

１）財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

２）収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

３）流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

④ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑤ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30%を超えないものとします。

③ 株式への投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

20220416

（ご参考）

親投資信託
しんきんグローバルリートマザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② 運用指図に関する権限は、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。

③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30％以内とします。ただし、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における時価の構成割合が 30％を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券へＳ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

③ 原則として、株式への投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

20170919

（ご参考）

親投資信託
しんきん短期国内債券マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１） 投資対象

わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

（２） 投資態度

① 主としてわが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール（オーバーナイト物）をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。

② 短期公社債の組入れにあたっては、原則、残存期間 1 年以内のものとし、取得時において、いずれかの信用格付業者等からＡ格相当以上の信用格付けを得ている銘柄に限定します。

③ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

④ 資金動向あるいは市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３） 投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 公社債および短期金融資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資は行いません。

20231111

しんきんアセットマネジメント投信株式会社